

高石市地域防災計画 (令和 3 年 3 月)

資料編

目 次

1. 防災会議及び災害対策本部、防災関係機関等に関する資料.....	1
資料 1-1 高石市防災会議条例	1
資料 1-2 高石市防災会議委員名簿	3
資料 1-3 高石市防災会議運営要綱	4
資料 1-4 高石市災害対策本部条例	5
資料 1-5 高石市災害対策本部事務分掌	6
資料 1-6 動員体制別職員動員計画表	9
資料 1-7 防災関係機関一覧表	10
2. 災害履歴や地震被害想定、防災マップ等に関する資料.....	11
資料 2-1 大阪に被害をもたらした過去の主な地震	11
資料 2-2 兵庫県南部地震による高石市の被害状況	13
資料 2-3 地震被害想定	16
資料 2-4 地震度予測図・液状化予測図	24
資料 2-5 大阪府に被害をもたらした過去の風水害	25
資料 2-6 防災マップ	33
3. 防災拠点及び主要施設設備等に関する資料.....	34
資料 3-1 府の防災拠点等一覧表	34
資料 3-2 市の防災拠点等一覧表	35
資料 3-3 市施設一覧表	36
資料 3-4 公的空地一覧表	38
資料 3-5 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	40
資料 3-6 市域に関する緊急交通路及び主要道路一覧表	42
資料 3-7 都市計画道路一覧表	46
資料 3-8 高石市保有車両一覧表	47
資料 3-9 災害時用臨時ヘリポート	49
資料 3-10 備蓄配備一覧表	53
4. 堺市消防局及び消防水利、危険物、水門等に関する資料.....	54
資料 4-1 堺市消防局組織機構図	54
資料 4-2 堺市消防局職員の配置表	55
資料 4-3 消防庁舎現況	56
資料 4-4 各種車両配置表	58
資料 4-5 消防通信指令総合システム	60
資料 4-6 消防水利状況	61
資料 4-7 危険物施設一覧表	67
資料 4-8 水門・樋門・鉄扉・ポンプ場・排水機場位置	68
5. 医療関係機関や要配慮者利用施設等に関する資料.....	69
資料 5-1 医療機関一覧表	69
資料 5-2 医療救護班編成表	73
資料 5-3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	74
6. 防災行政無線や災害に関する広報等に関する資料.....	77
資料 6-1 高石市防災行政無線（固定系）	77
資料 6-2 高石市防災行政無線（移動系）	78
資料 6-3 大阪府防災行政無線	80
資料 6-4 堺泉北地域防災相互無線（高石市所管分）	80
資料 6-5 大阪府防災情報システム	81
資料 6-6 広報の文例	82

7. 災害に関する協定等に関する資料.....	88
資料 7-1 災害協定一覧	88
資料 7-2 高石市環境保全協定	93
資料 7-3 大阪府水道震災対策相互応援協定書	101
資料 7-4 災害時における医師の救急医療に関する協定書	105
8. 災害救助法の概要及び各種様式等に関する資料.....	106
資料 8-1 災害救助法の救助の内容	106
資料 8-2 激甚災害指定基準	110
資料 8-3 局地激甚災害指定基準	112
資料 8-4 被害状況等報告	113
資料 8-5 災害復旧に伴う国の財政援助等	128
資料 8-6 自衛隊派遣要請書様式等	129
資料 8-7 緊急通行車両事前届出書	130
資料 8-8 罹災証明書（統一様式）	133

1. 防災会議及び災害対策本部、防災関係機関等に関する資料

資料 1-1 高石市防災会議条例

○高石市防災会議条例

昭和 38 年 6 月 19 日
条例第 15 号

改正 平成 12 年 3 月 16 日条例第 9 号
平成 18 年 3 月 28 日条例第 1 号
平成 24 年 9 月 19 日条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法律」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、高石市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平 12 条 9 ・ 一 改)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高石市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(平 24 条 22 ・ 一 改)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 35 人以内をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 本市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長
- (3) 大阪府の知事の部内の職員
- (4) 大阪府警察の警察官
- (5) 本市の職員
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

6 委員（前項第 6 号及び第 7 号の委員を除く。）の任期は、2 年とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(平 12 条 9 ・ 平 18 条 1 ・ 平 24 条 22 ・ 一 改)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平 12 条 9 ・ 一 改)

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第 1 編
総 則

第 2 編
災害予

第 3 編
害応急対策 地震災

第 4 編
災害応急対策 風水害

第 5 編
災害応急対策 事故等

第 6 編
旧・復興対策 災害復

附属 1
東海地震の警

附属 2
南海トラフ地

資 料 編

(平 12 条 9 ・ 一 改)

(議事等)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、
会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(他の条例の廃止)

2 高石町水害対策委員会設置条例（昭和 33 年高石町条例第 5 号）は、この条例施行の日から廃止
する。

附 則（平成 12 年 3 月 16 日条例第 9 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日条例第 1 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 編
総 則

第 2 編
災 害
対 策

第 3 編
地 震
災 害
対 策

第 4 編
風 水
害
災 害
対 策

第 5 編
事 故
等
災 害
対 策

第 6 編
災 害
復 旧
・ 復 興
対 策

附 属 1
東 海 地 震
の 警 戒
に 伴 う 対 策

附 属 2
南 海 上 づ づ
地 震 防 災 対 策
推 進 計 画

資 料
編

資料 1-2 高石市防災会議委員名簿

高石市防災会議委員名簿

令和3年2月現在

条例区分号	条例区分名称	機関名	職
会長	市長	高石市	市長
1号委員	指定地方行政機関	近畿農政局大阪府拠点	総括農政推進官
1号委員	指定地方行政機関	堺海上保安署	署長
1号委員	指定地方行政機関	近畿地方整備局大阪国道事務所 南大阪維持出張所	出張所長
2号委員	陸上自衛隊	陸上自衛隊第三師団	第三十七普通科 連隊第2中隊長
3号委員	大阪府職員	大阪府鳳土木事務所	所長
3号委員	大阪府職員	大阪府鳳土木事務所	参事兼地域支援・ 企画課長
3号委員	大阪府職員	大阪港湾局 泉州港湾・海岸部	堺泉北建設管理課 長
3号委員	大阪府職員	大阪府和泉保健所	所長
4号委員	大阪府警察の職員	大阪府高石警察署	署長
5号委員	高石市職員	高石市	副市長
5号委員	高石市職員	高石市	総務部危機管理監
5号委員	高石市職員	高石市	政策推進部長
5号委員	高石市職員	高石市	総務部長
5号委員	高石市職員	高石市	保健福祉部長
5号委員	高石市職員	高石市	土木部長
5号委員	高石市職員	高石市	教育部長
5号委員	高石市職員	高石市	議会事務局長
6号委員	教育長	高石市教育委員会	教育長
7号委員	消防長	堺市消防局	消防長
7号委員	消防団長	高石市消防団	団長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	西日本旅客鉄道株式会社	鳳駅駅長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	西日本電信電話株式会社大阪支店	設備部長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	日本郵便株式会社	浜寺郵便局長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	阪神高速道路株式会社管理本部	大阪管理部長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー 南部導管部 導管計画チーム	マネジャー
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	関西電力送配電株式会社 大阪支社大阪南総務部	南大阪地域統括長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	光明池土地改良区	理事長
8号委員	指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員	南海電気鉄道株式会社	泉大津駅長
9号委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験者	高石市自主防災組織連絡 協議会	会長
9号委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験者	高石防災協会	会長
9号委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験者	京都大学防災研究所	教授
9号委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験者	高石市社会福祉協議会	会長
9号委員	自主防災組織を構成する 者又は学識経験者	高石市婦人団体協議会	会長
10号委員	その他、市長が必要と認める者	一般社団法人高石市医師会	理事
10号委員	その他、市長が必要と認める者	高石市連合自治会	会長

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の警
戒宣言について

附属2
南海トラフ地
震の対策推進計画

資
料
編

資料 1-3 高石市防災会議運営要綱

高石市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高石市防災会議条例（昭和38年高石町条例第15号）第6条の規定に基づき、高石市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(専決処分)

第3条 会長は、緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を開くことができないときは、会議が処理すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項を専決処分することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、高石市総務部危機管理課が行う。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年3月1日から施行する。

資料 1-4 高石市災害対策本部条例

○高石市災害対策本部条例

昭和 38 年 10 月 14 日

条例第 20 号

改正 平成 8 年 3 月 21 日条例第 1 号

平成 24 年 9 月 19 日条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、高石市の災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 8 条 1 ・ 平 24 条 22 ・ 一 改)

(職務権限)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長及び部員を置き、それぞれ災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 21 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 編
総 則

第 2 編
防 災
予 備

第 3 編
害 応 急 対 策
地 震 災 害

第 4 編
災 害 応 急 対 策
風 水 害

第 5 編
災 害 応 急 対 策
事 故 等

第 6 編
旧 ・ 復 興 対 策
災 害 復 旧

附 属 1
東 海 地 震 の 警 戒 策 等 について

附 属 2
南 海 ト ラ フ ick 防 災 対 策 推 進 計 画

資 料
編

資料 1-5 高石市災害対策本部事務分掌

組織名	事 務 分 掌
災害対策本部	1. 情報の収集分析、伝達に関する事 2. 職員の動員体制に関する事 3. 自衛隊等関係機関に対する応援の要請に関する事 4. 市民の避難誘導の決定に関する事 5. 地区防災拠点の開設に関する事 6. 避難所の開設に関する事 7. 府が現地災害対策本部を設置した場合、その連絡に関する事 8. 災害救助法の適用申請に関する事 9. その他災害に関する重要事項に関する事

部 名「部長」	班 名【班長】	担当課	事 務 分 掌
	各班共通		1. 各班の災害応急対策マニュアル（職員の配置を含む）の作成に関する事 2. 各班の事務に関する情報収集、調査及び災害対策本部（以下「本部」という。）への報告に関する事 3. 各所管に係る施設等の被害調査と応急措置に関する事 4. 特命の事項に関する事
総務部・本部事務局 「危機管理監」	本部班 【危機管理課長】	危機管理課	1. 本部会議の事務に関する事 2. 職員の非常招集に関する事 3. 気象情報の受報収集及び伝達、その他の通信情報に関する事 4. 防災関係機関との連絡調整及び各種報告に関する事 5. 災害の記録に関する事 6. 災害応急対策状況及び被害状況全般に関する事 7. 防災行政無線移動系の運用に関する事 8. 災害発生時における公害対策全般に関する事 9. 各班との連絡調整に関する事
総務部 「総務部長」	総務班 【総務課長】	総務課 契約検査課	1. 公用車の集中管理に関する事 2. 災害時における通信の確保に関する事 3. 災害状況の集計等に関する事 4. 物品購入等契約に関する事 5. 災害対策諸物資の調達管理及び配備に関する事
	人事班 【人事課長】	人事課	1. 職員の参集状況の把握に関する事 2. 職員の給食、給水に関する事 3. 職員の給与に関する事
	市民班 【市民課長】	市民課 人権推進課	1. 避難所の開設に関する事 2. 避難所における物資の整備に関する事 3. 避難所駐在員に対する連絡に関する事 4. 避難状況の報告に関する事 5. 収容保護及び避難所の管理に関する事 6. 災害時の遺体の処理及び火葬に関する事
	生活環境班 【生活環境課長】	生活環境課	1. ゴミ・し尿及び死獣等の処理に関する事 2. 防疫に関する事
政策推進部 「政策推進部長」	広報班 【秘書課長】	秘書課	1. 市民に対する災害広報に関する事 2. 報道機関との連絡に関する事 3. 災害状況の記録、写真等に関する事 4. 避難勧告・指示の伝達等緊急広報に関する事 5. 市民からの広聴に関する事 6. 自治会等への協力要請に関する事
	総合政策・財政班 【総合政策課長・財政課長】	総合政策課 ・ 財政課	1. 災害復旧計画の企画に関する事 2. 災害に関する予算措置に関する事 3. 市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関する事

部 名「部長」	班 名【班長】	担当課	事 務 分 掌
政策推進部 「政策推進部長」	調査班 【税務課長】	税務課	1. 人及び住家等の被害調査の実施計画の作成及び実施調査に関すること 2. 市税減免の救済措置と被害程度の決定に関すること 3. 災証明の発行に関すること
	経済班 【経済課長】	経済課	1. 農業、水産業関係の被害調査に関すること 2. 農業、水産業関係の災害復旧に関する指導援助に関すること 3. 商工業関係の被害調査に関すること 4. 商工業者の災害復旧に関する指導援助に関すること 5. ため池の警戒に関すること 6. 光明池土地改良区との連絡調整に関すること 7. 港湾施設の被害調査に関すること
保健福祉部 「保健福祉部長」	高齢・障がい福祉班 【高齢・障がい福祉課長】	高齢・障がい福祉課	1. 独居高齢者、障害者の救出救護に関すること 2. 障害者福祉センター・老人福祉センターとの連絡、応急措置及び施設利用者の避難その他安全確保に関すること 3. 障害者福祉センター・老人福祉センターの開閉館に関すること
	社会福祉班 【社会福祉課長】	社会福祉課 健康づくり課	1. 避難者に対する応急食糧に関すること 2. 災害応急物資、救援物資等の調達供給に関すること 3. 義援金品、災害見舞金、災害弔慰金、災害援護資金その他救援資金に関すること 4. 一般見舞金の受付に関すること 5. 炊き出しに関すること 6. 社会福祉団体との調整に関すること 7. 災害時のボランティアに関すること
	地域包括ケア推進班 【地域包括ケア推進課長】	地域包括ケア推進課	1. 医療品、その他衛生資器材の確保に関すること 2. 収容病院の指定、医師会、医療機関、保健所等への連絡に関すること 3. 応急医療に関すること 4. 高石市エイフボランティアネットワークとの連絡調整に関すること 5. 伝染病の予防に関すること
土木部 「土木部長」	都市計画・事業推進班 【都市計画課長・事業課長・用地課長】	都市計画課 事業課 用地課	1. 駅周辺整備地域の被害調査及び応急措置に関すること 2. 市街地再開発事業区域の巡回及び被害調査並びに応急復旧に関すること 3. 関係機関との連絡調整に関すること 4. 他班の応援に関すること
	建築住宅班 【建築住宅課長】	建築住宅課	1. 市有建物の被害調査に関すること 2. 応急仮設住宅の建設に関すること 3. 住宅相談に関すること
	土木管理班 【土木管理課長】	土木管理課	1. 浸水の応急対策に関すること 2. 土木関係資機材の調達に関すること 3. 水防活動に関すること 4. 土木施設、水路、河川等の応急修理及び復旧に関すること 5. 障害物の除去に関すること 6. 道路、河川、水路等の被害調査に関すること 7. 公園及び公園施設の被害調査並びに応急対策に関すること

部 名「部長」	班 名【班長】	担当課	事 務 分 掌
土木部 「土木部長」	上下水道班 【上下水道課長】	上下水道課	1. 水道施設の巡回点検及び応急復旧に関する事 と 2. 災害時における配水場施設の緊急措置及び事故対策に関する事 と 3. 災害時における水質管理に関する事 と 4. 水道関係資機材の調査調達に関する事 と 5. 各受水団体への被害状況連絡に関する事 と 6. 給水等の広報に関する事 と 7. 応急給水に関する事 と 8. 給水管の応急復旧及び市給水工事公認業者への応急復旧応援招集に関する事 と 9. 水道施設及び給水設備の被害調査に関する事 と 10. 下水道施設等の応急修理及び復旧に関する事 と 11. 障害物の除去に関する事 と 12. 下水道施設等の被害調査に関する事 と
教育部 「教育部長」	教育総務班 【教育総務課長】	教育総務課 学校教育課 社会教育課	1. 文教施設等の被害調査、報告に関する事 と 2. 炊き出しに関する事 と 3. 学校、幼稚園との連絡に関する事 と 4. 児童等の避難及び安全確保に関する事 と 5. 学校、幼稚園の開校園及び閉校園に関する事 と 6. り災小中学生に関する学用品の調達及び支給に関する事 と 7. 総合体育館の指定管理者との連絡・調整に関する事 と
	子育て支援班 【子育て支援課長】	子育て支援課 こども家庭課	1. 保育所・知的障害児通園施設の避難及び応急措置等の安全確保に関する事 と 2. 保育所・知的障害児通園施設の開閉園に関する事 と 3. 炊き出しに関する事 と
予備部 「議会事務局長」	議会班 【総務課長】	議会事務局 総務課	1. 各部への応援協力に関する事 と 2. 市議会議員等への連絡に関する事 と
	選監班 【選挙管理・監査・公平委員会事務局長】	選挙管理・監査・公平委員会事務局	1. 各部への応援協力に関する事 と 2. 所管事務に係る委員等への連絡に関する事 と
	会計班 【会計課長】	会計課	1. 各部への応援協力に関する事 と

資料 1-6 動員体制別職員動員計画表

令和 2 年度

動員体制別職員動員計画表							
		指令部	警戒本部		災害対策本部		備 考
			警戒配備		非常配備		
					第 1 号	第 2 号	
政策推進部	総合政策課	0	2	2	1	3	
	秘書課	1	1	0	2	2	
	財政課	0	1	0	2	1	
	経済課	0	1	1	2	3	
	税務課	0	0	3	3	7	
総務部	総務課	1	1	2	0	5	
	人事課	1	1	0	1	2	
	契約検査課	0	1	1	0	1	
	市民課	1	1	1	2	3	
	生活環境課	0	1	1	1	0	
	人権推進課	0	0	1	1	1	
保健福祉部	高齢・障がい福祉課	0	1	1	1	4	
	社会福祉課	0	0	3	3	7	
	健幸づくり課	0	0	3	3	4	
	地域包括ケア推進課	0	0	3	4	7	
土木部	都市計画課	0	2	1	1	2	
	土木管理課	1	2	6	4	4	
	建築住宅課	0	1	1	1	4	
	上下水道課	1	2	6	6	2	
	事業課	0	2	2	2	4	
	用地課	0	1	1	2	1	
教育部	教育総務課	0	2	0	1	3	
	学校教育課	0	2	1	2	6	
	社会教育課	0	1	1	1	2	
	こども家庭課	0	2	1	1	3	
	子育て支援課	0	1	1	2	4	
その他	会計課	0	0	1	1	1	
	選管・監査・公平	0	0	1	1	1	
	議会事務局	0	1	1	1	1	
合 計		6	30	46	52	88	

第 1 編
総 則

第 2 編
防 災
災害予

第 3 編
害 応 急 対 策
地 震 災

第 4 編
災 害 応 急 対 策
風 水 害

第 5 編
災 害 応 急 対 策
事 故 等

第 6 編
旧 ・ 復 興 対 策
災 害 復

附 属 1
東 海 地 震 の 警
戒 皇 戸 保 護 対 応

附 属 2
南 海 ト ラ フ 地
震 防 災 策 推 進 計 画

資 料
編

資料 1-7 防災関係機関一覧表

第1編
総則

第2編
防災
災害予

第3編
災害
地震災害

第4編
災害
風水害

第5編
災害
事故等

第6編
災害
復興対策

附属1
東海地震の警
戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資料
編

	機 関 名		通 信 窓 口	
			担 当	所 在 地
国 関 係	大阪管区气象台		予 報 課	大阪市中央区大手前4-1-76
	近畿地方整備局 大阪国道事務所 南大阪維持出張所			泉大津市我孫子町99-6
	近畿地方整備局 大阪国道事務所			大阪市城東区今福西2-12-35
	堺海上保安署		防 災 係	堺市西区石津西町20
	近畿農政局大阪府拠点			大阪市中央区大手前1-5-44
	日本郵便株式会社		浜 寺 郵 便 局 総 務	高石市羽衣2-3-20
	泉大津労働基準監督署			泉大津市池浦町1-5-4
	陸上自衛隊第3師団		第 3 部 防 衛 班	兵庫県伊丹市広畑1-1
	陸上自衛隊第37普通科連隊		第 三 科	和泉市伯太町官有地
府 関 係	大阪府		危 機 管 理 室	大阪市中央区大手前2-1-22
	鳳土木事務所		地域支援・企画課	堺市西区鳳東町4-390-1
	大阪港湾局泉州港湾・海岸部		堺泉北建設管理課	堺市堺区塩浜町1番地
	和泉保健所			和泉市府中町6-12-3
	高石警察署		警 備 課	高石市羽衣4-2-23
	大阪府南部流域下水道事務所			貝塚市港25番地
	大阪泉州農と緑の総合事務所			岸和田市野田町3-13-2
隣 接 市	堺市		危 機 管 理 室	堺市堺区南瓦町3-1
	泉大津市		危 機 管 理 課	泉大津市東雲町9-12
	和泉市		公民協働推進室	和泉市府中町2-7-5
堺 市 消 防 局	堺市消防局		警 防 課	堺市堺区大浜南町3-2-5
	堺市高石消防署		警 防 課	高石市西取石1-27-23
	堺市堺消防署		警 防 課	堺市堺区市之町西1-1-27
	堺市西消防署		警 防 課	堺市西区鶴田町29-18
	臨海分署		警 防 課	西区浜寺諏訪森町西3-303-3
	堺市北消防署		警 防 課	堺市北区新金岡町4-1-2
	堺市南消防署		警 防 課	堺市南区原山台1-14-1
	堺市中消防署		警 防 課	堺市中区深井沢町6-6
	堺市東消防署		警 防 課	堺市東区日置荘原寺町138-5
	堺市美原消防署		警 防 課	堺市美原区美原町黒山6-1
指 定 地 方 公 共 機 関 等	西日本旅客鉄道株式会社鳳駅			堺市西区鳳東町1-125
	南海電気鉄道株式会社泉大津駅			泉大津市旭町19-1
	西日本電信電話株式会社大阪支店		設 備 部	大阪市西区新町 4 丁目 6 番 9 号
	関西電力送配電株式会社大阪支社		大 阪 南 総 務 部	堺市堺区熊野町東2-2-20
	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー		南 部 導 管 部	堺市堺区住吉橋町2-2-19
	阪神高速道路株式会社管理本部		大 阪 管 理 部	大阪市港区石田3-1-25
	日本赤十字社大阪府支部		事 業 課	大阪市中央区大手前2-1-7
	高石市医師会			高石市羽衣4-4-26
	光明池土地改良区		総 務	和泉市王子町1020-1
	日本通運株式会社大阪支店		総 務 課	大阪市北区梅田3-2-103
そ の 他 行 政 機 関	泉北環境 整備施設 組合	第 1 事業所（し尿）		泉大津市汐見町98
		泉北クリーンセンター		和泉市舞町87
	日本放送協会大阪放送局		報 道 部	大阪市中央区大手前4-1-20
	いずみの農業協同組合			岸和田市別所町3-13-20
	高石市漁業協同組合			高石市高師浜2-12-25
	高石商工会議所			高石市綾園2-6-10
	一般社団法人大阪府トラック協会		輸 送 安 全 部	大阪市城東区鴨野西2-11-2

2. 災害履歴や地震被害想定、防災マップ等に関する資料

資料 2-1 大阪に被害をもたらした過去の主な地震

表 大阪に被害をもたらした過去の主な地震

	発生年月日		震央			規模 M	主な被害地	大阪での被害状況	タイプ
	西暦	和暦	緯度° N	経度° E	地名				
1	887. 8. 26	仁和 3. 7. 30	33. 0	135. 0	南海道沖	8～8. 5	五畿七道	津波による死者多数。	海溝型
3	1099. 2. 22	承德 3. 1. 24	33. 0	135. 5	紀伊半島沖	8～8. 3	南海道		海溝型
4	1099. 9. 20	承德 3. 8. 27	—		河内	—	河内	小松寺講堂倒れる	直下型
5	1360. 11. 22	正平 15. 10. 5	33. 4	136. 2	—	7. 5～8	紀伊・摂津	23 日津波が大阪湾に侵入。人馬多く死す。	海溝型
6	1361. 8. 3	正平 16. 6. 24	33. 0	135. 0	南海道沖	8 1/4～8. 5	畿内・土佐・阿波	四天王寺倒壊、津波による死者数百名。	海溝型
7	1498. 9. 20	明応 7. 8. 25	34. 0	138. 0	東南海沖	8. 2～8. 4	東海道全般		海溝型
8	1510. 9. 21	永正 7. 8. 8	34. 6	135. 6	摂津河内	6. 5～7	摂津・河内	河内藤井寺、その他 2 社倒壊。人家の被害多数。	
9	1579. 2. 25	天正 7. 1. 20	34. 7	135. 5	摂津	6. 0	摂津	四天王寺の鳥居崩壊。	直下型
10	1586. 1. 18	天正 13. 11. 29	36. 0	136. 9	—	7. 8	畿内・東海・北陸		
11	1596. 9. 5	文禄 5. 7. 13	34. 7	135. 6	京都及び畿内	7 1/2	京都及び畿内(伏見地震)	堺で死者 600 人、大阪も人家被害多数。	直下型
12	1605. 2. 3	慶長 9. 12. 16				7. 9	東海・南海・西海		海溝型
13	1662. 6. 16	寛文 2. 5. 1	35. 2	136. 0	琵琶湖西岸	7 1/4～7. 6	山城・大和・河内和泉・丹後・若狭等	高槻城、岸和田城破損。大阪で若干の死者。	直下型
14	1707. 10. 28	宝永 4. 10. 4	33. 2	135. 9	東南海道沖	8. 6	東南海・東山・西海諸道・畿内(宝永地震)	大阪で死者約 750 人、他に津波により死者多数、船舶被害 1,300、落橋 50。	海溝型
15	1854. 7. 9	嘉永 7. 6. 15	34. 8	136. 0	伊賀・伊勢・大和	7 ・	伊賀・伊勢・大和	堺で死者 1	直下型
16	1854. 12. 23	嘉永 7. 11. 4	34. 0	137. 8	東海・東山・南海道	8. 4	東海・東山・南海道(安政東海地震)	大阪で倒壊 200 軒。	海溝型
17	1854. 12. 24	嘉永 7. 11. 5	33. 0	135. 0	畿内・東海・東山・南海	8. 4	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道(安政南海地震)	津波による死者多数、船舶被害 1,800、落橋 10。	海溝型
18	1891. 10. 28	明治 24	35. 6	136. 6	岐阜県西部	8. 0	愛知県・岐阜県(濃尾地震)	死者 24 人、負傷者 94 人、全壊 1,011、半壊 708。	直下型
19	1899. 3. 7	明治 32	34. 1	136. 1	紀伊半島南東部	7. 0	奈良県・三重県・和歌山県	大阪砲兵工廠、小学校等損傷	直下型
20	1927. 3. 7	昭和 2	35. 5	135. 2	京都府北西部	7. 3	京都府・兵庫県北部(北丹後地震)	死者 21 人、負傷者 126 人、全壊 127、半壊 117。	直下型
21	1936. 2. 21	昭和 11	34. 6	135. 7	奈良県北部	6. 4	奈良・大阪の府県境(河内大和大地震)	死者 8 人、負傷者 52 人、全壊 18、半壊 89。	直下型
22	1944. 12. 7	昭和 19	33. 8	136. 6	東海道沖	7. 9	東海・近畿各県(東南海地震)	大阪市内で死者 6 人、負傷者 120 人、全壊 122、半壊(小破を含む) 2,500	海溝型

第1編 総則		発生年月日		震央			規模 M	主な被害地	大阪での被害状況	タイプ
		西暦	和暦	緯度° N	経度° E	地名				
	23	1946. 12. 21	昭和 21	33. 0	135. 6	紀伊半島沖	8. 0	中部から九州に至る各県(南海地震)	死者 32 人、負傷者 46 人、全壊 261、半壊 217。	海溝型
	24	1952. 7. 18	昭和 27	34. 5	135. 8	奈良県中部	6. 7	近畿(吉野地震)	死者 2 人、負傷者 75 人、全壊 9、半壊 7。	直下型
第2編 防災対策 災害予	25	1995. 1. 17	平成 7	34. 6	135. 0	淡路島	7. 3	兵庫県・大阪府(平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震)	死者 31 人、負傷者 3,589 人、全壊 895 棟、半壊 7,232 棟。	直下型
	26	2000. 10. 6	平成 12	35. 3	133. 3	鳥取県西部	7. 3	鳥取県(鳥取県西部地震)	大阪府で負傷者 4	直下型
第3編 害応急対策 地震災	27	2004. 9. 5	平成 16	33. 1	137. 1	紀伊半島南東沖(東海道沖)	7. 4	和歌山県(紀伊半島南東沖地震)	大阪府で負傷者 10	海溝型
	28	2011. 3. 11	平成 23	38. 1	142. 9	三陸沖(牡鹿半島の東南東約 130km 付近)	9. 0	東北地方(岩手、宮城、福島ほか)を中心に全国 22 都道府県で被害が発生(東北地方太平洋沖地震)	大阪府の被害(うち高石市): 負傷者 1(0)、公共建物被害 3 棟(0)	海溝型
第4編 災害応急対策 風水害	29	2013. 4. 13	平成 25	34. 4	134. 8	淡路島付近	6. 3	大阪市(淡路島地震)	負傷者 34 人、全壊 6 棟、半壊 66 棟。	
	30	2018. 6. 18	平成 30	34. 8	135. 6	大阪府北部	6. 1	高槻市	死者 6 人、負傷者 369 人、全壊 18 棟、半壊 512 棟。	直下型
第5編 災害応急対策 事故等										

(資料) 「大阪の気象百年」(大阪管区気象台)
「府県別地震、津波災害年表」(大阪管区気象台)
「理科年表」(丸善)
「大阪に被害を及ぼした主な地震」(地震調査研究推進本部)
「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)(第145報)」(消防庁)2012年3月13日時点
他、内閣府、大阪府の資料による

第6編
復興対策
災害復

附属1
東海地震の警
戒と巨津波に
対する対応

附属2
南海トラフ地
震防災対策推
進計画

資料 2-2 兵庫県南部地震による高石市の被害状況

◎人的被害

(平成8年8月31日現在)

区分	死亡者	行方不明	重傷者	軽傷者	計
人数	0人	0人	3人	24人	27人

◎建物被害

兵庫県南部地震における高石市の町丁目別被害状況、但し数値は全て一部損壊である。(非住家を含む)

(平成8年3月31日現在)

町 丁 目	数	町 丁 目	件 数
千代田 1丁目	94	加茂 1丁目	196
2丁目	20	2丁目	62
3丁目	83	3丁目	29
4丁目	23	4丁目	30
5丁目	49	小計	317
6丁目	53	綾園 1丁目	29
小計	322	2丁目	53
高師浜 1丁目	88	3丁目	100
2丁目	26	4丁目	13
3丁目	97	5丁目	10
4丁目	16	6丁目	136
小計	227	7丁目	11
羽衣 1丁目	44	小計	352
2丁目	2	西取石 1丁目	7
3丁目	14	3丁目	9
4丁目	13	5丁目	0
5丁目	87	6丁目	0
小計	160	7丁目	2
東羽衣 1丁目	147	8丁目	3
2丁目	205	小計	21
3丁目	191	取石 1丁目	3
4丁目	37	2丁目	9
5丁目	214	3丁目	7
6丁目	43	4丁目	5
7丁目	121	5丁目	0
小計	958	6丁目	1
高砂 1丁目	5	7丁目	0
2丁目	15	小計	25
3丁目	39	羽衣公園丁	—
小計	59	高師浜丁	—
南高砂	—	合計	2,441

高砂1～3丁目の被害状況は本市の立ち入り調査に基づくものです。

◎その他の被害

(平成 8 年 3 月 3 1 日現在)

第 1 編
総 則

第 2 編
防 災
災害予

第 3 編
害 応 対
地震災

第 4 編
害 応 対
風水害

第 5 編
害 応 対
事故等

第 6 編
旧・復興対策
災害復

附 録 1
盛 宣 仁 親 王
東 海 地 震 の 警 告

附 録 2
震 害 防 災 推 進 計 画
南 海 上 っ 地

資 料
編

区 分	内 容 等	量
田畑		0 h a
文教施設	公立 1 2 (小学校：7、中学校：2、幼稚園：3)、私立 1	1 3 箇所
病院		3 箇所
道路	通行不能 (但し、2 路線 4 箇所に一部損壊あり、又有料道路に於いて安全確認の通行禁止措置あり)	0 箇所
橋梁		0 橋
河川		0 箇所
港湾施設損壊	(高石漁港：1 箇所、企業専用バース：4 箇所に軽易な被害あり)	0 箇所
砂防施設損壊		0 箇所
水道施設損壊	配水本管 6 箇所、配水池水位計 1 箇所	7 箇所
清掃施設損壊		0 箇所
崖くずれ		0 箇所
鉄道不通	不通 (J R、南海共に安全確認のため運行停止あり)	0 箇所
船舶被害		0 隻
電話	通話不能 (一斉通信で一時通話不能状態が発生した)	0 回線
電気	停電 (約 1 分間の停電 3 0 0 戸あり)	0 戸
水道	断水 (家庭への引き込み管漏水 3 7 1 件)	0 戸
ガス	供給停止 (自動停止装置によるもの 1 2 8 件)	0 箇所
ブロック塀	倒壊 (一部損壊 4 9 箇所)	4 箇所
その他	J R 跡地、高砂公園、高砂野球場	3 箇所

※臨海企業立ち入り調査は別掲

◎避難所開設状況 (指定避難所：市内 2 0 ヶ所)

開設した避難所名	開設日	受け入れ状況	人数
瑞松苑	1/17	発生直後 6 時過ぎに緊急避難のため受け入れ	6 人
加茂公民館 (現中央公民館)	1/17・18	余震に対する避難 (1 7 日 9 人、1 8 日 1 人)	10 人
旧保健センター※ 1	1/17・18	発生直後 6 時過ぎに緊急避難受け入れ。余震に対する避難	8 人
計			延 24 人

※ 1：指定避難所で無いが府営住宅高層階住民の緊急避難として受け入れた

2：他の避難所については実績なし

◎消防活動状況

区 分	内 容	件 数
消防活動	火災事案なし	0 件
救急活動	救急車出動 (病院へ搬入、軽症)	2 件

・主な臨海企業の被害の状況

事業所名	調査結果
三井化学（株） 大阪石油化学（株）	液状化らしき現象、装置の破損（工水配管損傷）、施設の停止（手動による一部停止）、道路の亀裂
新日本石油精製（株）	液状化現象もしくは液状化らしき現象、防液堤の目地ずれ、危険物配管の損傷等（配管のフランジ部が緩み、C重油が若干量漏洩したもの。回収済み）、硫黄タンク・硫酸タンクの傾き、施設の停止（手動による全部停止）、防消火設備の異常（消火配管破損）、道路の亀裂
大日本インキ化学工業（株）	液状化らしき現象、施設の停止（手動による全部停止）、道路の亀裂
大阪ガス泉北第2工場（株）	液状化らしき現象、道路の亀裂

・主な臨海企業を除く各事業所の被害状況

被害状況	被害事業所数	
	高砂１・２丁目	高砂３丁目
工場等敷地、建屋内の地盤沈下、亀裂、ひび割れ、液状化等	１０	２８
機械の傾斜、レールの曲がり等	５	１３
設備（クーリングタワー、消火栓等）の破損	３	６
製品の荷崩れ等による破損	５	４
建屋の一部傾斜、破損	１	９
浄化槽の破損	３	１
水道管の破損	３	２０

専用バスを所有している企業は13社で、内4社のバスにひび割れがありました。

I 概要

1. 調査目的

平成7年兵庫県南部地震以降、わが国の地震活動は平穏期から活動期へと移行したことが指摘されている。特に、今世紀前半には、歴史上およそ100～150年間隔で繰り返し発生してきた“東南海・南海地震”が襲来する可能性が極めて高く、活断層による直下型地震とともに、その対策が急務となっている。

戦後、我が国は飛躍的な発展を遂げてきたが、現代の都市社会は、東南海・南海地震等の大規模な海溝型地震に初めて直面することとなり、大阪府域のみならず、広域にわたり甚大な被害をもたらす危険性を孕んでいる。また、この巨大地震の前後には、内陸活断層による地震も活発化することが過去の歴史より指摘されている。大阪府域ならびにその周辺には活断層が多く存在しており、特に府域の中央を南北に走る上町断層帯は、大都市直下に存在する活断層であるという特徴を有している。

このような地震が大阪府域に襲来した場合には、府民の生命、財産と生活に甚大な被害をもたらすばかりでなく、関西経済の中核である大阪の都市機能が停滞・停止することにより、関西圏はもとよりわが国の経済活動とその将来に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。したがって、大規模地震災害のリスクを予防し軽減するために、災害の規模に応じてバランス良く、効率的で効果のある対策を導き、実施していくことが求められる。

兵庫県南部地震を契機に実施された前回調査(大阪府地震被害想定調査報告書,平成9年3月)は、内陸直下型地震を想定した地震防災対策を検討し、地域防災計画を見直すために、当時最新の情報、技術と知見により地震現象と災害規模を想定したものであった。そしてその後約10年間においては、以下のような調査等を実施し、地震現象を評価するための基礎情報の充実を図ってきた。

- ・上町断層帯に関する調査(平成8・10年度)
- ・大阪平野の地下構造調査(平成14・16年度)
- ・東南海・南海地震津波対策検討(平成15・16年度)

今回調査は、これらの情報を基礎に、最新の知見と技術に基づいて地震現象(地震ハザード)を想定し、地域の地盤環境や社会・生活環境の災害脆弱性を綿密に把握したうえで、このような大規模地震が発生した場合に府域が被る物的・人的被害、ライフラインの途絶等の様相を予測し、経済的な影響量を把握するとともに、大阪府地域防災計画の改正等、今後の防災対策を進めるにあたって必要となる基本的な考え方を検討するために実施したものである。

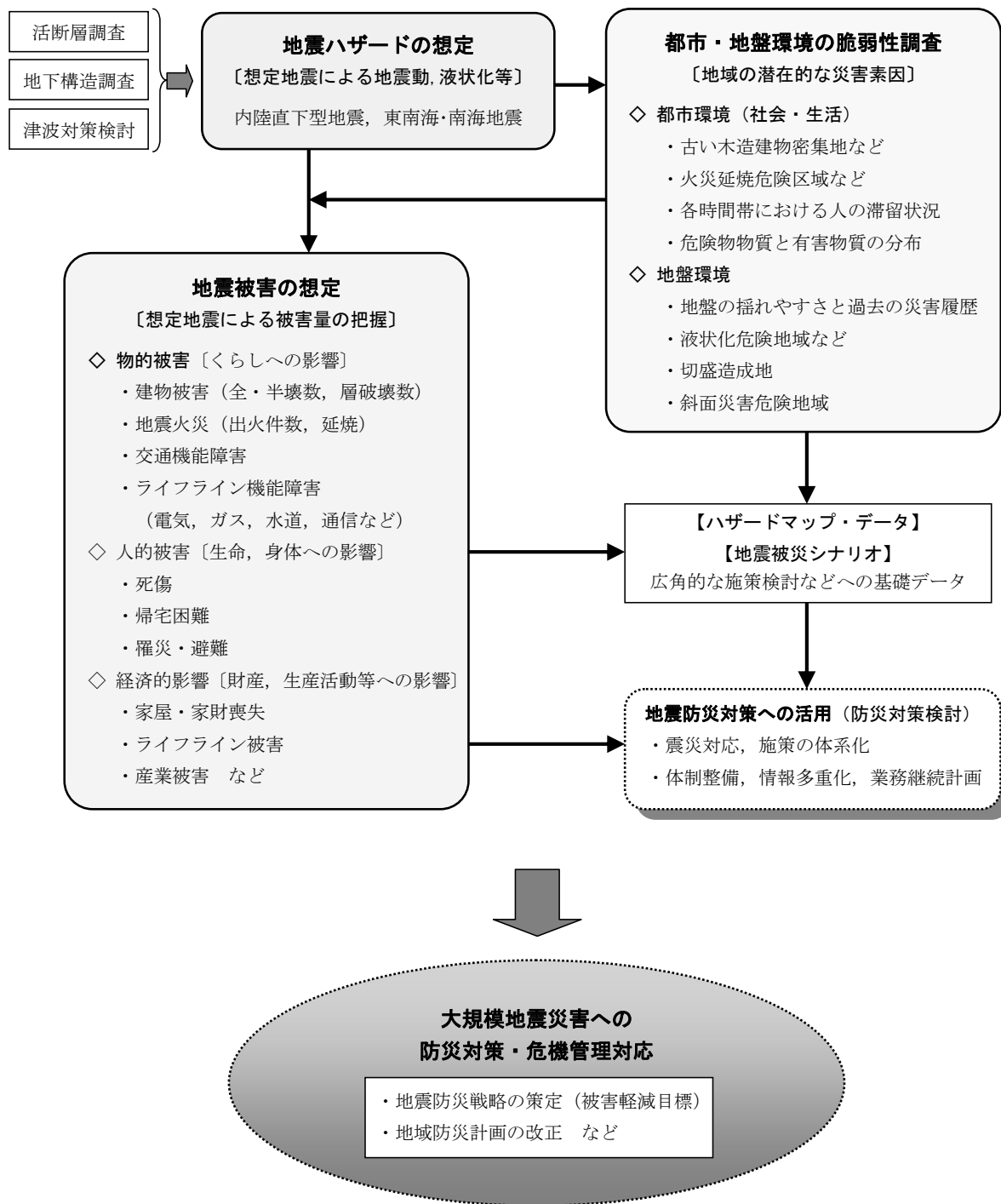


図 1-1 地震被害想定全体のフロー

2. 調査概要

2.1 調査方針

調査は、次の点に留意して実施した。

- ◇ より現実的に、多様に、きめ細やかな地震現象・災害事象の想定
- ◇ 府と市町村、各部局で共有する地震防災基礎情報の構築
- ◇ 地震災害リスクの抽出・評価による対策の促進と効果の把握

2.2 前提条件

(1) 想定地震

図 2-1 に、大阪府域および近畿圏域の活断層の分布を示す。これらの断層から、大阪府域への影響が考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、地震動予測の中で段階的な検討を行い、最終的に以下の 5 断層の地震を対象とした。

内陸直下型地震

- ①上町断層帯地震
- ②生駒断層帯地震
- ③有馬高槻断層帯地震
- ④中央構造線断層帯地震

海溝型地震

- ⑤東南海・南海地震 … 南海トラフ

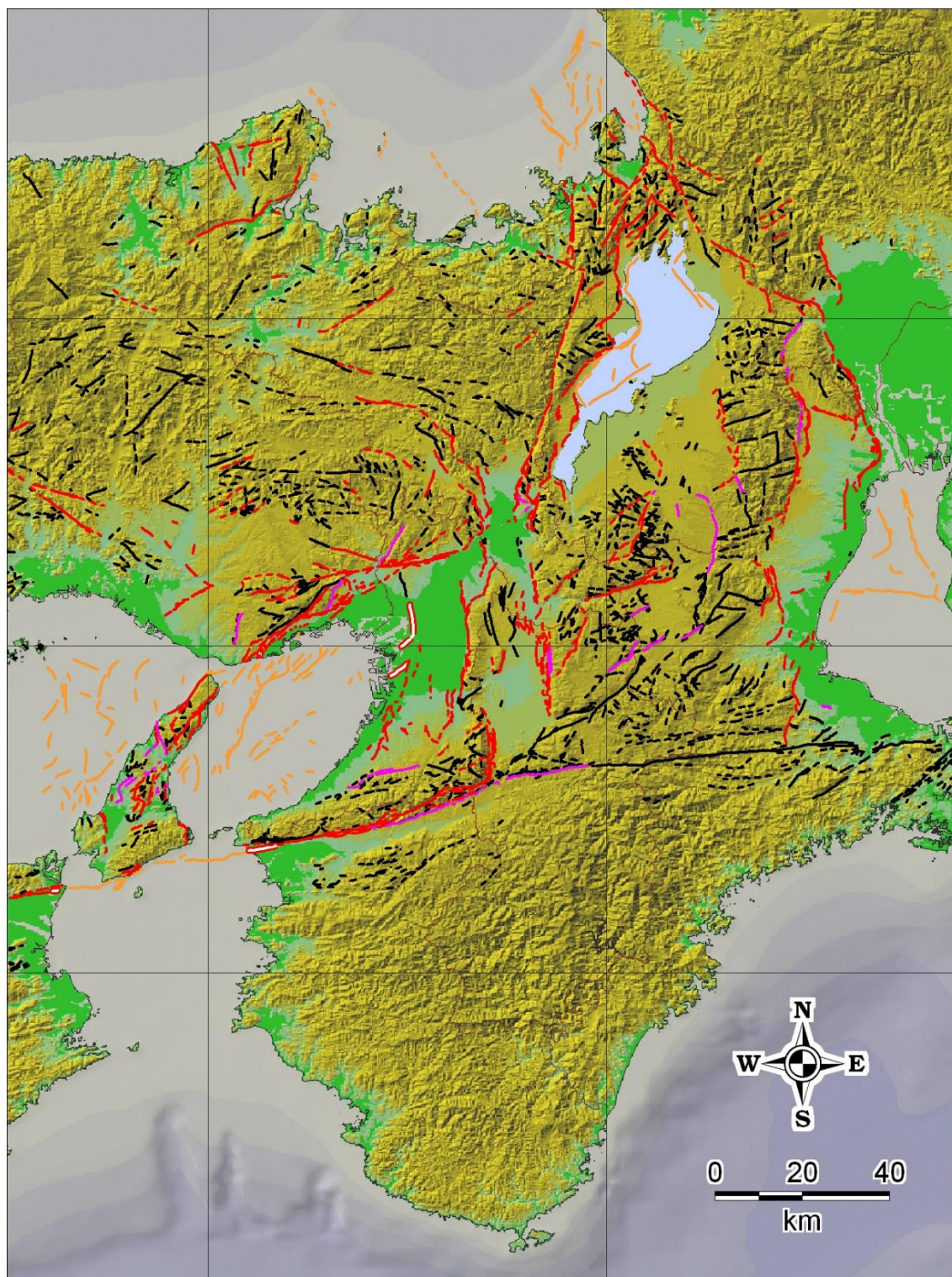
(2) 想定時期

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響の大きい「冬季の夕刻」を基本とし、季節・時間帯による災害事象への影響を考慮した検討も加えた。比較対象とした時間帯は次のとおりである。

- a) 早朝（AM5:00頃）… 人の活動がほとんどない時間帯
- b) 昼間（PM2:00頃）… 日常の活動時における平均的な人口分布の時間帯
- c) 夕刻（PM6:00頃）… 通勤・通学の移動人口が多く、火気使用率も高い時間帯

なお、想定項目の中には、夏季やピークの季節・時間帯を対象としたものもある。ちなみに、各要因における人的被害のピーク時間帯は、およそ次のようである。

- 建物被害 … 早朝（夜間）
- 火災延焼 … 夕刻（PM6:00頃）
- 斜面災害 … 早朝（夜間）
- 交通災害 … 朝のラッシュ時（AM7:30～9:00）



- 活断層であることが確実なもの（確実度Ⅰ）
- - - 活断層であると推定されるもの（確実度Ⅱ）
- 物理探査などにより明らかになった活断層
- 30万年前以前にのみ活動した断層
- 連続性に富むシャープなニアメント
- - - 主なりニアメント
- 海底（湖底）の活断層

図 2-1 活断層の分布 [『近畿の活断層』（岡田・東郷編，2000）より作成]

2.3 調査項目

本調査の調査項目と内容および想定成果を表 2-1 と表 2-2 に示す。また、想定結果の総まとめとして、地震被災シナリオを作成した。

表 2-1 調査項目と想定単位

調査項目		調査内容	想定単位
地震ハザード (地震現象)	地震動 液状化 津波	計測震度等 液状化危険度等 津波高、到達時間、津波浸水等	500m メッシュ (大阪市域は 250m) 沿岸域
物的被害	建物被害 地震火災 危険物 斜面災害	全壊・半壊棟数、層破壊棟数 炎上出火件数、延焼範囲等 可燃性物質等 斜面災害危険箇所等	市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等 市町村単位等
機能障害	交通機能 ライフライン機能	緊急交通路機能障害等 影響人口、復旧期間等	府域 市町村単位等
人的被害		死者・負傷者数等	市町村単位等
経済的影響		直接被害、間接被害	府域

表 2-2 被害の想定成果

想定項目	直下型	海溝型	想定成果
① 建物被害	○	○	全壊・半壊棟数、層破壊棟数、建物被害分布図
② 地震火災	○	○	炎上出火件数、残火災件数、延焼危険度図 最大延焼範囲と平均焼失棟数等
③ 危険物	—	—	可燃性危険物等の施設数・保管量と分布図
④ 津波災害	—	○	津波高分布、到達時間、浸水危険地区
⑤ 斜面災害	—	—	危険箇所数と影響人口等と分布図
⑥ 交通機能障害	○	○	緊急交通路の機能障害箇所（橋脚被害箇所数）
⑦ ライフライン 機能障害	○	○	電気・ガス・水道・通信（固定・携帯電話）の供給 停止区域、影響人口等、復旧期間
⑧ 人的被害	○	○	各事象の死者・負傷者数と分布図、影響人口等 (建物被害、火災延焼、鉄道・道路災害、津波浸水、 屋内収容物の転倒・落下等)(エレベータ閉じ込め)
⑨ 罹災・避難	○	○	帰宅困難者数、罹災者数、避難者・避難所生活者数
⑩ 経済的影響	○	○	住宅建物被害、交通被害、ライフライン被害、産業被害による損失額

Ⅱ ハザードの想定

1. 概要

1.1 想定地震

想定地震は、大阪府域への影響が考えられる内陸断層および東南海・南海地震について、地震動予測の中で段階的な検討を行い、最終的に以下の5断層の地震を対象とした。図1-1と図1-2に、大阪府周辺に分布する活断層と東南海・南海地震の震源となる南海トラフの位置を示す。

内陸直下型地震

- ①上町断層帯地震 …佛念寺山断層，上町断層北部，上町断層南部，桜川撓曲，住之江撓曲
- ②生駒断層帯地震 …田口断層・交野断層，生駒断層・誉田断層，枚方断層
- ③有馬高槻断層帯地震 …天王山断層，有馬－高槻構造線・有野－淡河断層
- ④中央構造線断層帯地震 …友ヶ島水道断層～根来断層，五条谷断層，金剛断層帯

海溝型地震

- ⑤東南海・南海地震 …東南海地震東部，東南海地震西部，南海地震東部，南海地震西部
(以上，南海トラフ)

1.2 想定内容

地震ハザード（地震現象）の想定は、地震動（揺れ）と液状化現象の予測，および津波の予測（別途実施）に基づいた。表1-1に想定内容を示す。

表1-1 地震ハザード（地震現象）の想定内容

項目	内容	主な成果	データ単位
地震動	・想定断層の選択（簡易予測） ・多数のシナリオによる予測 ・府域対象シナリオの詳細予測	・地震動特性値 (計測震度，最大加速度 PGA， 最大速度 PGV など)	500m メッシュ (大阪市域は 250m)
液状化	・地域の液状化危険度の評価 ・想定地震による液状化発生の予測	・液状化危険度図 ・想定地震による P_L 値	500m メッシュ (大阪市域は 250m)
津波※	・東南海・南海地震の津波予測	・津波到達時間と最大波高 ・浸水予測図 など	

※平成15～16年度 東南海・南海地震津波対策検討調査による

2. 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会における調査（平成25年度）

2. 1 検討概要

大阪府防災会議の南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会において、以下の審議を通じて「南海トラフ巨大地震」における大阪府下の被害を想定した。

《南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会での審議経過》

	開催日	南海トラフ巨大地震の被害想定に係る主な検討事項
第1回	平成24年11月21日	(1)南海トラフ巨大地震に係る地震と津波の設定
第2回	平成25年6月6日	(1)南海トラフ巨大地震による津波浸水想定等① (2)被害想定の手続き
第3回	平成25年8月8日	(1)南海トラフ巨大地震による津波浸水想定等② (2)府域の被害想定の手続き①（人的被害・建物被害）
第4回	平成25年10月30日	(1)大阪府域の被害想定①（人的被害・建物被害） (2)府域の被害想定の手続き②（ライフライン等施設被害・経済被害）
第5回	平成26年1月24日	(1)大阪府域の被害想定②（ライフライン等施設被害・経済被害） (2)大阪府地域防災計画（報告書取りまとめ）

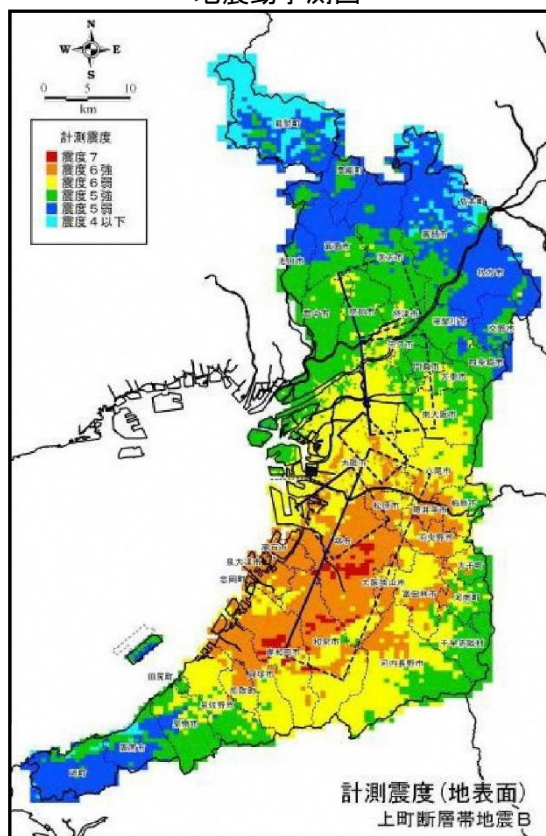
ハザードに伴う被害想定の手続きケース

項目	被害想定の手続き(概要)	検討条件
1 建物被害	1.1 揺れによる被害	・建築年、木造・非木造の区分毎に計測震度との関係から算出。
	1.2 液状化による被害	・建築年、木造・非木造(非木造については杭の有無)の区分毎に液状化による地盤沈下量と全壊率との関係から算出。
	1.3 津波による被害	・木造・非木造の区分毎の浸水深との関係から算出。
	1.4 急傾斜地崩壊による被害	・危険度ランク別の崩壊確率から算出。
	1.5 地震火災による被害	① 出火件数に、化学薬品、危険物施設、ガス漏洩による出火を加える。 ② 初期消火率については、阪神淡路大震災における事例により算出。 ③ 自主防災組織による消火率を考慮する。 ④ 消防力による鎮火を考慮(消防力については、覚知時間、消防車の走行速度・到達距離、消防水利も考慮したシミュレーションにより決定。) ⑤ 8m/sに代えて、1%超過風速による延焼を考慮。
	1.6 津波火災による被害 <定性的>	・東日本大震災の調査結果を踏まえ、津波火災の出火要因や被害の様相を定性的に明示。
2 落下物等	2.1 ブロック塀・自動販売機等の転倒	(1)ブロック塀等:地表最大加速度における被害率より算出。 (2)自動販売機:震度分布における被害率より算出。
	2.2 屋外落下物の発生	・震度分布における屋外落下物を算出。
3 人的被害	3.1 建物倒壊による被害	・木造・非木造の区分毎に死者数を算出。なお、時間別の建物内滞留率を考慮。
	3.2 津波による被害	・避難行動(避難の有無、避難完了時刻)から、避難未完了率を算定し、浸水深毎の死者率により算出(海水浴客等観光客を考慮)。 ・津波避難ビルの効果(有無)についても、別途検証。 但し、津波浸水想定で検討した堤防・水門等の被災条件を反映する。
	3.3 急傾斜地崩壊による被害	・急傾斜地崩壊に伴う全壊棟数から算出。
	3.4 火災による被害	・出火家屋からの逃げ遅れ、倒壊家屋内の救出困難者、延焼拡大の逃げまどいにおける死者数を算出。なお、屋内滞留人口を考慮。
	3.5 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害	・地表震度毎におけるブロック塀転倒等における死者数を算出。なお、時間帯を考慮。
	3.6 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害	・地表震度毎における屋内落下物等による死者数を算出。なお、屋内滞留人口を考慮。
	3.7 揺れによる建物倒壊に伴う要救助者(自力脱出困難者)	・木造・非木造毎の建物全壊状態から算出。 なお、屋内滞留人口を考慮。
	3.8 津波被害に伴う要救助者・要捜索者	要救助者:津波最大浸水深よりも高い階に滞留する者を要救助者として算出。 要捜索者:津波による死者数を要捜索者とする。

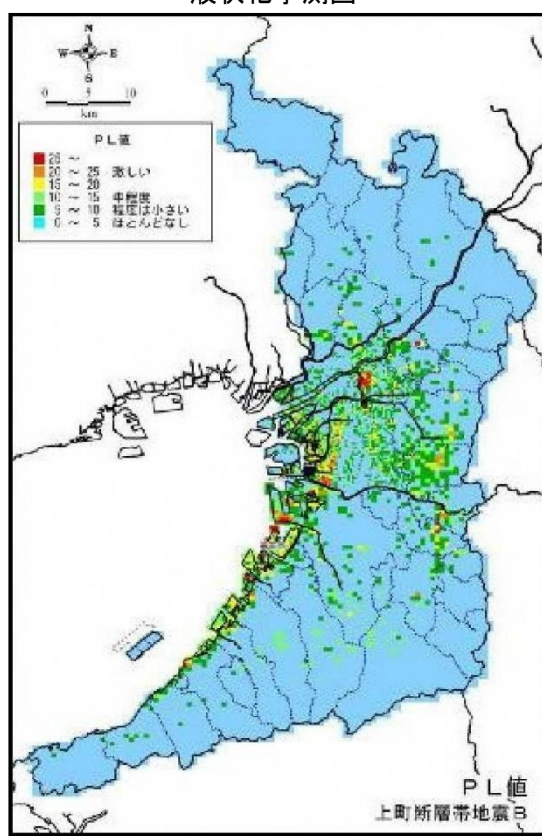
資料 2-4 地震度予測図・液状化予測図

上町断層帯地震B（平成19年3月）

地震動予測図

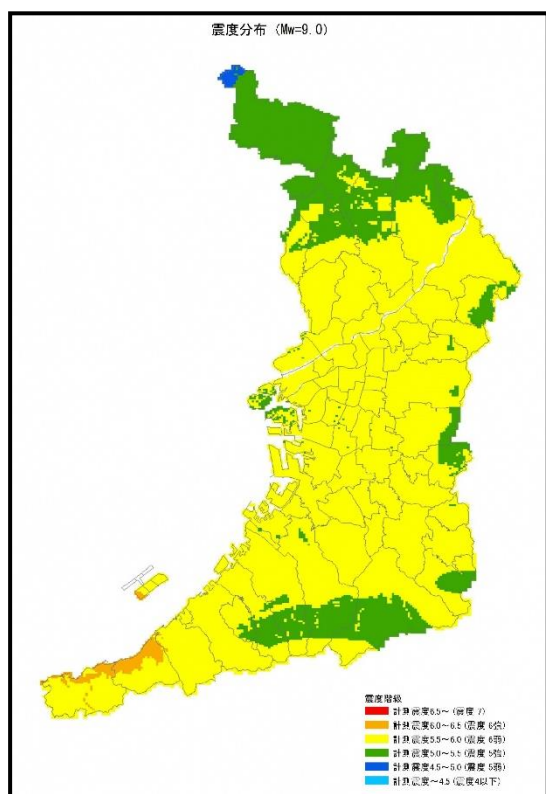


液状化予測図

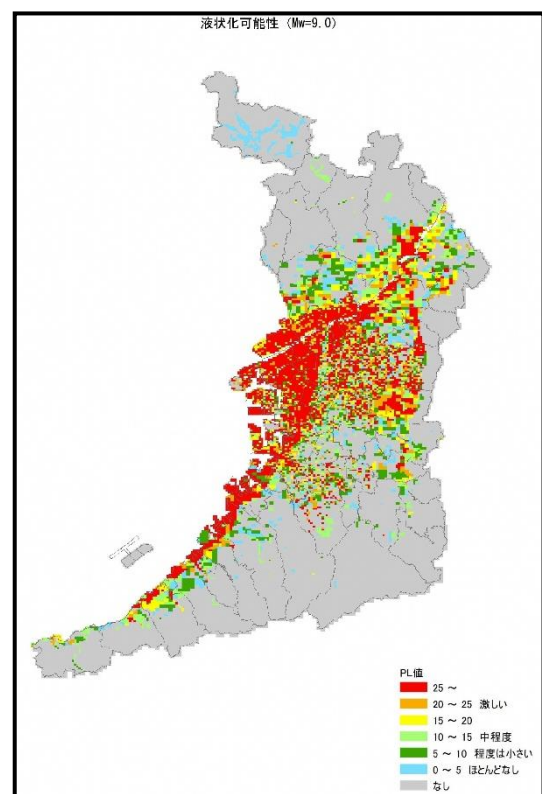


南海トラフの巨大地震（令和2年3月）

地震動予測図



液状化予測図



資料 2-5 大阪府に被害をもたらした過去の風水害

□過去の風水害

災 害 名					室戸台風	
災害発生年月日		昭和 4年 8月15日	昭和 5年 8月 1日	昭和 8年 9月 4日	昭和 9年 9月21日	昭和10年 8月11日
気象	最低気圧	987. 9hPa	995. 8hPa	986. 1hPa	954. 4hPa	995. 3hPa
	最大風速	14. 5m/s	9. 3m/s		48. 4m/s	42. 0m/s
	最大瞬間風速				60m/s	
	雨量	28. 4mm	134. 9mm		223 mm	182. 7mm
人的被害	死者		2人		1, 812人	
	行方不明者				76人	
	重傷者			8, 932人	10人	
	軽傷者					
	計		2人		10, 820人	10人
家屋被害	全壊(流失)		13, 328戸		14, 368戸	116戸
	半壊				15, 674戸	74戸
	床上浸水	2, 080戸		27, 000戸	142, 910戸	3, 632戸
	床下浸水				40, 830戸	43, 669戸
	計	2, 080戸	13, 328戸	27, 000戸	213, 782戸	47, 491戸
田畑被害	水田流没冠水		1, 103ha		42, 500ha	
	畑流没冠水					
	計		1, 103ha		42, 500ha	
災 害 救 助 法 適 用 地 区						
備 考		高潮	豪雨による水害	高潮	高潮、大風水害	

第1編
総 則

第2編
防 災 策
災害予

第3編
害 応 急 対 策
地震災

第4編
災 害 応 急 対 策
風水害

第5編
災 害 応 急 対 策
事故等

第6編
旧・復興対策
災害復

附属1
盛岡県への対応
東海地震の警

附属2
震防対策推進計画
南海トラフ地

資
料
編

災 害 名				台 風 1 6 号	台 風 2 0 号	枕 崎 台 風
災害発生年月日		昭和10年 8月28日～29日	昭和13年 9月 5日	昭和19年 9月17日	昭和19年10月 7日	昭和20年 9月18日
気象	最低気圧	985. 0hPa	980. 5hPa	986. 0hPa	978. 3hPa	981. 1hPa
	最大風速	13. 8m/s	13. 2m/s	18. 6m/s	18. 6m/s	19. 0m/s
	最大瞬間風速	21. 6m/s	19. 0m/s	21. 8m/s	21. 8m/s	22. 5m/s
	雨量	74. 4mm	18. 9mm	53. 3mm	52. 3mm	2. 8mm
人的被害	死者				58人	4人
	行方不明者				45人	
	重傷者				37人	
	軽傷者					
	計				140人	4人
家屋被害	全壊(流失)				1, 132戸	
	半壊				863戸	
	床上浸水	1, 304戸	1, 919戸	8, 591戸	5, 358戸	28, 234戸
	床下浸水	12, 994戸	13, 870戸	7, 266戸		10, 800戸
	計	14, 298戸	15, 789戸	15, 857戸	7, 353戸	39, 034戸
田畑被害	水田流没冠水					267ha
	畑流没冠水					
	計					267ha
災害救助法適用地区						
備 考			高潮	各地で豪雨被害大	和歌山県、滋賀県、三重県	台風1 6 号高潮

災 害 名		阿久根台風	ジェーン台風	7 月豪雨	台風 1 3 号	台風 5 号
災害発生年月日		昭和20年10月11日	昭和25年 9月 3日	昭和27年 7月10日	昭和28年 9月25日	昭和32年 6月26日～27日
気象	最低気圧	981. 1hPa	970. 3hPa		977. 4hPa	998. 5hPa
	最大風速	19. 0m/s	28. 1m/s		22. 0m/s	14. 4m/s
	最大瞬間風速	15. 5m/s	44. 7m/s		28. 9m/s	22. 8m/s
	雨量	3. 2mm	64. 7mm	388. 7mm	176. 1mm	293. 0mm
人的被害	死者	1 人	240人	41人	26人	6 人
	行方不明者	3 人	16人		1 人	
	重傷者		21, 215人	38人	47人	4 人
	軽傷者			416人	406人	
	計	4 人	21, 471人	495人	480人	10 人
家屋被害	全壊(流失)	805戸	10, 625戸	187戸	877戸	20戸
	半壊		60, 708戸		3, 354戸	
	床上浸水	10, 034戸	54, 139戸	192, 238戸	13, 434戸	121, 819戸
	床下浸水	19, 550戸	40, 025戸		150, 354戸	
	計	30, 389戸	165, 497戸	192, 425戸	168, 019戸	121, 839戸
田畑被害	水田流没冠水	267ha	7, 486. 05ha		43ha	2, 314ha
	畑流没冠水		2, 305. 80ha		1, 122. 4ha	429ha
	計	267ha	9, 791. 85ha		1, 165. 4ha	2, 743ha
災害救助法適用地区			大阪府下全域	大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、八尾市、泉南郡、泉北郡	高槻市、茨木市、三島郡（三箇牧村、島飼村、王島村、島本町）、北河内郡（四条畷町、四条町）	大阪市（東成区、生野区、西成区、住吉区、東住吉区、阿倍野区）、堺市、枚岡市、布施市、河内市、岸和田市、八尾市、高石町
				7 市 2 郡	2 市 4 町 4 村	7 市 6 区 1 町
備 考		台風 2 0 号高潮	台風 2 8 号高潮			東大阪水害（6 月水害）

第1編 総則	災 害 名		台風6号	第二室戸台風	台風20号	42年7月豪雨	7月豪雨
	災害発生年月日		昭和36年6月24日～30日	昭和36年9月16日	昭和39年9月25日	昭和42年7月8日	昭和43年7月2日
	気象	最低気圧	1,003.2hPa	937.3hPa	987.4hPa		
		最大風速	9.8m/s	33.3m/s	19.0m/s		
		最大瞬間風速	12.0m/s	50.6m/s	31.7m/s		
		雨量	295.5mm	44.2mm	41.4mm	152mm	200mm
	人的被害	死者	1人	32人		5人	
		行方不明者				2人	
		重傷者		211人	17人	11人	
		軽傷者		2,181人		159人	
		計	1人	2,424人	17人	177人	
第2編 災害予 第3編 地震災害 第4編 風水害 第5編 事故等	家屋被害	全壊(流失)	11戸	3,386戸	104戸	62戸	
		半壊		21,356戸	15戸	110戸	
		床上浸水	2,855戸	61,488戸	10,563戸	16,684戸	1,200戸
		床下浸水	32,205戸	59,729戸		119,976戸	24,083戸
		計	35,071戸	145,959戸	10,682戸	136,832戸	25,303戸
第6編 災害復 復興対策	田畑被害	水田流没冠水	2,428ha	30,484.0ha	93ha	3,079.5ha	
		畑流没冠水	70ha	2,708.9ha			
		計	2,498ha	33,192.9ha	93ha	3,079.5ha	
附属1 東海地震の警 戒宣言に伴う対応 附属2 南海トラフ地震 防災対策推進計画	災害救助法適用地区			大阪市(11区)、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、枚岡市、寝屋川市、河内市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石町、忠岡町、田尻町、岬町、泉南町、南海町、狭山町、登美丘町、美原町、美稜町、門真町、交野町、四条畷町 18市11区13町	泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市 4市	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町 7市1町	
	備考		梅雨前線豪雨大水害		兵庫県、徳島県、高知県被害大	兵庫県被害大 台風7号崩れ	台風3号による梅雨前線の刺激

災 害 名		豪雨	7 月豪雨	台風20号	7 月大雨	6 月豪雨
災害発生年月日		昭和44年 6月25日	昭和47年 7月12日	昭和47年 9月16日	昭和50年 7月 4日	昭和54年 6月29日
気象	最低気圧					
	最大風速					
	最大瞬間風速					
	雨量	106mm	300mm	117.5mm		497mm
人的被害	死者			3 人		
	行方不明者					
	重傷者		3 人	1 人		
	軽傷者		7 人	8 人		
	計		10人	12人		
家屋被害	全壊(流失)		23世帯	8 世帯		3 世帯
	半壊		42世帯	90世帯		1 世帯
	床上浸水	1,008戸	6,186世帯	9,283世帯	1,933世帯	1,336世帯
	床下浸水	28,239戸	40,346世帯	60,146世帯	22,493世帯	22,865世帯
	計	29,247戸	46,597世帯	69,527世帯	24,426世帯	24,205世帯
田畑被害	水田流没冠水		851ha	385ha		1,233ha
	畑流没冠水		72ha			106ha
	計		923ha	385ha		1,339ha
災害救助法適用地区			大東市、東大阪市、 門真市、八尾市 4 市	大東市、東大阪市、 門真市 3 市	大東市 1 市	
備 考		梅雨前線の刺激	西日本被害大 梅雨前線の活動		梅雨前線による 大雨	梅雨前線による 大雨

第1編 総則	災 害 名		台風16号	台風10号・豪雨	9月豪雨	8月豪雨	台風21号
	災害発生年月日		昭和54年9月30日	昭和57年8月1日～3日	平成6年9月6日～7日	平成24年8月13日～14日	平成29年10月22日～24日
	気象	最低気圧		985.2hpa			915hPa
		最大風速		13.4m/s			12.4m/s
		最大瞬間風速					24.0m/s
		雨量	149mm	209mm		213mm	537mm
	人的被害	死者	1人	8人		1人	2人
		行方不明者					
		重傷者	1人				
		軽傷者	4人	4人	3人	2人	20人
		計	6人	12人	3人	3人	22人
	家屋被害	全壊(流失)		70世帯			
		半壊	19世帯	一部破損含 99世帯	1世帯		
		床上浸水	5,088世帯	10,610世帯	1,428世帯	2,572世帯	3世帯
		床下浸水	41,489世帯	63,460世帯	4,375世帯	13,289世帯	20世帯
		計	46,596世帯	74,239世帯	5,804世帯	15,861世帯	23世帯
	田畑被害	水田流没冠水	291ha	1,145ha			
畑流没冠水		9ha	5.5ha				
計		300ha	1,145ha	5.5ha			
旧・復興対策	災害救助法適用地区		松原市、堺市、東大阪市 3市	豊中市、池田市 2市			
	備 考		台風とその後の低気圧による大雨		京都府被害大		
第2編 防災策							
第3編 災害予 害応急対策							
第4編 地震災 害応急対策							
第5編 風水害 災害応急対策							
第6編 事故等 災害応急対策							
附属 1 東海地震の 被害に 伴う対応							

附属1 東海地震の警
 戒宣言に伴う対応
 附属2 南海トラフ地
 震防災対策推進計画

災 害 名		台風 2 1 号				
災害発生年月日		平成30年9月4日				
気 象	最低気圧	915hPa				
	最大風速	46.5m/s				
	最大瞬間風速	58.1m/s				
	雨量	122mm				
人 の 被 害	死者	8人				
	行方不明者					
	重傷者	6人				
	軽傷者	487人				
	計	501人				
家 屋 被 害	全壊(流失)	30世帯				
	半壊	445世帯				
	床上浸水					
	床下浸水					
	計	475世帯				
田 畑 被 害	水田流没冠水					
	畑流没冠水					
	計					
災 害 救 助 法 適 用 地 区						
備 考						

□過去の高潮潮位（大阪港）

明治以降の高潮被害記録

年 月 日	台 風 の 勢 力		備 考
	最大風速（m/sec）	高潮潮位（O. P + m）	
明治44年6月18日	S W 3 0 . 1	2 . 4 5	
大正1年9月22日	W S W 2 5 . 9	3 . 1 0	
大正10年9月25日	W 2 5 . 0	2 . 7 0	
昭和4年8月15日	S W 1 4 . 5	2 . 4 4	
昭和6年10月13日	N E 1 2 . 7	2 . 4 0	
昭和8年10月20日	S 1 3 . 0	2 . 6 4	
昭和9年9月21日	S 欠 測	4 . 5 0	室戸台風
昭和12年9月11日	S W 1 4 . 5	2 . 7 0	
昭和13年9月5日	S E 1 3 . 2	2 . 6 6	
昭和19年9月17日	S W 1 8 . 6	2 . 8 0	
昭和20年9月18日	S 1 9 . 0	3 . 2 0	
昭和25年9月3日	S 2 8 . 1	3 . 8 5	ジェーン台風
昭和26年10月15日	W S W 1 5 . 7	2 . 9 5	ルース台風
昭和28年9月25日	N N W 2 2 . 0	2 . 6 2	1 3 号台風
昭和34年9月26日	N E 2 8 . 9	2 . 5 4	伊勢湾台風
昭和36年9月16日	S S E 3 3 . 3	4 . 1 2	第2室戸台風
昭和39年9月25日	S S W 1 9 . 0	3 . 7 2	2 0 号台風
昭和40年9月10日	S 1 7 . 3	3 . 1 9	2 3 号台風
平成30年9月4日	S S W 4 6 . 5	3 . 2 9	2 1 号台風

第1編 総則

第2編 防災策
災害予

第3編 害応急対策
地震災

第4編 災害応急対策
風水害

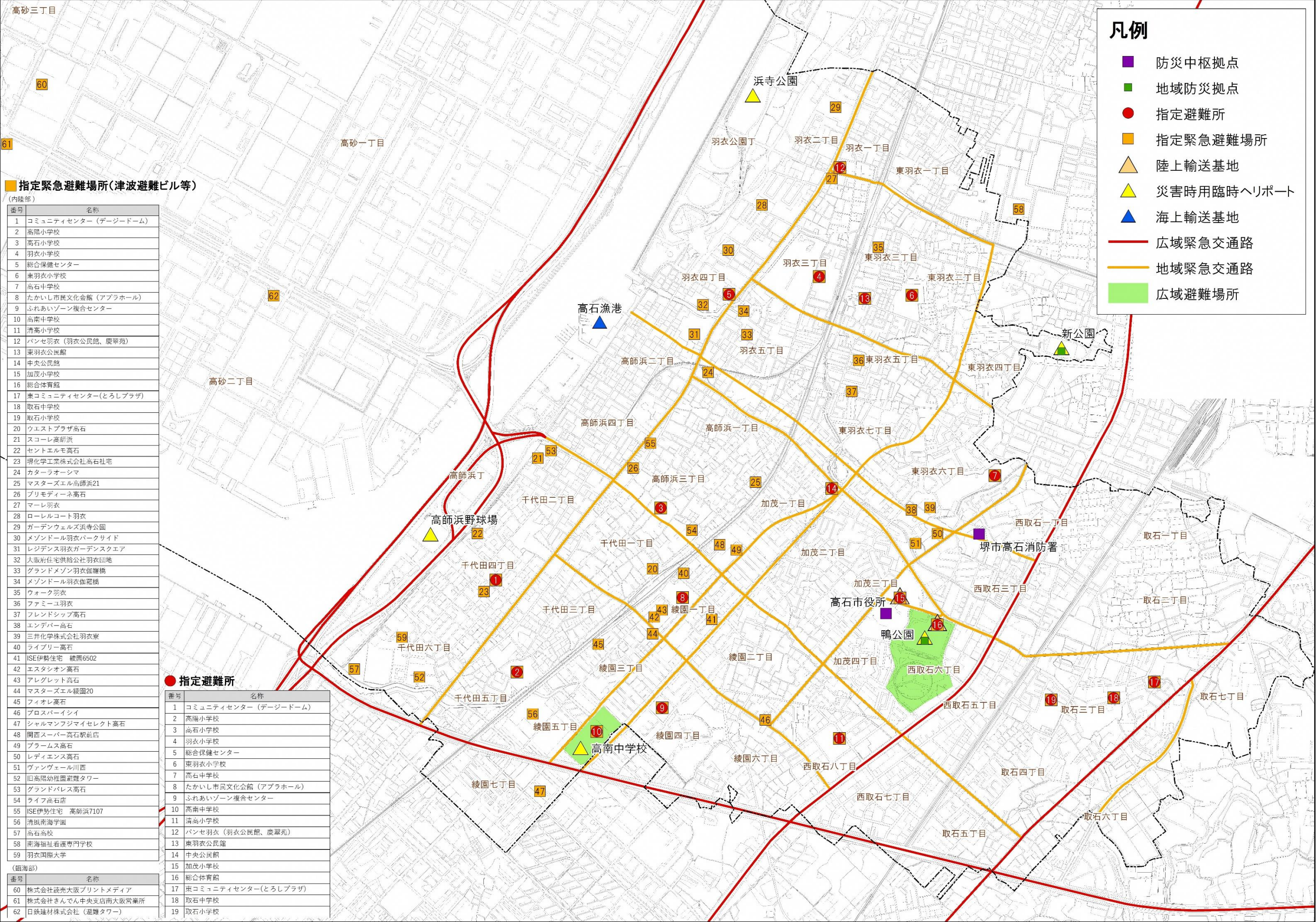
第5編 災害応急対策
事故等

第6編 旧・復興対策
災害復

附属1 東海地震の警
戒宣言に伴う対応

附属2 南海トラフ地
震防災対策推進計画

資 料 編



3. 防災拠点及び主要施設設備等に関する資料

資料 3-1 府の防災拠点等一覧表

府の防災拠点等一覧表		
区 分	対 象 地 区	所 在 地
広 域 防 災 拠 点	1 大阪北部	吹田市千里万博公園 5-5
	2 大阪中部（八尾空港周辺）	八尾市空港 1 丁目 209-7
	3 大阪南部（りんくうタウン）	泉南市りんくう南浜 2-14
後 方 支 援 活 動 拠 点	※1 日本万国博覧会記念公園	吹田市千里万博公園 1-1
	※2 服部緑地	豊中市服部緑地 1-1
	3 大阪城公園	大阪府中央区大阪城
	4 鶴見緑地	大阪市鶴見区緑地公園
	5 長居公園	大阪市東住吉区長居公園
	※6 寝屋川公園	寝屋川市寝屋川公園 1707
	※7 久宝寺緑地	八尾市西久宝寺 323
	8 山田池公園	枚方市山田池公園 1-1
	※9 大泉緑地	堺市北区金岡町 128
	10 錦織公園	富田林市錦織 1560
	11 蜻蛉池公園	岸和田市三ヶ山町大池尻 701

※ 陸上部隊の集結場所候補地

第1編
総 則

第2編
防 災 策
災 害 予

第3編
害 応 急 対 策
地 震 災

第4編
災 害 応 急 対 策
風 水 害

第5編
災 害 応 急 対 策
事 故 等

第6編
旧・復興対策
災 害 復

附属1
東海地震の警
戒 予 見 対 応

附属2
南海トラフ地
震 防 災 策 推 進 計 画

資
料
編

資料 3-2 市の防災拠点等一覧表

市の防災拠点等一覧表

防 災 中 枢 拠 点	高石市役所（災害対策本部） 堺市高石消防署（震災対策大隊本部）
地 域 防 災 拠 点	鴨公園 新公園
地 区 防 災 拠 点	羽衣小学校 高石小学校 高陽小学校 東羽衣小学校 加茂小学校 清高小学校 取石小学校 高南中学校 高石中学校 取石中学校
輸 送 拠 点	○ 陸上輸送基地 加茂小学校 総合体育館 ○ 臨時ヘリポート 鴨公園 新公園 高南中学校 高師浜野球場 浜寺公園（事故・人命救助等の救急活動用） ○ 海上輸送基地 高石漁港

資料 3-3 市施設一覧表

施設名		建物延床面積 ／ 空地面積 (㎡)	防災上の機能・設備及び災害時の利用区分							備考
地区			拠点機能	指定緊急避難場所	指定避難所	医療救護所	備蓄	炊出	防火水槽	
千代田	高陽小学校	6,572/3,882	地区	○	○	○	有	有	有	
	教育研究センター	568/894								
	千代田公民館	657/424							有	
	瑞松苑（松の実園含む）	1,943/2,744								
	コミュニティセンター（デージードーム）	1,749/1,012		○	○					
高師浜	高石小学校	4,940/3,303	地区	○	○	○	有	有	有	
羽衣	羽衣小学校	5,202/4,978	地区	○	○	○	有	有	有	
	慶翠苑（パンセ羽衣）	1,119/539		○	○					
	羽衣公民館	944/		○	○					
	総合ライフケアセンター	17,590/12,075	医療	○	○					
東羽衣	東羽衣小学校	8,722/5,421	地区	○	○	○	有	有	有	
	高石中学校	8,430/8,557		○	○				有	
	東羽衣公民館	700/337		○	○				有	
加茂	市役所（駐車場含む）	16,280/12,518	中枢					有	有	
	加茂小学校	6,856/4,945	地区	○	○	○	有	有		
	中央公民館	855/658		○	○					
	加茂幼稚園	835/1,630								
	総合体育館	4,228/	輸送	○	○	○	有	有	有	
綾園	高南中学校	8,614/11,051		○	○				有	
	清高公民館	519/485							有	
	ふれあいゾーン	4,110/2,315		○	○					
	綾園保育所	1,038/1,061							有	
	たかいし市民文化会館	9,245/3,820		○	○					

第1編
総則

第2編
災害予
対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の警
戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

施設名		建物延床面積 ／ 空地面積 (㎡)	防災上の機能・設備及び災害時の利用区分							備考
地区			拠点機能	指定緊急避難場所	指定避難所	医療救護所	備蓄	炊出	防火水槽	
西取石	清高小学校	5,046/4,770	地区	○	○	○	有	有	有	
取石	取石小学校	7,217/5,826	地区	○	○	○	有	有	有	
	取石中学校	9,976/10,886		○	○				有	
	菊寿苑	437/812								
	とろしプラザ	2,681/1,002		○	○				有	東コミュニティセンター、取石公民館

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 地震災害応急対策

第4編 風水害災害応急対策

第5編 事故等災害応急対策

第6編 災害復興・旧・復興対策

附属1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

附属2 南海トラフ地震防災対策推進計画

資料 3-4 公的空地一覧表

○公的空地（オープンスペース）一覧表

地区	名称	場所	面積 (ha)	防災上の機能・設備及び災害時の利用区分			備考
				広域避難場所	仮設住宅	廃棄物	
千代田	千代田 2 丁目ちびっこ広場	千代田 2 丁目 1214-1	0.05				借地
	高師浜公園	千代田 2 丁目地内	0.20				
	高陽公園	千代田 3 丁目地内	0.12				
	千代田きりん公園	千代田 4 丁目地内	0.01				
	立川遊歩道	千代田 5 丁目 19	0.09				
	千代田こじか公園	千代田 6 丁目地内	0.05				
	千代田らくだ公園	千代田 6 丁目地内	0.09				
	千代田ひつじ公園	千代田 6 丁目地内	0.03				
高師浜	千代田しまうま公園	千代田 6 丁目地内	0.07				
	6 区ちびっ子広場	高師浜 2 丁目 627	0.05				
	高師浜高架下ちびっこ老人憩いの広場 B 地区	高師浜 2 丁目 611-4	0.11				借地
	高師浜高架下ちびっこ老人憩いの広場 C 地区	高師浜 2 丁目 617-1	0.05				借地
	北公園	高師浜 3 丁目地内	0.04				
	高師浜駅前広場	高師浜 4 丁目	0.02				借地
	高師浜防災広場	高師浜 3 丁目地内	0.05				
羽衣	羽衣スワン公園	羽衣 1 丁目地内	0.03				
	羽衣くじら公園	羽衣 2 丁目地内	0.05				
	羽衣しろはと公園	羽衣 2 丁目地内	0.02				
	羽衣なぎさ公園	羽衣 2 丁目地内	0.02				
	羽衣松風緑地	羽衣 2 丁目地内	0.09				
	新村北線横街角広場	羽衣 3 丁目地内	0.03				
	羽衣ペンギン公園	羽衣 4 丁目地内	0.08				
	羽衣くま公園	羽衣 4 丁目地内	0.02				
	羽衣アオギリ緑地	羽衣 4 丁目地内	0.02				
	羽衣コアラ公園	羽衣 4 丁目地内	0.12				
	伽羅橋公園	羽衣 5 丁目地内	0.05				
	羽衣ワヰカギ緑地	羽衣 5 丁目地内	0.03				
	高師浜高架下ちびっこ老人憩いの広場 A 地区	羽衣 5 丁目 195-1	0.13				借地
	羽衣すずめ公園	羽衣 5 丁目地内	0.02				
	羽衣つくし緑地	羽衣 5 丁目地内	0.01				
	芦田川河川敷緑地帯	羽衣 5 丁目地内	0.06				
東羽衣	東羽衣ドックン公園	東羽衣 1 丁目地内	0.02				
	東羽衣高架下ちびっこ老人憩いの広場	鳳～東羽衣間高架下	0.02				借地
	八幡公園	東羽衣 2 丁目地内	0.27		○		一部借地
	東羽衣憩いの緑地	東羽衣 3 丁目地内	0.03				
	新公園	東羽衣 4 丁目地内	2.1		○		
	東羽衣つつじ緑地	東羽衣 4 丁目地内	0.01				
	小池公園	東羽衣 5 丁目地内	0.11				
	東羽衣ばんだ公園	東羽衣 5 丁目地内	0.01				
	小池児童遊園	東羽衣 5 丁目 321	0.05				
	旭ヶ丘ちびっこ広場	東羽衣 6 丁目 75-61	0.02				借地
	東羽衣ゆりの木公園	東羽衣 6 丁目地内	0.10				
	東羽衣こうま公園	東羽衣 7 丁目地内	0.01				
	東羽衣かば公園	東羽衣 7 丁目地内	0.01				
加茂	芦田川ふるさと広場	加茂 1 丁目東羽衣 7 丁目地内	0.62		△		借地
	加茂ラッコ公園	加茂 1 丁目地内	0.04				
	加茂シラカシ緑地	加茂 1 丁目地内	0.04				
	加茂中央公園	加茂 2 丁目地内	0.13				
	加茂さつき緑地	加茂 3 丁目地内	0.02				
	加茂サンサン公園	加茂 4 丁目地内	0.02				
	加茂シマトネリコ公園	加茂 4 丁目地内	0.02				
	加茂くつろぎ緑地	加茂 4 丁目地内	0.01				

第 1 編
総 則

第 2 編
災害予
防対策

第 3 編
地震災
害応急対策

第 4 編
風水害
災害応急対策

第 5 編
事故等
災害応急対策

第 6 編
災害復
旧・復興対策

附属 1
東海地震の警
戒宣言について

附属 2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資 料
編

地区	名称	場所	面積 (ha)	防災上の機能・設備及び災害時の利用区分			備考
				広域避難場所	仮設住宅	廃棄物	
綾園	加茂ロックガーデン公園	加茂4丁目地内	0.04				
	綾井公園	綾園2丁目地内	0.10				
	綾園アベリア緑地	綾園4丁目地内	0.04				
	綾園リス公園	綾園4丁目地内	0.02				
	綾園うさぎ公園	綾園4丁目地内	0.06				
	綾園マツノキ緑地	綾園4丁目地内	0.05				
	綾園ライオン公園	綾園5丁目地内	0.03				
	府道松原泉大津線高架下ちびっこ老人憩いの広場	綾園7丁目地内	0.07				借地
	綾園センペル公園	綾園7丁目地内	0.05				
	綾園花水木緑地	綾園4丁目地内	0.02				
西取石	綾園ポケットパーク	綾園4丁目地内	0.02				
	西取石小公園	西取石1丁目地内	0.07				
	西取石ぞう公園	西取石3丁目地内	0.04				
	大歳公園	西取石5丁目地内	0.20				
	鴨公園	西取石6丁目地内	2.5	○	○		
	鴨広場	西取石6丁目地内	1.45	○			借地
	花田公園	西取石7丁目地内	0.20				
	大園公園	西取石8丁目地内	0.33				
	西取石ロビン公園	西取石3丁目地内	0.01				
取石	富木公園	取石2丁目地内	0.11		○		
	取石いるか公園	取石3丁目地内	0.02				
	取石さい公園	取石3丁目地内	0.02				
	取石中央公園	取石3丁目地内	0.14				
	取石公園	取石4丁目地内	0.83		○		
	取石ぼにー公園	取石5丁目地内	0.03				
	府営富木南住宅ちびっこ広場	取石7丁目 335	0.04				
その他	今川公園	高師浜丁地内	0.24				
	高師浜運動場	〃	1.83				
	野外活動センター	〃	0.79				
	高師浜野球場	〃	1.99				
	旧図書館裏駐車場	〃	0.3				
	体力づくり広場	〃	0.82				借地
	浜寺公園	羽衣公園丁地内	26.3		△		府営公園
	泉北臨海緑地	高砂1丁目地内	8.1				府営緑地
	高砂公園	高砂3丁目地内	4.8				

※ 仮設住宅建設地（○）の合計面積は6.4ha
△は不足時に協議して使用

資料 3-5 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

1. 指定緊急避難場所等（本編 P.101 第7節 第1 指定緊急避難場所、避難路の指定）

指定緊急避難場所とは、居住者が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

「指定緊急避難場所の指定に関する手引き（内閣府（平成29年3月））」に基づき、災害種別ごとに指定する。

〈指定緊急避難場所〉（使用可：○、2階以上使用可：△、3階以上使用可：□）

番号	名称	所在地	洪水+ 内水※	高潮	津波
1	コミュニティセンター(デージードーム)	千代田4丁目5-25	△	□	△
2	高陽小学校	千代田5丁目8-40	△	□	△
3	高石小学校	高師浜3丁目19-17	△	□	△
4	羽衣小学校	羽衣3丁目2-52	△	□	△
5	総合保健センター	羽衣4丁目4-26	△	□	△
6	東羽衣小学校	東羽衣2丁目21-32	○	△	○
7	高石中学校	東羽衣6丁目6-45	△	○	○
8	たかいし市民文化会館(アブラホール)	綾園1丁目9-1	△	□	△
9	ふれあいゾーン複合センター	綾園4丁目5-28	△		△
10	高南中学校	綾園5丁目4-52	△	□	△
11	清高小学校	西取石8丁目5-1	△	○	○
12	パンセ羽衣(羽衣公民館、慶翠苑)	羽衣1丁目11-22	△	□	△
13	東羽衣公民館	東羽衣3丁目15-30	△	△	△
14	中央公民館	加茂1丁目5-7	△	△	○
15	加茂小学校	加茂3丁目4-34	△	○	○
16	総合体育館	西取石6丁目5-6	△	○	○
17	東コミュニティセンター(とろしプラザ)	取石3丁目9-8	△	○	○
18	取石中学校	取石3丁目11-1	△	○	○
19	取石小学校	取石3丁目14-23	△	○	○

※洪水・内水は想定最大規模降雨

〈津波避難協力施設〉（開放時間のみ受け入れ）

番号	名称	所在地
1	清風南海学園	綾園5丁目7-64
2	府立高石高校	千代田6丁目12-1
3	南海福祉専門学校	千代田6丁目12-53
4	羽衣国際大学	堺市西区浜寺南町1丁89-1

〈津波避難ビル、タワー〉

番号	名称	所在地
1	ウエストプラザ高石	千代田1丁目11-11
2	スコーレ高師浜	千代田2丁目3-30
3	セントエルモ高石	千代田4丁目3-28
4	堺化学工業株式会社高石社宅	千代田4丁目8-5
5	カタラオーシマ	高師浜1丁目1-9
6	マスターズエル高師浜 21	高師浜1丁目25-5
7	プリモディーネ高石	高師浜3丁目17-32
8	マーレ羽衣	羽衣1丁目12-25
9	ローレルコート羽衣	羽衣2丁目5-45
10	ガーデンウェルズ浜寺公園	羽衣2丁目2-21
11	メゾンドール羽衣パークサイド	羽衣4丁目2-37
12	レジデンス羽衣ガーデンスクエア	羽衣4丁目13-23
13	大阪府住宅供給公社羽衣団地	羽衣4丁目5-20
14	グランドメゾン羽衣伽羅橋	羽衣5丁目1-43
15	メゾンドール羽衣伽羅橋	羽衣5丁目1-65
16	ウォーク羽衣	東羽衣3丁目8-20
17	ファミリーユ羽衣	東羽衣5丁目17-25
18	フレンドシップ高石	東羽衣5丁目26-41
19	エンデバー高石	東羽衣6丁目20-22
20	三井化学株式会社羽衣寮	東羽衣6丁目21-11
21	ライブリー高石	綾園1丁目1-21

番号	名称	所在地
22	ISE 伊勢住宅 綾園 6502	綾園 1 丁目 6-3
23	エスタシオン高石	綾園 1 丁目 12-28
24	アレグレット高石	綾園 1 丁目 12-30
25	マスターズエル綾園 20	綾園 3 丁目 2-5
26	フィオレ高石	綾園 3 丁目 14-25
27	プロスパーイシイ	綾園 6 丁目 3-16
28	シャルマンフジマイセレクト高石	綾園 7 丁目 4-15
29	関西スーパー高石駅前店	加茂 1 丁目 21-23
30	ブラームス高石	加茂 1 丁目 440-6
31	レディエンス高石	西取石 3 丁目 6-16
32	ヴァンヴェール川西	西取石 3 丁目 7-21
33	旧高陽幼稚園避難タワー	千代田 6 丁目 12-48
34	読売大阪プリントメディア	高砂 3 丁目 40 番地
35	株式会社きんでん中央支店南大阪営業所	高砂 3 丁目 12 番地の 1
36	日鉄建材株式会社（避難タワー）	高砂 2 丁目 11 番地
37	グランドパレス高石	千代田 2 丁目 3-6
38	ライフ高石店	高師浜 3 丁目 20-20
39	ISE 伊勢住宅 高師浜 7107	高師浜 3 丁目 1-5

2. 指定避難所（収容避難所）

中長期にわたる一定期間の避難生活を行う施設

番号	施設名	所在地	電話番号	主な 収容地区	福祉 避難 所	炊 出 し 能 力	備 蓄 有 無	建物 延床 面積 (㎡)	空地 面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	収容人員
											(1.65 ㎡/人)
1	コミュニティセンター (デージードーム)	千代田 4 丁目 5-25	263-3317	高陽 小学校区	○			1,749	1,012	1,067	647
2	高陽小学校	千代田 5 丁目 8-40	263-7577	高陽 小学校区		有	有	6,572	3,882	2,504	1,518
3	高石小学校	高師浜 3 丁目 19-17	263-7660	高石 小学校区		有	有	4,817	3,303	2,816	1,707
4	羽衣小学校	羽衣 3 丁目 2-52	263-7570	羽衣 小学校区		有	有	5,202	4,978	2,027	1,228
5	総合保健 センター	羽衣 4 丁目 4-26	267-1160	羽衣 小学校区				3,798	12,075	631	382
6	東羽衣小学校	東羽衣 2 丁目 21-32	263-7588	東羽衣 小学校区		有	有	8,727	5,421	3,123	1,893
7	高石中学校	東羽衣 6 丁目 6-45	263-6202	高石 中学校区				8,431	8,557	2,788	1,690
8	たかいし市民文化会館 (アブラホール)	綾園 1 丁目 9-1	267-0018	清高 小学校区				9,245	3,820	1,426	864
9	ふれあいゾーン 複合センター	綾園 4 丁目 5-28	261-3831	清高 小学校区		有		4,110	2,315	688	417
10	高南中学校	綾園 5 丁目 4-52	263-7606	高南 中学校区				8,614	11,051	2,794	1,693
11	清高小学校	西取石 8 丁目 5-1	263-7566	清高 小学校区		有	有	5,046	4,770	1,808	1,096
12	パンセ羽衣（羽衣公民 館、慶翠苑）	羽衣 1 丁目 11-22	265-3188	羽衣 小学校区	○			2,063	539	486	295
13	東羽衣公民館	東羽衣 3 丁目 15-30	262-8545	東羽衣 小学校区				700	337	363	220
14	中央公民館	加茂 1 丁目 5-7	265-6422	加茂 小学校区				855	658	376	228
15	加茂小学校	加茂 3 丁目 4-34	263-8881	加茂 小学校区		有	有	6,693	4,945	2,836	1,719
16	市立総合体育館	西取石 6 丁目 5-6			○	有	有	4,197		2,347	1,422
17	とろしプラザ	取石 3 丁目 9-8	260-05	取石 小学校区	○			2,681	1,002	826	501
18	取石中学校	取石 3 丁目 11-1	273-1214	取石 中学校区				9,976	10,886	3,105	1,882
19	取石小学校	取石 3 丁目 14-23	272-2945	取石 小学校区		有	有	7,217	5,826	2,939	1,781
収容人員合計											21,183

資料 3-6 市域に関する緊急交通路及び主要道路一覧表

令和 3 年 3 月現在

番号	路 線 名	管理者	幅員(m)	延長(m)	起 点	備 考
			最大(最小)		終 点	
1	大阪和泉泉南線	府	22 (8)	1, 373	取石 1 丁目 取石 5 丁目	広域緊急交通路
2	国道 2 6 号	国	37 (30)	1, 645	西取石 1 丁目 綾園 6 丁目	広域緊急交通路
3	新泉大津美原線	府	24 (4)	1, 990	取石 6 丁目 千代田 5 丁目	広域緊急交通路
4	阪神高速湾岸線	阪神高速 道路公団	20 (標準)	3, 063	高砂 1 丁目 高師浜丁	広域緊急交通路
5	大阪臨海線	府	63 (19)	3, 271	高砂 1 丁目 高師浜丁	広域緊急交通路
6	堺阪南線	府	23 (16)	2, 967	羽衣 2 丁目 千代田 6 丁目	地域緊急交通路
7	信太高石線	府	12 (6)	1, 981	取石 4 丁目 高師浜 3 丁目	地域緊急交通路
8	新信太高石線	府	16	796	西取石 3 丁目 加茂 2 丁目	地域緊急交通路
9	羽衣停車場線	府	10	187	停車場 堺阪南線支点	地域緊急交通路
10	高石停車場線	府	12 (4)	501	停車場 堺阪南線支点	地域緊急交通路
11	大阪和泉泉南線	府	22	1, 000	取石 7 丁目 取石 6 丁目	地域緊急交通路
12	高砂 1 号線	市	36.9 (11.8)	2, 455	高砂 1 丁目 5-1 高砂 3 丁目 7-3	
13	〃 2 号線	市	15. 1	666	高砂 2 丁目 11 高砂 2 丁目 7-3	
14	〃 3 号線	市	15. 1	225	高砂 2 丁目 13 高砂 2 丁目 11-2	
15	〃 4 号線	市	24. 2 (20. 5)	684	高砂 3 丁目 14 高砂 3 丁目 1	
16	〃 5 号線	市	19. 2 (14. 0)	943	高砂 3 丁目 38 高砂 3 丁目 12-1	
17	〃 6 号線	市	14. 0	350	高砂 3 丁目 14 高砂 3 丁目 65	
18	〃 7 号線	市	14. 0	355	高砂 3 丁目 34 高砂 3 丁目 80-2	
19	〃 8 号線	市	7. 5 (7. 1)	926	高砂 3 丁目 77 高砂 2 丁目 1	
20	〃 9 号線	市	7. 5	514	高砂 3 丁目 63 高砂 3 丁目 64-2	
21	〃 10 号線	市	7. 1	69	高砂 3 丁目 10 高砂 3 丁目 9	
22	〃 11 号線	市	10. 0	199	高砂 2 丁目 3-1 高砂 2 丁目 3-10	

第 1 編
総 則

第 2 編
防 災
対 策
災 害 予

第 3 編
害 応 急 対 策
地 震 災

第 4 編
災 害 応 急 対 策
風 水 害

第 5 編
災 害 応 急 対 策
事 故 等

第 6 編
旧 ・ 復 興 対 策
災 害 復

附 属 1
東 海 地 震 の 警
戒 警 報 予 報 対 応

附 属 2
南 海 ト ラ フ ィ
ク 震 災 対 策 推 進 計 画

資 料
編

番号	路線名	管理者	幅員(m)	延長(m)	起 点	備 考
			最大(最小)		終 点	
23	羽衣204号線	市	6.9 (6.7)	171	羽衣2丁目 514-12	
					羽衣2丁目 508-6	
24	羽衣402号線	市	6.9 (6.7)	162	羽衣4丁目 581-5	
					羽衣4丁目 581-9	
25	羽衣403号線	市	6.8 (6.7)	88	羽衣4丁目 581-3	
					羽衣4丁目 600-1	
26	羽衣405号線	市	4.4 (3.5)	294	羽衣4丁目 629-20	地域緊急交通路
					高師浜2丁目 692	
27	羽衣406号線	市	4.3 (1.9)	366	羽衣4丁目 685-3	
					高師浜2丁目 623-16	
28	海岸通り	市	8.5 (3.9)	1,843	羽衣4丁目 624-30	
					千代田6丁目 1426-3	
29	高師浜中通り	市	6.8 (3.3)	936	高師浜2丁目 607-12	
					千代田2丁目 1256-1	
30	高師浜205号線	市	19.0 (11.7)	356	高師浜2丁目 689	
					高師浜4丁目 1134-19	
31	高石臨港線	市	27.2 (21.8)	275	高師浜4丁目 1149-1	地域緊急交通路
					高師浜4丁目 1134-24	
32	桜道通り	市	5.1 (4.2)	620	千代田1丁目 887-1	
					千代田5丁目 732-1	
33	千代田622号線	市	6.9 (6.3)	355	千代田6丁目 1489-23	
					千代田6丁目 1432-2	
34	新村北線	市	18.0 (11.6)	1,033	東羽衣4丁目 189-1	地域緊急交通路
					羽衣5丁目 691-1	
35	東羽衣駅筋	市	10.8 (5.6)	586	東羽衣2丁目 393-1	地域緊急交通路
					東羽衣3丁目 829-14	
36	中央通り	市	25.0 (3.8)	2,821	東羽衣2丁目 345-1	地域緊急交通路
					綾園7丁目 144-1	
37	東羽衣401号線	市	6.7 (3.6)	152	東羽衣4丁目 166-58	
					東羽衣4丁目 166-58	
38	東羽衣405号線	市	6.0	80	東羽衣4丁目 189-1	
					東羽衣4丁目 209-1	
39	東羽衣406号線	市	6.0	125	東羽衣4丁目 194-4	
					東羽衣4丁目 208	
40	東羽衣615号線	市	6.0 (5.5)	277	東羽衣6丁目 260-1	
					東羽衣6丁目 146	
41	東羽衣616号線	市	6.0 (5.5)	198	東羽衣6丁目 219	
					東羽衣6丁目 143	
42	南海中央線	市	30.4 (22.4)	2,093	東羽衣5丁目 130-1	地域緊急交通路
					和泉市葛の葉町3丁目 457-1	
43	小高石筋	市	12.3 (10.0)	551	綾園5丁目 153-1	
					千代田5丁目 686-1	
44	大園筋	市	15.6 (11.2)	1,015	綾園1丁目 514-5	地域緊急交通路
					西取石8丁目 51	
45	南海東通り	市	8.5 (7.0)	991	綾園3丁目 570-4	
					綾園7丁目 46-5	
46	西取石113号線	市	9.7 (7.0)	126	西取石1丁目 917-1	地域緊急交通路
					西取石3丁目 207-1	

番号	路 線 名	管理者	幅員(m)	延長(m)	起 点	備 考
			最大(最小)		終 点	
47	西取石 3 0 1 号線	市	11.0 (5.9)	309	西取石 3 丁目 207-1 西取石 3 丁目 1553-1	
48	伽羅橋筋	市	7.6 (4.8)	1,501	西取石 1 丁目 896-2 高師浜 1 丁目 671-1	地域緊急交通路
49	市役所前通り	市	14.1 (11.5)	1,388	西取石 1 丁目 188-1 綾園 6 丁目 218-4	地域緊急交通路
50	西取石 3 1 2 号線	市	9.8 (7.8)	228	西取石 3 丁目 1557-1 加茂 4 丁目 120	地域緊急交通路
51	西取石 5 0 1 号線	市	8.8 (6.8)	517	西取石 5 丁目 185 西取石 5 丁目 16	
52	西取石 5 0 4 号線	市	7.1 (6.5)	132	西取石 5 丁目 106 西取石 5 丁目 117	
53	西取石 5 0 6 号線	市	9.2 (8.2)	157	西取石 5 丁目 10-1 西取石 5 丁目 80	
54	西取石 5 0 8 号線	市	6.1 (5.1)	171	西取石 5 丁目 35 西取石 5 丁目 47	
55	西取石 6 0 1 号線	市	7.5 (4.4)	259	西取石 6 丁目 240-2 西取石 6 丁目 50-4	
56	西取石 6 0 2 号線	市	6.0 (5.3)	179	西取石 6 丁目 47 西取石 6 丁目 27	
57	西取石 7 0 1 号線	市	8.1 (6.8)	334	西取石 7 丁目 187 西取石 7 丁目 5	
58	西取石 7 0 3 号線	市	6.0 (4.8)	120	西取石 7 丁目 119 西取石 7 丁目 153-3	
59	西取石 7 0 5 号線	市	9.0 (7.4)	273	西取石 7 丁目 101 西取石 7 丁目 163	
60	西取石 7 0 6 号線	市	6.0 (4.8)	311	西取石 7 丁目 120 西取石 7 丁目 49	
61	西取石 7 0 7 号線	市	8.0 (6.8)	265	西取石 7 丁目 89 西取石 7 丁目 24	
62	西取石 7 0 8 号線	市	8.0 (6.6)	497	西取石 7 丁目 205 西取石 7 丁目 2-1	
63	西取石 8 0 1 号線	市	8.1 (6.6)	512	西取石 8 丁目 128 西取石 8 丁目 5	
64	西取石 8 0 4 号線	市	9.1 (5.9)	264	西取石 8 丁目 131-14 綾園 6 丁目 30-1	
65	西取石 8 0 6 号線	市	5.5 (4.8)	147	西取石 8 丁目 74 西取石 8 丁目 40	
66	富木筋	市	14.9 (4.6)	629	取石 1 丁目 572-7 取石 2 丁目 836-11	
67	取石中通り	市	9.2 (2.9)	908	取石 2 丁目 761-9 取石 3 丁目 183-6	
68	取石中央線	市	12.0 (9.4)	878	取石 2 丁目 7-1 西取石 5 丁目 186	地域緊急交通路
69	阪和東通り	市	11.7 (8.2)	1,172	取石 2 丁目 866-7 取石 5 丁目 619-1	
70	取石 3 0 8 号線	市	5.5 (4)	111	取石 3 丁目 116-1 取石 4 丁目 212-1	

番号	路 線 名	管理者	幅員(m)	延長(m)	起 点	備 考
			最大(最小)		終 点	
71	取石 3 0 9 号線	市	8.7 (7.2)	162	取石 3 丁目 127	
					取石 4 丁目 307-2	
72	取石 7 0 1 号線	市	12.1 (5.0)	315	取石 7 丁目 525-1	
					取石 7 丁目 8-1	

第1編
総 則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の警
戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資 料
編

資料 3-7 都市計画道路一覧表

令和3年3月現在

番号	路線名	事業実施者	幅員(m)	延長(m)	備考
1	大阪湾岸線	府	20	3,010	
2	松原泉大津線	府	40	2,290	
3	国道26号	国	30	1,630	
4	大阪臨海線	府	36	3,100	
5	高砂1号線	府	36	1,570	
6	南海中央線	市	25	2,620	
7	取石舞線	府	22	1,000	
8	高石北線	府	16	1,500	
9	高石駅前線	市	16	310	
10	堺阪南線	府	16	2,980	
11	羽衣駅前線	市	18	660	
12	高石駅西側線	市	16	330	
13	羽衣駅東側線	市	10(～16)	190	
14	新村北線	市	12(18)	990	
15	高石大園線	市	12	1,360	
16	小高石線	市	12	550	
17	綾井富木線	市	12	1,390	
18	富木中央線	市	12	1,040	
19	羽衣駅西側線	市	12	420	
20	高石東駅前線	市	12	240	
21	高石南線	市	8(25)	2,500	
22	富木線	市	8	1,210	
23	南海東側線	市	8	1,000	
24	高石海岸線	市	8	2,600	
25	高石南海東側3号線	市	8	90	
26	高石南海東側4号線	市	8	320	
27	高石南海東側1号線	市	6	320	
28	高石南海東側2号線	市	6	1,380	
29	高石南海西側1号線	市	10	330	
30	高石南海西側2号線	市	6	1,350	
31	高石南海西側3号線	市	6	760	
32	高石南海分岐1号線	市	6	240	

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の警
戒と巨津波対応

附属2
南海トラフ地
震の防災対策推進計画

資
料
編

資料 3-8 高石市保有車両一覧表

令和3年3月末現在

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 地震災害応急対策

第4編 風水害災害応急対策

第5編 事故等災害応急対策

第6編 災害復興対策

附属1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

附属2 南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編

部	所属	登録番号	メーカー	区分	無線	緊急車登録	備考
推進部 政策	秘書課	和泉 301 の 5539	トヨタ プリウス	小型乗用			
	秘書課(とろしプラザ)	和泉 41 よ 7844	ホンダ アクティ	軽貨物			
総務部	総務課	和泉 500 と 1578	ホンダ オルティア	小型乗用			
	総務課	和泉 502 さ 7521	ホンダ フリード	小型乗用			
	総務課	和泉 41 る 9912	ホンダ アクティ	軽貨物			
	総務課	和泉 501 ゆ 3862	トヨタ プロボックス	小型乗用			
	総務課	和泉 54 ひ 2393	マツダ ボンゴ	小型乗用	有	有	
	総務課	和泉 50 ら 4299	ダイハツ ミラ	軽乗用	有	有	
	総務課	和泉 50 よ 2076	スズキ アルト	軽乗用			
	総務課	和泉 400 た 1208	ホンダ パートナー	小型乗用			
	総務課	和泉 480 た 2597	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
	総務課	和泉 480 た 2598	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
	総務課	和泉 480 た 2599	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
	総務課	和泉 502 ね 9788	スズキ スイフト	小型乗用			
	総務課	和泉 502 ね 9789	トヨタ ノア	小型乗用			
	総務課	和泉 480 な 6990	スズキ エブリイ	軽貨物			
	総務課	和泉 480 な 6991	スズキ エブリイ	軽貨物			
	総務課	和泉 480 な 6992	スズキ エブリイ	軽貨物			
	生活環境課	和泉 43 け 1673	ホンダ アクテイトラック	軽トラック			
	危機管理課	和泉 880 あ 879	スズキ パレット	公共応急作業	有	有	広報設備付
	危機管理課	和泉 800 す 6805	トヨタ プリウス	公共応急作業	有	有	
	危機管理課	和泉 800 す 6806	トヨタ プリウス	公共応急作業	有	有	
	危機管理課	和泉 800 す 6267	イスズ 消防ポンプ自動車	消防			
	危機管理課	和泉 800 す 5281	日野 ヒノ消防ポンプ自動車	消防			
	危機管理課	和泉 800 す 2203	日野 小型動力ポンプ付積載車	消防			
保健福祉部	高齢・障がい福祉課	和泉 580 め 9816	スズキ スペーシア	軽乗用			
	総合保健センター	和泉 480 た 2600	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
	総合保健センター	和泉 480 た 2601	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
	健康づくり課	和泉 480 た 2602	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
	ふれあいゾーン	和泉 480 け 3907	三菱 ミニキャブ	軽貨物			
土木部	土木管理課	和泉 41 み 8863	ホンダ アクティ	軽貨物			
	土木管理課	和泉 41 ゆ 8726	ホンダ アクティ	軽貨物	有	有	
	土木管理課	和泉 400 そ 7779	マツダ ボンゴ	小型貨物	有	有	
	土木管理課	和泉 100 す 4315	イスズ エルフ	普通貨物	有	有	
	土木管理課	和泉 480 か 979	スズキ キャリー	軽ダンプ	有	有	
	土木管理課	和泉 480 け 4712	スズキ キャリー	軽ダンプ			
	土木管理課	高石市こ 165	クボタ ホイールローター	小型特殊			
	土木管理課	和泉 800 す 770	イスズ いすゞ道路作業車	特殊	有	有	
	土木管理課	515SP1500	トーヨー スポーツトラック	小型特殊			
	土木管理課	和泉 800 す 1562	トヨタ サクシード	公共応急作業			
	建築住宅課	和泉 41 め 9397	ホンダ アクティ	軽貨物			
	上下水道課(下水)	和泉 480 く 541	スズキ エブリイ	軽貨物			
	上下水道課(上水)	和泉 501 め 1802	ホンダ フィット	小型乗用			
	上下水道課(上水)	和泉 41 よ 8860	スズキ エブリイ	軽乗用			広報設備付
	上下水道課(上水)	和泉 400 ち 676	イスズ エルフ	小型貨物			広報設備付

部	所属	登録番号	メーカー	区分	無線	緊急車登録	備考
	上下水道課(上水)	和泉 41 む 9580	スズキ キャリー	軽貨物			広報設備付
	上下水道課(上水)	和泉 480 す 9136	ダイハツ アトレー	軽貨物			広報設備付
	上下水道課(上水)	和泉 581 か 146	スズキ スペーシア	軽乗用			広報設備付
	上下水道課(上水)	和泉 480 と 4830	ダイハツ ハイゼットカーゴ	軽貨物			広報設備付
教育部	学校教育課	和泉 480 さ 9246	スズキ エブリイ	軽貨物			
	学校教育課	和泉 54 や 7196	ホンダ オルティア	小型乗用			
	社会教育課	和泉 41 も 5105	スズキ エブリイ	軽貨物			
	こども家庭課	和泉 580 は 9808	スズキ パレット	軽乗用			
	こども家庭課	和泉 580 は 6537	ダイハツ タント	軽乗用			
	子育て支援課 (松の実園)	和泉 480 そ 1445	スズキ エブリイ	軽貨物			

◎区分別集計

区 分	台 数	備 考
軽貨物	22	
軽トラック	1	
小型貨物	2	
特殊	1	
小型乗用	10	
普通貨物	1	
軽乗用	7	
小型特殊	2	
公共応急作業	4	
消防	3	
軽ダンプ	2	
計	55	

資料 3-9 災害時用臨時ヘリポート

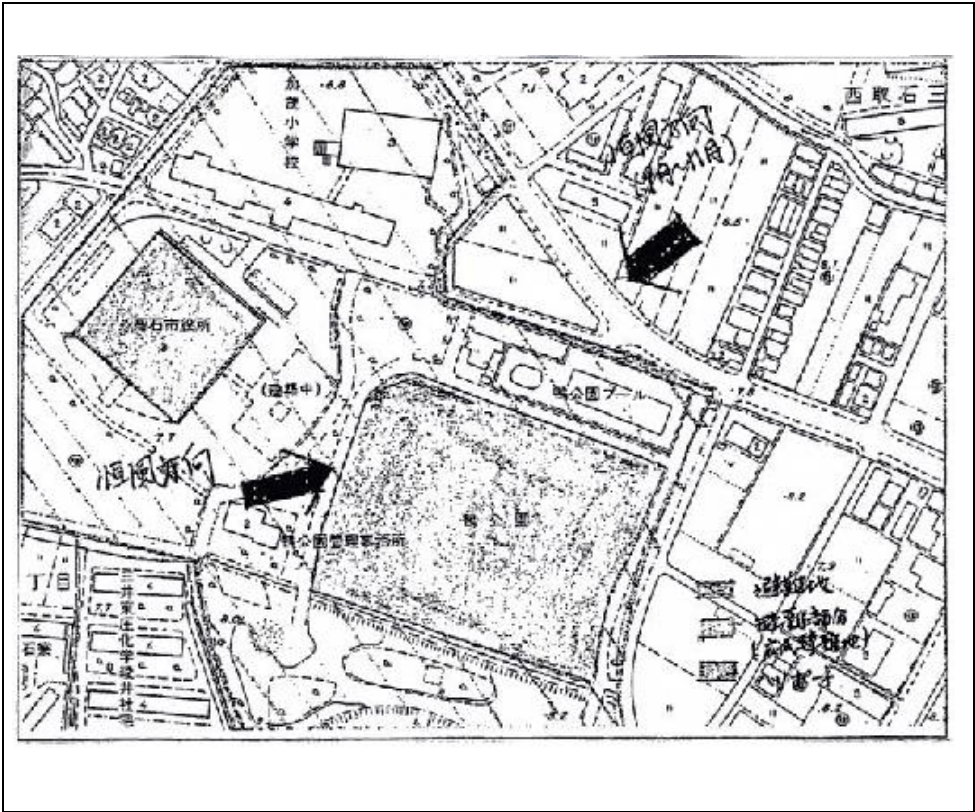
(1) ヘリポート表

NO. 1

ヘリポート名			鴨公園グラウンド			
所在地	地名・地番		高石市西取石 6－5			
	所有者又は 管理者	住所	高石市加茂 4－1－1			
		氏名	高石市			
土地の 状 況	長さ×幅＝面積		140m×110m＝15,400 m ²			
	勾配		縦断勾配	0 度	横断勾配	0 度
	表面		赤土硬			
付近障害物の状況			毎日放送送信所アンテナ、体育館			
発着可能機数			2 機			

(2) ヘリポート位置図

NO. 1



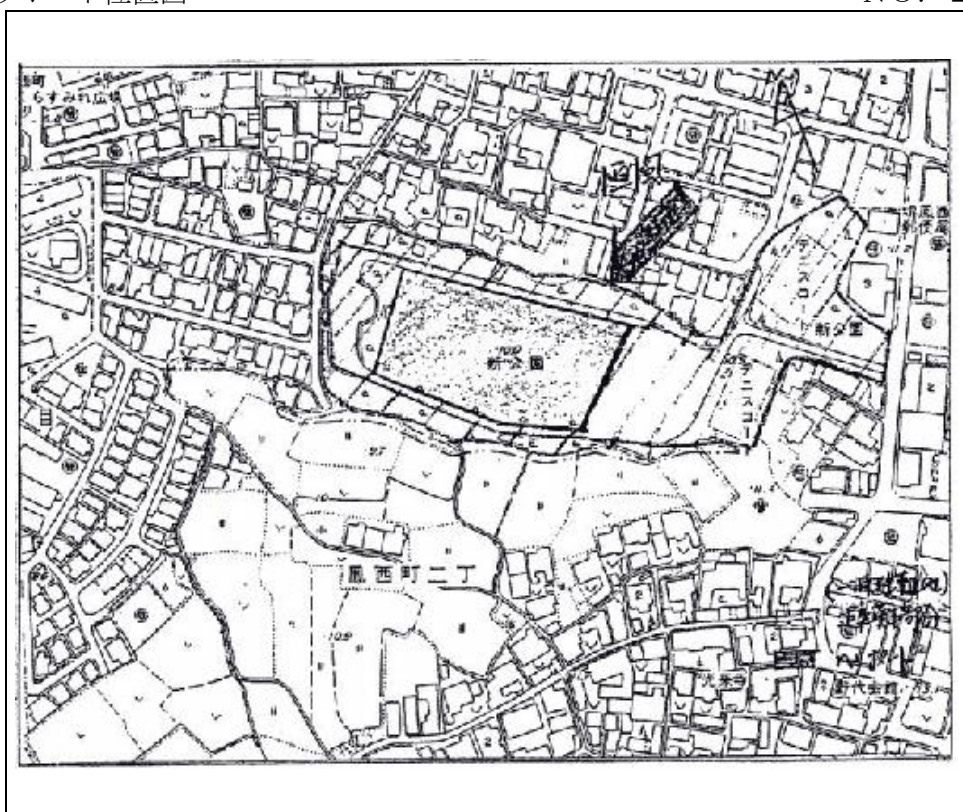
(1) ヘリポート表

NO. 2

ヘリポート名			新公園			
所在地	地名・地番		高石市東羽衣4－168			
	所有者又は 管理者	住所	高石市加茂4－1－1			
		氏名	高石市			
土地の 状 況	長さ×幅＝面積		56m×100m＝5,600㎡			
	勾配		縦断勾配	0度	横断勾配	0度
	表面		芝			
付近障害物の状況			南－樹木			
発着可能機数			4機			

(2) ヘリポート位置図

NO. 2



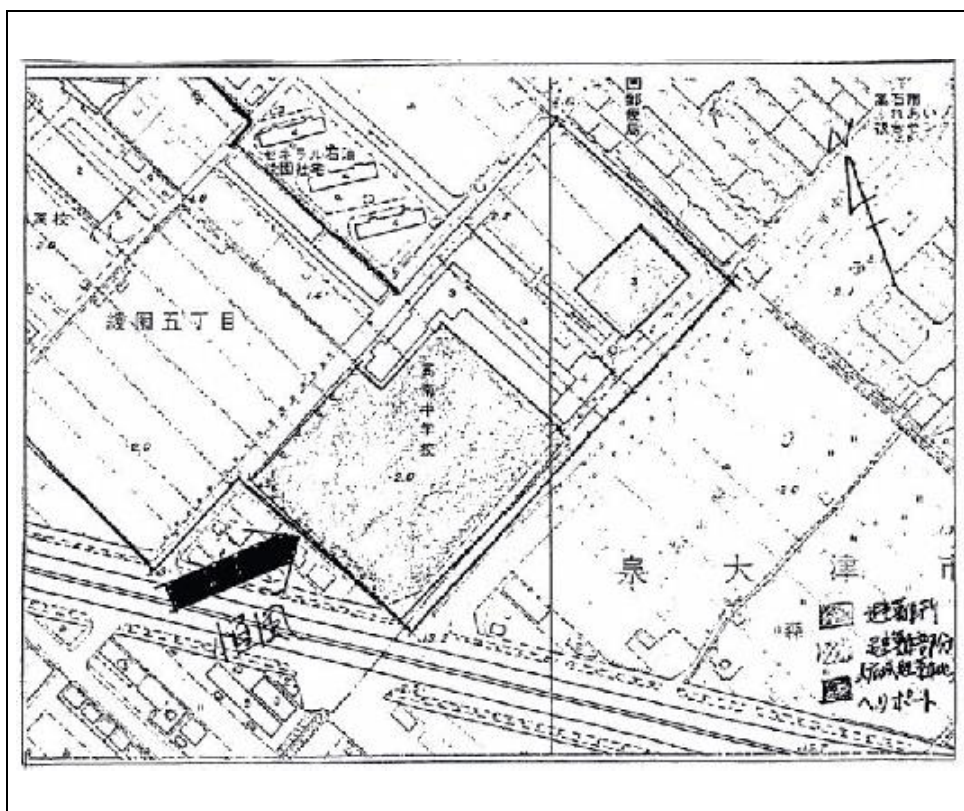
(1) ヘリポート表

NO. 3

ヘリポート名			高南中学校			
所在地	地名・地番		高石市綾園 5－4－5 2			
	所有者又は 管理者	住所	高石市加茂 4－1－1			
		氏名	高石市			
土地の 状 況	長さ×幅＝面積		110m×80m＝8,800 ㎡			
	勾配		縦断勾配	0 度	横断勾配	0 度
	表面		真砂土			
付近障害物の状況			東ーラジオ局のアンテナ塔			
発着可能機数			3 機			

(2) ヘリポート位置図

NO. 3



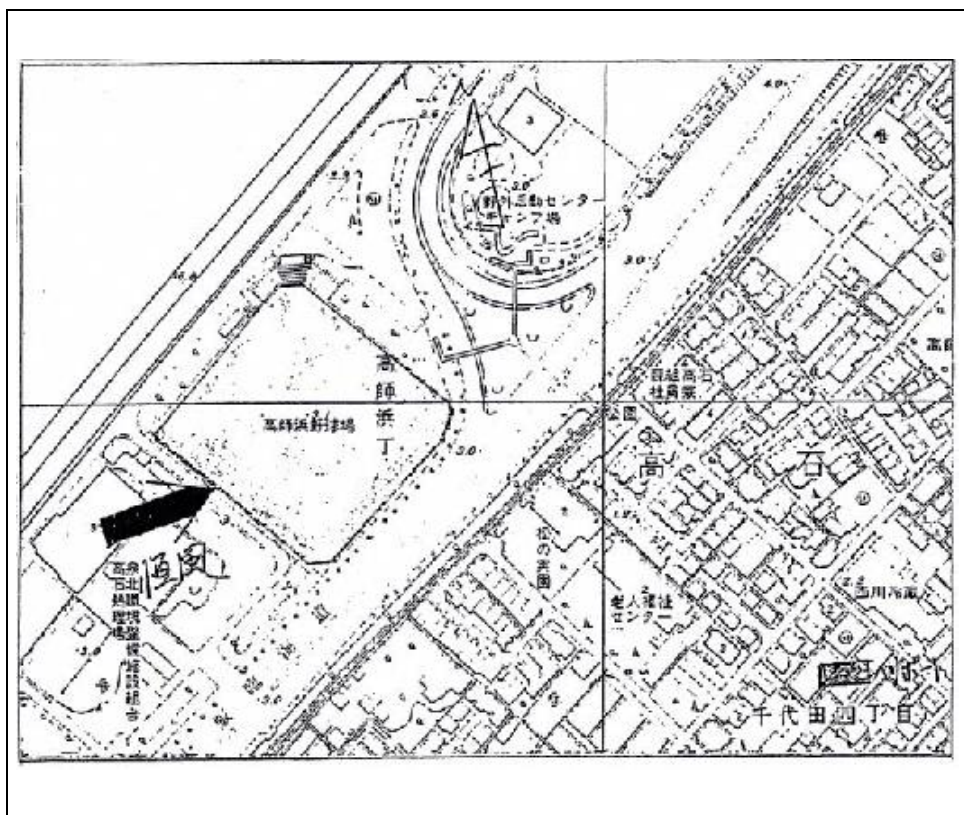
(1) ヘリポート表

NO. 4

ヘリポート名			高師浜野球場			
所在地	地名・地番		高石市高師浜丁 1 9			
	所有者又は 管理者	住所	高石市加茂 4－1－1			
		氏名	高石市			
土地の 状 況	長さ×幅＝面積		105m×90m＝9,450 m ²			
	勾配		縦断勾配	0 度	横断勾配	0 度
	表面		芝生、土			
付近障害物の状況			西、南、北－照明灯			
発着可能機数			4 機			

(2) ヘリポート位置図

NO. 4



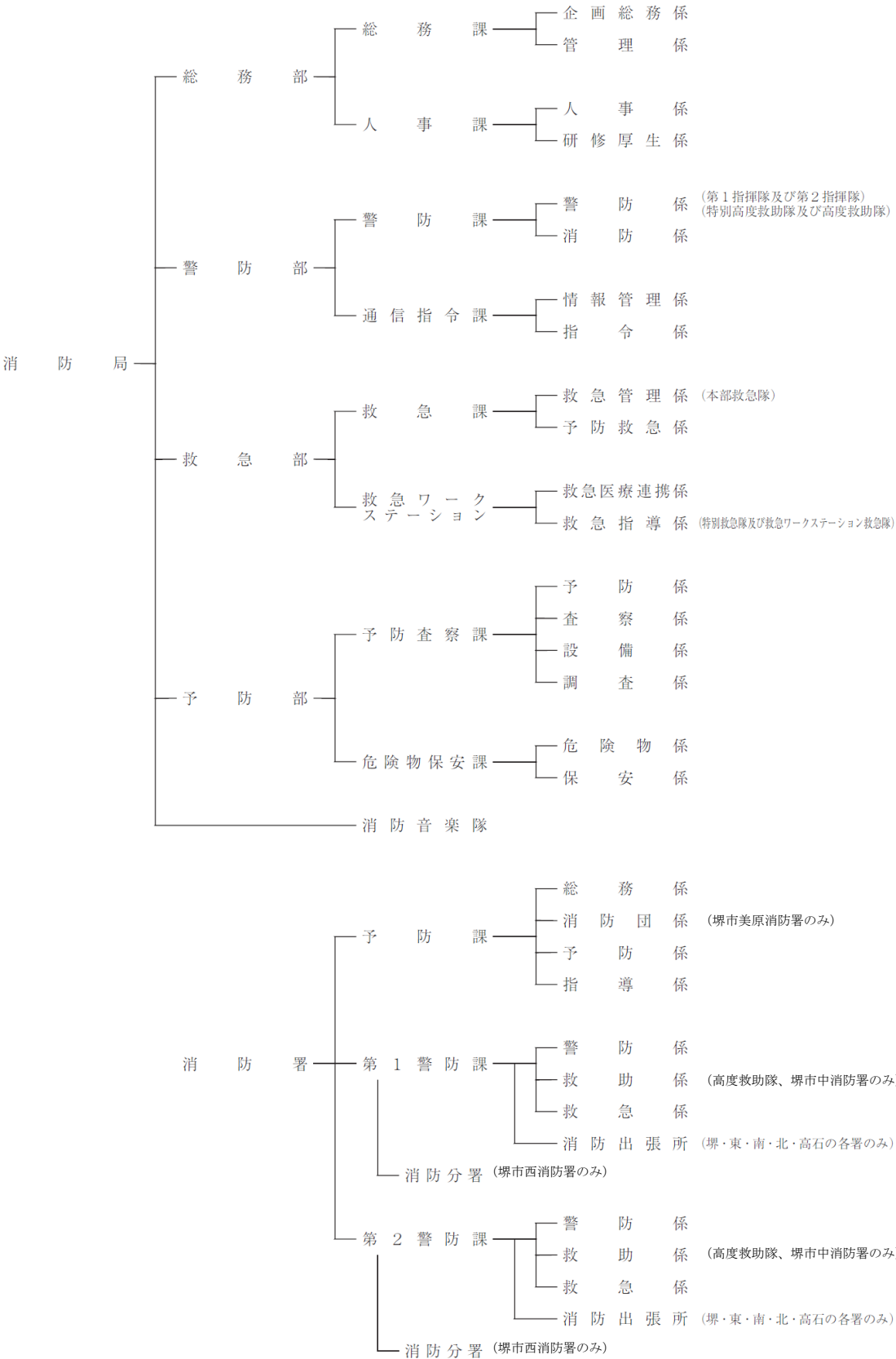
資料 3-10 備蓄配備一覧表

令和3年2月現在

品目	数量	備蓄場所	
		市内小学校	その他 (防災倉庫等)
アルファ化米	63,850 食	5,400 食	58,450 食
高齢者食	4,100 食	1,000 食	3,100 食
毛布	8,283 枚	1,380 枚	6,903 枚
粉ミルク	8.5 キロ		8.5 キロ
哺乳瓶	426 本		426 本
おむつ 乳児・少児用	7,004 枚		7,004 枚
おむつ 大人用	1,476 枚		1,476 枚
マンホールトイレ	20 式		20 式
簡易トイレ	81 式	14 式	67 式
生理用品	15,204 枚		15,204 枚
トイレットペーパー	177,600m		177,600m
マスク	128,400 枚		128,400 枚
段ボールベッド	65 個		65 個
段ボールパーティション	140 個		140 個
ブルーシート	1,269 枚		1,269 枚
日用品セット	5 式		5 式
生活用水	840 本	840 本	
ガウン	5,407 枚		5,407 枚
タオル	720 枚	720 枚	
消毒液	40L		40L
リヤカー	17 式	11 式	6 式
ストレッチャー	13 式	7 式	6 式
ポリタンク	70 個	70 個	
ポリバケツ	14 個	14 個	
救命道具	5 式	5 式	
災害用テント	120 張		120 張
ガス発電機	13 台		13 台
カセットコンロ	20 台		20 台
カセットボンベ	144 本		144 本
PP シート	50 枚	50 枚	
ストーブ	10 台	10 台	
水槽	9 張	5 張	4 張

4. 堺市消防局及び消防水利、危険物、水門等に関する資料

資料 4-1 堺市消防局組織機構図



(堺市消防局：令和2年4月1日現在)

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の警
戒・巨震への対応

附属2
南海トラフ地
震の対策推進計画

資
料
編

資料 4-2 堺市消防局職員の配置表

		合計	消 防 職 員								
			司 監	正 監	監	司令長	司 令	司令補	士 長	消防士	事務職員
合 計		912	1	7	16	42	221	236	315	72	2
消防局	小 計	225	1	4	8	13	80	68	39	10	2
	消 防 局 長		1	1							
	消 防 局 次 長		1		1						
	総 務 部	総 務 部 長	1		1						
		総 務 部 参 事	1			1					
		総 務 課	16		1	1	8	5	1		
		人 事 課	21		2		4	2	3	10	
	警 防 部	警 防 部 長	1		1						
		警 防 課	60		1	5	23	21	9		1
		通信指令課	40		1	3	17	11	8		
	救 急 部	救 急 部 長	(1)		(1)						
		救 急 課	22		1	1	9	8	3		
		救急ワークステーション	23		1		7	5	10		
	予 防 部	予 防 部 長	1		1						
		予 防 査 察 課	20		1	1	8	8	2		
		危険物保安課	17			1	4	8	3		1
消 防 音 楽 隊		(23)			(1)	(2)	(4)	(8)	(7)	(1)	
堺市堺消防署	小 計	128		1	1	3	28	31	56	8	
	署 長 ・ 副 署 長		2		1						
	本 署	予 防 課	15			1	5	4	3	2	
		警 防 課	48			2	10	9	23	4	
	出張所	三 宝	22				4	5	11	2	
		旭 ケ 丘	20				4	7	9		
		三 国 ケ 丘	21				5	6	10		
	小 計	77			1	4	13	18	32	9	
中消防署	署 長 ・ 副 署 長	2		1	1						
	本 署	予 防 課	7			1	3	1	2		
警 防 課		68			2	10	17	30	9		
堺市東消防署	小 計	66			1	4	13	18	23	7	
	署 長 ・ 副 署 長		2		1	1					
	本 署	予 防 課	7			1	3	2	1		
		警 防 課	39			2	6	11	14	6	
出張所	登 美 丘	18				4	5	8	1		
堺市西消防署	小 計	105		1	1	3	20	31	39	10	
	署 長 ・ 副 署 長		2		1						
	本 署	予 防 課	13			1	4	5	1	2	
		警 防 課	46			2	10	12	16	6	
	分 署	臨 海	44				6	14	22	2	
堺市南消防署	小 計	96		1	1	3	22	20	41	8	
	署 長 ・ 副 署 長		2		1						
	本 署	予 防 課	10			1	4	4	1		
		警 防 課	48			2	10	7	24	5	
	出張所	福 泉	16				4	4	7	1	
		茶 山 台	20				4	5	9	2	
堺市北消防署	小 計	95			1	4	21	25	35	9	
	署 長 ・ 副 署 長		2		1	1					
	本 署	予 防 課	11			1	5	2	3		
		警 防 課	54			2	10	12	22	8	
	出張所	白 舌 鳥	28				6	11	10	1	
美原消防署	小 計	48			1	4	10	9	19	5	
	署 長 ・ 副 署 長		2		1	1					
	本 署	予 防 課	8			1	4	1	2		
		警 防 課	38			2	6	8	17	5	
高石消防署	小 計	72			1	4	14	16	31	6	
	署 長 ・ 副 署 長		2		1	1					
	本 署	予 防 課	9			1	4	2	1	1	
		警 防 課	40			2	6	8	20	4	
	出張所	高 師 浜	21				4	6	10	1	

(堺市消防局：令和2年4月1日現在)

* 合計は正規職員及び再任用（フルタイム）職員の数
() 業務で外数

資料 4-3 消防庁舎現況

(堺市消防局：令和2年4月1日現在)

区分		庁舎別 棟数	庁舎							面積 (㎡)		
			構造	経過年数						敷地面積	建築面積	延面積
				5年未満	5年～10年	10年～20年	20年～30年	30年～40年	40年以上			
合計		25		2	0	4	3	6	10	34,579.42	12,112.56 (433.57)	28,507.59 (896.07)
消防局		1	SRC造 7 階	H元. 7.24						3,356.06	1,264.80 (56.16)	6,102.55 (56.16)
堺市堺消防署	堺本署	1	RC造 3 階 地下 1 階	S43. 3.30 S52. 3.31 増築						1,170.00	624.33 (19.34)	1,616.30 (19.34)
	三宝出張所	1	RC造 2 階	H27. 3.19						1,433.65	627.85 (13.82)	1,127.12 (27.02)
	旭ヶ丘出張所	1	RC造 2 階	S50. 3. 1						602.00	359.59 (10.29)	715.56 (10.29)
	三国ヶ丘出張所	1	RC造 2 階	S56. 4.14						556.29	177.81 (8.64)	349.15 (20.69)
堺市中消防署		1	SRC造 3 階	H 7. 3.17						2,555.53	847.74 (54.73)	2,199.58 (260.98)
消防署東	東本署	1	RC造 3 階	H18. 3. 2						2,500.00	1,237.89 (17.00)	2,412.97 (17.00)
	登美丘出張所	1	RC造 2 階	S57.10. 8						1,574.42	400.77	679.00
堺市西消防署	西本署	1	SRC造 3 階	H26. 9.24						2,587.95	1,072.94 (94.99)	2,607.82 (205.28)
	臨海分署	1	RC造 2 階	S44.12. 3						3,305.91	585.10 (72.00)	1,051.53 (72.00)
	専用車庫	1	S造 1 階	S55.12.22							162.00	162.00
	消防倉庫	1	S造 1 階	S49. 4. 1							156.00	156.00
堺市南消防署	南本署	1	RC造 2 階	S53.12.29						4,138.09	668.29 (59.49)	1,069.36 (204.49)
	福泉出張所	1	RC造 2 階	S59.11.16						1,186.35	178.28 (7.73)	348.78 (7.73)
	消防倉庫	1	S造 1 階	S59.11.16							132.00	132.00
	茶山台出張所	1	RC造 2 階	S49. 3. 1						986.09	298.03 (12.96)	587.65 (12.96)
消防署北	北本署	1	SRC造 2 階	S46.12. 1						1,652.89	584.92 (45.07)	1,091.29 (45.07)
	百舌鳥出張所	1	RC造 3 階	S49. 6.17						660.56	307.81 (13.38)	851.48 (13.38)
堺市美原消防署		1	RC造 3 階	H 7.11.24						2,423.27	814.61 (40.36)	2,053.96 (112.54)
美原消防団	西分団屯所	1	軽量S造 2階	H16.12.10						135.00	46.38	92.76
	東分団屯所	1	軽量S造 2階	H16.12.10						68.00	46.38	92.76
	北分団屯所	1	軽量S造 2階	H16.12.10						246.61	46.38	92.76
消防署高石	高石本署	1	RC造 2 階	S53.10.12 H 8. 3.27 増築						2,231.63	881.72 (28.49)	1,704.47 (28.49)
	高師浜出張所	1	RC造 2 階 地下 1 階	S45. 6.10						792.00	409.76	840.35
日置荘消防倉庫		1	RC造 2 階	S58. 5.10						417.12	181.18 (11.60)	342.60 (11.60)

(注) () 内は倉庫等を外書。

第1編
総則

第2編
防災対策
災害予

第3編
害応急対策
地震災

第4編
災害応急対策
風水害

第5編
災害応急対策
事故等

第6編
旧・復興対策
災害復

附属1
地震・津波の警

附属2
消防対策推進計画

資料
編

消防本部及び署所の配置

(堺市消防局：令和2年4月1日現在)

第1編 総則

第2編 防災策
災害予

第3編 災害応急対策
地震災害

第4編 災害応急対策
風水害

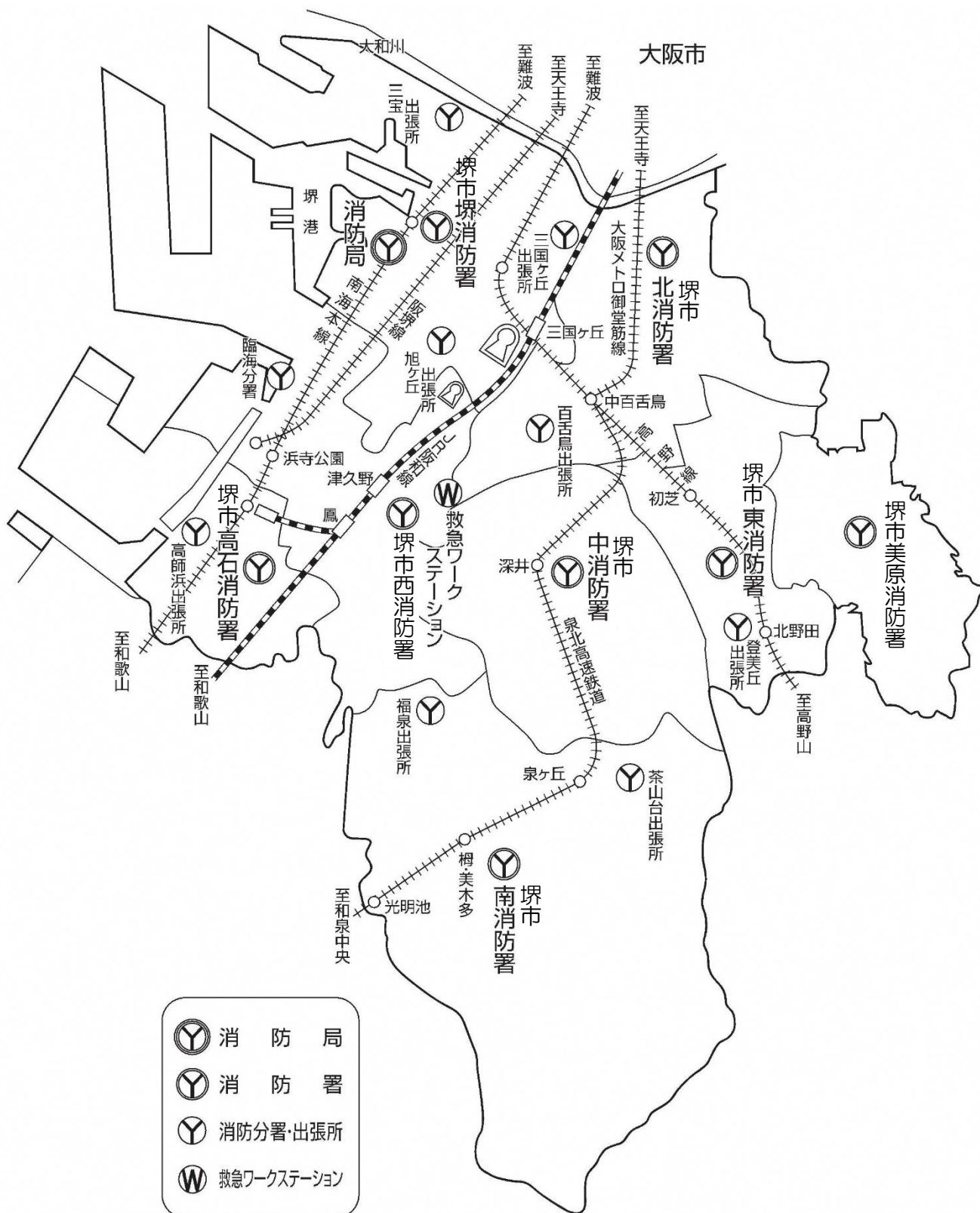
第5編 災害応急対策
事故等

第6編 災害復旧・復興対策

附属1 東南海地震の警戒宣言に伴う対応

附属2 南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編



資料 4-4 各種車両配置表

(堺市消防局：令和2年4月1日現在)

			消防車両（救急車・消防団含む）																	
			合 計	消 防 ポ ン プ 車	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 車		小 型 水 槽 付 消 防 ポ ン プ 車	は し ご 付 消 防 車	は し ご 水 槽 付 ポ ン プ 車		屈 折 は し ご 付 ポ ン プ 車	大 型 化 学 車	特 殊 化 学 車	特 殊 災 害 対 応 車	特 別 高 度 工 作 車	大 型 高 所 放 水 車	泡 原 液 搬 送 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車	無 線 中 継 車	
常備		178	12		13		4	5	4		1	8	1	1	1	1	1	2	1	
非常用		21	8		4				1											
消防団		3	3																	
			常	非	常	非	常	非	常	常	常	非	常	常	常	常	常	常	常	
局	総務課	1																		
	人事課	1																		
	警防課	25	2											1						
	通信指令課	1																	1	
	救急課	2	1																	
	救急ワークステーション	3	1																	
	予防査察課	7																		
	危険物保安課	2																		
小計		42	4											1					1	
堺市堺	本署	13	1	1		1			1	1			1							
	三寶	5	1	1		1	1				1	1								
	旭ヶ丘	3	1		1			1				1								
	三国ヶ丘	2				1														
	小計		23	3	2	1	3	1	1	1	1		1	3						
堺市東	本署	14	1	1	1			1										1		
堺市東	本署	11	2	1	1	1	1													
	美丘	3		1				1												
	小計	14	2	2	1	1	1	1												
堺市西	本署	13		1		1			1	1			1							
	臨海	13	1	1	1	1						2			1	1	1	1		
	小計	26	1	2	1	2			1	1			3			1	1	1	1	
堺市南	本署	13	1	1		1			1	1			1							
	茶山	2	1			1	1													
	福泉	2	1		1			1												
	小計	17	3	1	1	2	1	1	1	1			1							
堺市北	本署	13	2	1	1	1			1	1										
	百舌	4		1		1														
	小計	17	2	2	1	2			1	1										
堺市美原	本署	11	2	1	1	1	1		1											
	消防団	3		3																
堺市美原	小計	14	2	4	1	1	1		1											
	本署	10	3	1	1	1				1			1							
	高師	4				1						1								
堺市高石	小計	14	3	1	1	2				1		1	1							

【備考】 常：常備 非：非常用 水槽付消防ポンプ車のうち、1で表記されているもの：救助タンク車（RT車）
 小型水槽付消防ポンプ車のうち、1で表記されているもの：救助タンク車（SRT車）
 小型動力ポンプ付水槽車のうち、1で表記されているもの：原液搬送機能付
 査察車のうち、1で表記されているもの：軽四査察車
 消防自動車（消防団3台含む）147台、その他車両53台、消防艇1艇：合計201台+1艇＝総合計202

第1編 総則

第2編 災害予
防対策

第3編 地震災
害応急対策

第4編 風水害
災害応急対策

第5編 事故等
災害応急対策

第6編 災害復
旧・復興対策

附属1 東海地震の警
戒・巨震への対応

附属2 南海トラフ地
震の対策推進計画

資
料
編

147台														その他車両54台						船
救 助 工 作 車	防 災 工 作 車	空 気 充 填 車	大型除染システム搭載車	支 援 車	指 揮 車	指 揮 隊 車	査 察 車	調 査 車	災害対応多目的車	資 機 材 搬 送 車	高 規 格 救 急 車	多目的消防水利システム車	ドラゴンハイパーユニット車	軽 自 動 車	楽 器 搬 送 車	人 員 搬 送 車	地 震 体 験 車	普 通 連 絡 車	軽 自 動 車	消 防 艇
3	2	1	1	1	11	2	12	1	3	4	23	1	2	1	1	1	1	14	37	1
1						1					6									
常	非	常	常	常	常	常	非	常	常	非	常	常	非	常	常	常	常	常	常	常
																		1		
																			1	
2	1				1	2	2	1		3								4	10	
					1						1	1								
											2	1							1	
							2	1							1	1	1		1	
							2													
2	1				1	3	2	1	4	1	3	2			1	1	1	5	13	
					1		1		1		1	1						1	3	
											1									
											1									
											1									
					1		1		1		4	1						1	3	
1			1	1	1		1				2							1	3	
					1		1				1			2				1	3	
											1									
					1		1				2			2				1	3	
		1			1		1				1							1	3	
										1	1		1						1	1
		1			1		1			1	2		1					1	4	1
					1		1		1		1	1						1	3	
											1									
											1									
					1		1		1		3	1						1	3	
					1		1		1		2	1						1	3	
											2									
					1		1		1		4	1						1	3	
					1		1				1			1				2	2	
					1		1				1			1				2	2	
					1		1				1	1						1	3	
		1									1									
		1			1		1				2	1						1	3	

資料 4-5 消防通信指令総合システム

(堺市消防局 消防年報令和元年版)

1. 消防指令管制システム

消防指令管制システムは火災、救急などの災害発生時にコンピュータを駆使し、災害に応じた最適な消防車や救急車を瞬時に編成するとともに、消防隊への消火栓等水利の的確な割当て、消防署等への出場指令等すべてをコンピュータ処理により行います。



消防指令センターの様子

平成 16 年 4 月 1 日から運用を開始した前システムでは、加入電話から 119 番通報があった場合に通報者の所在地が瞬時に検索できる発信地表示システムや、聴覚・言語に障害のある方からの通報手段として F A X 119 番、e メール 119 番受信システムを導入しました。

平成 20 年 9 月 1 日には、携帯電話・I P 電話からの 119 番通報において、通報者の発信位置に関する情報も瞬時に検索できる位置情報通知システムを導入しました。平成 22 年 3 月 1 日には、災害現場において現場指揮本部を中心として活動隊員へ指揮命令の迅速な伝達及び情報の共有化を図るため、署活動用無線機を整備し、同年 12 月 1 日からは、発信地表示システムと位置情報通知システムを 1 つのシステムに集約した統合型位置情報通知システムを運用しています。

また、消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、150MHz 帯アナログ方式の消防救急無線は平成 28 年 5 月 31 日までに 260MHz 帯でのデジタル方式に移行（デジタル化）するとされていたため、当消防局も上記内容を踏まえた整備を進め、平成 26 年 10 月 15 日には救急隊暫定運用を、同年 11 月 1 日には現場指揮用無線装置暫定運用を、平成 27 年 7 月にはデジタル無線全面運用を開始しました。

消防救急無線のデジタル化により、無線チャンネル数が増加し大規模災害時や救急出場件数の増大などに対し災害ごとに無線チャンネルを使い分けるなどの通信体制の向上が図られ、また、通信の秘匿性も向上するため個人情報等の保護も図られます。

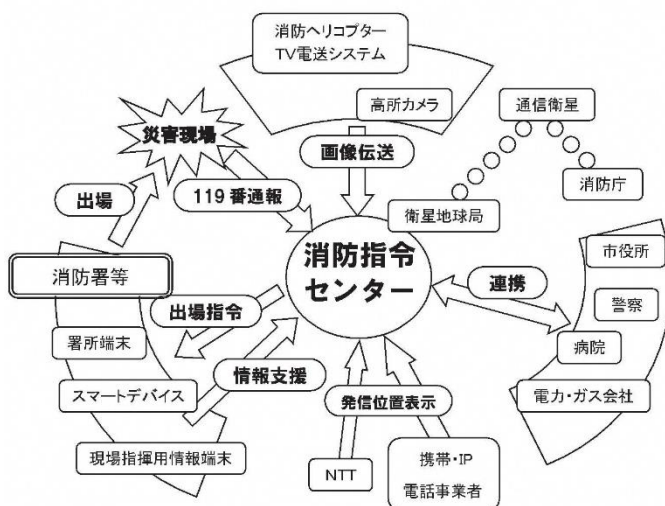
平成 31 年 3 月 29 日には、聴覚・言語機能に障害のある方からの新たな通報手段として N e t 119 緊急通報システム及び登録制のメール 119 を導入し、そのうちの N e t 119 緊急通報システムでは、政令市初となる動画での映像送信が可能となりました。

令和 2 年 4 月 1 日には、新消防指令管制システムの運用を開始し、同システムと連携させて消防隊などが指令情報を確実に受令できるスマートデバイス（消防救急受令用）及び現場映像などの映像情報を共有できるスマートデバイス（消防救急映像共有用）を導入しました。

また、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際に、消防機能の保持及び管内の災害情報集約を目的とした「大規模災害対応機能」を導入しました。

消防署等への出場指令はコンピュータ音声及び指令書で行われ、これらの処理に必要な住所、目標物、対象物、水利、主要病院などの情報は、すべてコンピュータで管理し、地図情報についてもコンピュータによって制御され、消防指令センターと消防署間を専用の通信回線で結ぶことによりスムーズな情報伝達を行います。

また、無線設備の活用により火災等の災害時並びに通常時における消防情報の収集、伝達及び共有化を図り、部隊活動を安全かつ効果的に行えるよう整備され、消防指令センターを中心とした無線ネットワークによりあらゆる災害に対応する体制を築いています。



第 1 編
総 則

第 2 編
災害予
防対策

第 3 編
地震災
害応急対策

第 4 編
風水害
災害応急対策

第 5 編
事故等
災害応急対策

第 6 編
災害復
旧・復興対策

附属 1
東海地震の警
戒宣言に
基づく対応

附属 2
南海トラフ
地震対策推進計画

資
料
編

資料 4-6 消防水利状況

堺市消防局管内

令和 2 年 12 月末現在

水利種別 署別		消 火 栓				貯 水 槽						消防水利に適合する その他の水利						
		公 設			私 設	公 設 (㎡以上)			私 設 (㎡以上)			河 川	溝	海	プ ール	池	下 水道	そ の 他
		75mm ～ 100mm	150 mm 以上	合 計		40	100	合 計	40	100	合 計							
堺市堺	本署	498	423	921	2	26	8	34	72	9	81	89	0	7	12	2	0	1
	三宝	429	392	821	60	29	3	32	190	96	286	15	0	75	5	2	0	3
	旭ヶ丘	528	362	890	0	38	5	43	56	14	70	17	0	7	14	33	0	4
	三国ヶ丘	389	261	650	5	22	1	23	27	4	31	0	0	0	9	3	0	0
	小計	1,844	1,438	3,282	67	115	17	132	345	123	468	121	0	89	40	40	0	8
堺市中消防署		1,670	922	2,592	80	143	6	149	114	10	124	26	0	0	25	85	0	1
堺市東	本署	627	327	954	11	43	2	45	46	4	50	10	0	0	8	100	0	2
	登美丘	527	327	854	14	36	2	38	29	1	30	15	0	0	9	10	0	0
	小計	1,154	654	1,808	25	79	4	83	75	5	80	25	0	0	17	110	0	2
堺市西	本署	1,278	724	2,002	8	103	5	108	113	9	122	107	0	0	18	68	0	1
	臨海	640	400	1,040	5	29	2	31	212	82	294	31	0	40	6	20	0	4
	小計	1,918	1,124	3,042	13	132	7	139	325	91	416	138	0	40	24	88	0	5
堺市南	本署	501	496	997	183	47	0	47	92	8	100	41	0	0	17	131	0	0
	福泉	386	345	731	118	25	1	26	57	3	60	52	0	0	7	55	0	0
	茶山台	559	562	1,121	335	48	1	49	83	8	91	2	0	0	20	96	0	0
	小計	1,446	1,403	2,849	636	120	2	122	232	19	251	95	0	0	44	282	0	0
堺市北	本署	983	733	1,716	71	54	8	62	121	16	137	106	0	0	28	52	0	0
	百舌鳥	439	244	683	17	22	0	22	28	1	29	44	0	0	7	34	0	0
	小計	1,422	977	2,399	88	76	8	84	149	17	166	150	0	0	35	86	0	0
堺市美原消防署		535	577	1,112	0	66	2	68	90	4	94	185	0	0	13	103	0	9
堺市高石	本署	455	419	874	10	45	6	51	34	0	34	12	0	0	6	2	0	0
	高師浜	352	215	567	2	24	0	24	69	31	100	31	0	10	3	1	0	0
	小計	807	634	1,441	12	69	6	75	103	31	134	43	0	10	9	3	0	0
合 計		10,796	7,729	18,525	921	800	52	852	1,433	300	1,733	783	0	139	207	797	0	25
堺市管内		9,989	7,095	17,084	909	731	46	777	1,330	269	1,599	740	0	129	198	794	0	25
高石市管内		807	634	1,441	12	69	6	75	103	31	134	43	0	10	9	3	0	0

防火水槽（2 0 m³以上 4 0 m³未満）は数に含まず。

高石市域分

令和2年12月末現在

(1) 公設防火水槽設置場所

水 利 番 号	所在地	目標・名称	容 量	設置日付
3001	高石市千代田5丁目8番	高陽小学校正門より南へ30m	40	1988年4月
3002	高石市高師浜3丁目19番	高石小学校正門南側門柱より南へ4m	40	1960年4月
3004	高石市羽衣3丁目2番	羽衣幼稚園南西角	40	1963年2月
3005	高石市東羽衣2丁目21番	東羽衣小学校南西角より北へ30m東へ7.3	40	1962年3月
3006	高石市取石2丁目26番	山内時太郎宅西側門柱より北へ7m	40	1964年2月
3007	高石市綾園2丁目4番	綾井公園内	40	1971年6月
3008	高石市取石3丁目15番	取石いるか公園内	40	2003年1月
3009	高石市取石1丁目5番	棕橋宅北東角から東へ2m、南へ2.5m	40	1972年9月
3010	高石市千代田6丁目15番	北助松荘園分譲住宅公園内	40	1973年5月
3011	高石市高師浜1丁目13番	高石市立高師浜公民館正門北側門柱より西へ5m北へ9m	40	1973年5月
3012	高石市東羽衣7丁目2番	東羽衣かば公園内	40	1974年4月
3013	高石市東羽衣7丁目2番	東羽衣こうま公園内	40	1974年4月
3014	高石市綾園6丁目6番	旧綾園ちびっこ広場内	40	1974年5月
3015	高石市羽衣2丁目3番	浜寺郵便局北側道路西へ道廣宅前	40	1974年5月
3016	高石市羽衣4丁目2番	メゾンドール羽衣南東角	60	1974年9月
3017	高石市東羽衣5丁目21番	小池児童公園内	40	1975年4月
3018	高石市東羽衣1丁目18番	東羽衣交番北西角より西へ1m、南へ2.4m	40	1976年5月
3019	高石市東羽衣5丁目5番	東羽衣ばんだ公園内	40	1976年11月
3020	高石市取石1丁目14番	富木自治会集会所北側空地	40	1977年5月
3021	高石市千代田6丁目6番	千代田6丁目6番子鹿公園内	40	1977年9月
○3022	高石市取石3丁目14番	高石市立取石小学校正門南側塀南端より南へ10m西へ5.5m	40	2003年1月
3023	高石市千代田4丁目2番15号	市立高石保育所グランド南東角	40	1978年4月
3024	高石市西取石1丁目27番	堺市高石消防署西側入口より北へ9.5m	40	1978年10月
3025	高石市千代田6丁目12番	千代田らくだ公園	40	1978年11月
3026	高石市加茂4丁目6番	加茂サンサン公園内	40	2004年10月
3027	高石市千代田1丁目4番	高石市中央公民館内	40	1979年4月
○3028	高石市西取石8丁目5番	市立清高小学校内南西角	40	1981年4月
3029	高石市取石2丁目14番	富木自治会地車倉庫敷地内	40	1981年6月
○3030	高石市東羽衣6丁目7番	高石中学校グラウンド南東角	100	1981年11月
○3031	高石市東羽衣3丁目15番	高石市立東羽衣公民館南東角敷地内	40	1982年2月
3032	高石市西取石1丁目25番	西取石小公園内	40	1982年3月
3033	高石市千代田6丁目12番1号	千代田しまうま公園	40	1983年2月
3034	高石市西取石5丁目5番	大歳公園北東角	40	1983年3月
3035	高石市千代田3丁目13番	高陽公園西側植込み中央	40	1984年2月
3036	高石市綾園6丁目1番	西尾宅南西角から西へ3.8m	40	1984年10月
3037	高石市綾園5丁目3番	高南中学校テニスコート西側門柱より東へ2.5m南へ2.5m	40	1986年2月
3038	高石市高師浜2丁目13番	第6区ちびっこ広場内	40	1986年1月
3039	高石市羽衣4丁目2番	メゾンドール羽衣パークサイドペンギン公園内	40	1987年4月
○3040	高石市西取石6丁目5番	鴨公園北側駐車場	100	1987年5月
○3041	高石市綾園5丁目4番	高南中学校西側通用門南側門柱より南へ5.5	100	1988年4月
3042	高石市東羽衣4丁目16番	新公園西側入口北西角より東へ5m	40	1988年4月
3043	高石市千代田2丁目12番	高師浜公園内北西角	40	1989年3月
○3044	高石市羽衣5丁目1番6号	社会福祉法人南海福祉事業会羽衣保育園敷地東側出入り口から南へ10メートル	40	1989年4月
○3045	高石市取石3丁目11番	取石中学校西通用門入口南側	100	1989年4月
○3046	高石市東羽衣3丁目6番	羽衣駅東側花時計内	40	1989年4月
○3047	高石市西取石7丁目9番	花田公園内	100	1989年5月
3048	高石市高師浜3丁目5番34号	高石幼稚園運動場内で階段北角より南へ7.6m、階段上段より東へ3.5m	40	1989年9月

第1編
総則第2編
防災
災害予第3編
地震
地震災第4編
風水害
風水害第5編
事故等
事故等第6編
災害復
災害復附属1
東海地震の警
東海地震の警附属2
南海トラフ地
南海トラフ地資
料
編

水利番号	所在地	目標・名称	容量	設置日付
3050	高石市西取石8丁目9番	大園公園フェンス北東角より南へ12m西へ1m	40	1992年1月
3051	高石市高師浜丁1番地	清水桂S136号より西へ15m今川公園内(採水口より北6.5m西8mにマンホール)	40	2009年3月
3052	高石市西取石3丁目22番	高石市立加茂小学校体育館北側	40	1993年1月
3053	高石市綾園3丁目12番	綾園保育所グラウンド側通門西端より東へ2.6m南へ1.5m	40	1994年5月
○3054	高石市高師浜丁6番地5	高石市立図書館北東角より東へ20m	40	1995年3月
○3055	高石市羽衣4丁目5番	羽衣団地南側消防活動空地南西角より西へ4.9m北へ2.6m	40	1995年4月
○3056	高石市加茂2丁目25番	井坂宅南東角より南へ10m	40	1996年3月
○3057	高石市西取石5丁目11番	ビックボーイ駐車場北東角より北へ3m西へ3m	40	1997年4月
○3058	高石市西取石8丁目4番	清高幼稚園敷地内北東	40	1998年3月
○3059	高石市取石3丁目9番	高石市複合コミュニティーセンター北西	40	1999年10月
○3060	高石市羽衣5丁目1番	羽衣すずめ公園南側入口西角	40	1999年12月
○3061	高石市綾園3丁目13番	府営高石住宅1棟東側公園の北東角	40	2000年2月
○3062	高石市羽衣2丁目5番	羽衣くじら公園南西角	40	2000年3月
○3063	高石市東羽衣6丁目3番	東羽衣ゆりの木公園内、北東側	100	2001年6月
○3064	高石市羽衣2丁目5番	羽衣くじら公園南東角	40	2001年3月
○3065	高石市羽衣2丁目5番	羽衣しろはと公園南東角	40	2002年3月
○3066	高石市取石5丁目7番	取石ぼにー公園内北東角	40	2003年1月
○3067	高石市加茂3丁目9番	加茂さつき緑地南側	40	2004年3月
○3068	高石市東羽衣4丁目2番地先	山本宅より西へ3m	40	2004年11月
○3069	高石市綾園7丁目5番	センバール公園西側入口	80	2004年12月
○3070	高石市東羽衣5丁目8番	八幡公園内	40	2005年4月
○3071	高石市東羽衣1丁目934	東羽衣ドルフィン公園北東角	40	2005年11月
○3072	高石市加茂4丁目7番	加茂ロックガーデン公園	40	2009年2月
○3073	高石市加茂4丁目7番	加茂ロックガーデン内	40	2011年7月
○3074	高石市綾園4丁目4番18号	創価学会高石文化会館敷地内北東	40	2011年10月
○3075	高石市東羽衣5丁目18番	フローラル公園内	40	2012年10月
○3076	高石市東羽衣5丁目	フローラル公園内	40	2013年10月
○3078	高石市東羽衣6丁目3番	東羽衣ゆりの木公園内北西側	40	2017年7月
○3079	高石市高師浜3丁目480-2	すし・仕出しを竹南西角から南へ8m	80	2018年4月

※ ○印は、耐震性貯水槽

※ 「公設の貯水槽」とは、高石市が設置、または管理している貯水槽である。

(2) 私設防火水槽設置場所

水利番号	所在地	目標・名称	容量	設置日付
5001	高石市取石1丁目1番	JR富木アパート1号棟西側緑地内	40	2003年1月
○5001	高石市高砂2丁目9番8号	日陸物流(株)敷地内南東角	40	2006年12月
5002	高石市綾園2丁目5番	清高公民館内	40	1986年4月
○5002	高石市高砂3丁目39番	日陸大阪物流センター(株)北門入口西側門柱から南へ7m	60	2011年7月
5003	高石市取石6丁目2番15号	エコトピア泉北内	40	2015年11月
○5003	高石市高砂3丁目39番	日陸大阪物流センター(株)定温危険物倉庫北西角から西へ10m北へ7.5m	40	2011年7月
○5004	高石市東羽衣6丁目21番	三井東圧羽衣寮敷地南東角より西へ5m	40	1994年2月
○5004	高石市高砂3丁目2-2	大阪ガス泉北製造所内	80	2012年1月
5005	高石市綾園1丁目12番	綾園マンション	40	1982年11月
○5005	高石市高師浜丁11番	泉北環境整備施設組合高石下水処理場内送泥ポンプ場北東15m	300	2014年4月
5006	高石市綾園1丁目12番	綾園マンション	60	2003年1月
○5007	高石市加茂1丁目21番23号	スロープ南西角から東へ2.3m北へ70cm	40	2014年4月
○5008	高石市加茂1丁目21番23号	建物北東角から南へ7.1m西へ1m	40	2014年4月
5009	高石市東羽衣7丁目10番39号	浜寺病院けやき棟 風除室	40	2018年4月
5010	高石市加茂1丁目20番	府営高石加茂住宅ゴミ置場南西角より南へ8m	40	2003年1月

水 利 番 号	所在地	目標・名称	容量	設置日付
5012	高石市加茂3丁目2番	府営高石綾井住宅1棟北側	40	2003年1月
5013	高石市加茂4丁目1番	高石市役所駐車場北西角	40	2003年1月
5013	高石市千代田6丁目12番	南海福祉法人南海福祉事業会南海愛児園玄関西側	40	2000年4月
5014	高石市加茂4丁目1番	高石市役所東側ガレージ南東角より南へ5m	40	2003年1月
5016	高石市西取石1丁目21番	府営富木住宅3棟北側	40	2003年1月
5017	高石市西取石3丁目2番	府営富木住宅5棟北東角より東へ7m	40	2003年1月
5018	高石市西取石3丁目16番	サンフラワー高石北西角より西へ5mポンプ室北側	70	2003年1月
○5020	高石市綾園1丁目8番	アプラたかいし・ローレルコート高石建物南東	70	2003年2月
5021	高石市取石5丁目8番	高石特別養護老人ホーム入口北東角	40	2003年1月
5022	高石市取石7丁目1番	ホームセンターコーナン高石店敷地南側	40	2003年1月
5023	高石市取石7丁目13番	府営富木南住宅12-2棟東側南東角	40	2003年1月
5024	高石市高砂3丁目30番地	吉野石膏(株)高石配送センター入口より 東へ40m南へ5m	40	2003年1月
5025	高石市高砂3丁目27番地	旭マシナリー(株)正門より東へ30m	54	2003年1月
5026	高石市高砂1丁目3番地	ウレタン樹脂生産設備	40	2000年5月
5027	高石市綾園4丁目5番	高石スカイハイツ内	40	2003年1月
5027	高石市高砂3丁目79番地	イビデンケミカル(株)北工場南西角より東へ30m(フェンス)	90	2003年1月
5028	高石市綾園4丁目4番	朝日放送(株)高石送信所内	40	2003年1月
5028	高石市高砂3丁目79番地	揖斐川アセチレン(株)北工場工場敷地内北東角	300	2003年1月
○5029	高石市西取石6丁目6番	毎日放送高石送信所建物南東角から 南へ10m東へ6m	40	1988年11月
5029	高石市高砂3丁目24番地	生野金属(株)北工場正門より北へ20m	100	2003年1月
5030	高石市高砂3丁目49番地	大阪富士工業(株)北工場敷地内北西角	40	2003年1月
5031	高石市東羽衣1丁目12番	学生会館北側入口北東角より北へ5m東へ4m	40	1993年9月
○5032	高石市綾園5丁目7番	アステージ高石敷地南東角付近	40	1996年2月
5032	高石市高砂3丁目48番地	中辻産業(株)北高砂工場北西角より南へ5m	55	2003年1月
5033	高石市取石4丁目9番	山木智治宅南東角より西へ1.5m南へ4.5m	40	1997年1月
5033	高石市高砂3丁目21番地	高砂金属工業(株)正門より南へ5m	40	2003年1月
○5034	高石市取石6丁目10番	ヤマト運輸配送センター北東角より西へ2.5m南へ9.7m	40	1998年6月
5034	高石市高砂3丁目25番地	大阪防水建設社正門より南へ25m	50	2003年1月
5035	高石市東羽衣7丁目10番	浜寺病院本館北側	40	1999年10月
5035	高石市高砂3丁目22番地	(株)金ビジネスマネジメント高石工場倉庫敷地内 北西角	40	2003年1月
5036	高石市綾園5丁目7番	学校法人清風南海学園敷地北東角	80	2000年2月
5036	高石市高砂3丁目20番地	朝日金属(株)北工場正門より南へ10m	40	2003年1月
5037	高石市加茂1丁目15番	シャリエ高石内	40	2000年4月
5037	高石市高砂3丁目3番地	(株)大阪ガス製発計画部高砂倉庫事務所西側	60	2003年1月
5038	高石市高砂3丁目7番地	(株)コールドエアープロダクツ管理棟東側	600	2003年1月
○5039	高石市綾園2丁目17番	パークスクエア高石敷地内南西部	40	2002年4月
5039	高石市高砂3丁目7番地	(株)コールドエアープロダクツチャージゲート南側	100	2003年1月
○5040	高石市綾園1丁目8番	アプラたかいし・ローレルコート高石建物南西	70	2003年2月
○5041	高石市綾園3丁目13番	府営高石綾園住宅	40	2004年10月
5041	高石市高砂3丁目39番地	太陽セメント工業(株) 泉北第二工場敷地内北西角から南へ41m	40	2001年1月
○5042	高石市取石7丁目	スギ薬局取石店	40	2012年10月
5042	高石市高砂3丁目39番地	岸・日陸倉庫5号倉庫棟西側	650	2003年1月
○5043	高石市東羽衣7丁目	浜寺病院 南西角	40	2020年7月
5043	高石市高砂3丁目12番地	太陽セメント工業(株)北工場正門より西へ40m北へ10m	70	2003年1月
5044	高石市高砂3丁目39番地	太陽セメント工業(株)泉北第2工場敷地内南東角	40	2003年1月
5045	高石市高砂3丁目1番地	大阪ガス(株)泉北製造所第2工場事務所より 北へ150m	200	2003年1月
5046	高石市高砂3丁目1番地	大阪ガス(株)泉北製造所第2工場事務所より 北へ160m	2000	2003年1月
5049	高石市高師浜丁6番地	臨海スポーツセンター階段上り口北側	83	2003年1月

	水 利 番 号	所在地	目標・名称	容量	設置日付
第1編 総則	5051	高石市千代田6丁目12番	高石高校玄関より南へ2m	70	2003年1月
	○5052	高石市羽衣公園丁	ユースホステル棟北へ6m	40	2003年1月
	5053	高石市高砂3丁目54番地	森寅鋼業(株)泉北倉庫正門より北へ8m	55	2003年1月
	5054	高石市高砂1丁目6番地	三井東圧化学(株)大阪工業所G Aプラント東側	960	2003年1月
	5055	高石市高砂1丁目6番地	三井化学(株)大阪工場U Bプラント南側	1050	2003年1月
第2編 防災 災害予	5056	高石市高砂1丁目15番地	日本石油(株)大阪油槽所消防ポンプ室南西角より西へ5m南へ2m	50	1994年7月
	5057	高石市高砂1丁目6番地	三井東圧(株)大阪工業所B Gプラント東側	300	2003年1月
	5058	高石市高砂1丁目6番地	三井東圧(株)大阪工業所G E Mプラント南西	460	2003年1月
	5059	高石市高砂1丁目6番地	三井東圧(株)大阪工業所N A A北東	100	2003年1月
	5060	高石市高砂2丁目10番地	三井東圧(株)大阪工業所18号地タンクヤード北東	100	2003年1月
第3編 害 地震災	5061	高石市高砂1丁目3番地	大日本インキ化学工業(株)堺工場H現場南側	1000	2003年1月
	5062	高石市高砂1丁目3番地	大日本インキ化学工業(株)堺工場厚生棟北側	2000	2003年1月
	5064	高石市高砂2丁目8番地	麻生セメント(株)大阪S S泉北コンクリート(株)機械室北西角	200	2003年1月
	5065	高石市高砂2丁目7番地	日商岩井金属販売(株)敷地内大阪鉄鋼サービスセンター北棟北西角	40	2003年1月
	5067	高石市高砂2丁目7番地	(株)サンロックオーヨド高石工場事務所南側	142	2003年1月
第4編 災害 風水害	5068	高石市高砂2丁目7番地	ユニコン堺工場南東角車庫南側	50	2003年1月
	5069	高石市高砂2丁目6番地	豊国石油(株)小缶充てん場北東角	100	2003年1月
	5070	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材工業(株)大阪製造所事務所西側	50	2003年1月
	5071	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材工業(株)大阪製造所保税倉庫東側	200	2003年1月
	5072	高石市高砂2丁目3番地	(株)ニヤクコーポレーション堺営業所西側中央緑地内道路沿	50	2003年1月
第5編 災害 事故等	5073	高石市高砂2丁目3番地	飯坂製粉(株)高石埠頭サイロ飯坂精麦(株)事務所西側	40	2003年1月
	5074	高石市高砂2丁目2番地	(株)クロセ事務所東側道路沿	50	2003年1月
	5075	高石市高砂2丁目3番地	栄運輸工業(株)極東油業(株)正門南へ6m	40	2003年1月
	5076	高石市高砂2丁目2番地	第3保税倉庫	100	2003年1月
	5077	高石市高砂2丁目2番地	(株)富士屋大阪工場正門西側	40	2003年1月
第6編 旧・復興 災害復	5078	高石市高砂2丁目2番地	岩谷物流(株)堺営業所北西角	60	2003年1月
	5079	高石市高砂2丁目2番地	伊藤安ヒルコ(株)高石商品センター事務所入口東側	65	2003年1月
	5080	高石市高砂2丁目2番地	高石ケミカル(株)北西角	100	2003年1月
	5081	高石市高砂1丁目1番地	日本石油(株)大阪油槽所コンプレッサー室南側	1650	2003年1月
	5082	高石市高砂2丁目1番地	興亜石油(株)大阪製油所プラット西側	9999	2003年1月
附庫1 東海地震の警 戒宣言に伴う対応	5083	高石市羽衣1丁目6番	ルネ羽衣南西ビューティサロン諏訪北側	100	2003年1月
	5084	高石市羽衣2丁目3番	浜寺郵便局北側出入口前	40	2003年1月
	5085	高石市羽衣3丁目1番	ほんみち本部中庭南東側	160	1994年4月
	5086	高石市羽衣5丁目4番	ほんみち本部第1日之寄進棟西側	40	2003年1月
	5087	高石市羽衣5丁目4番	ほんみち本部第1日之寄進棟西側	40	2003年1月
附庫2 南海トラフ地 震防災対策推進計画	5088	高石市高砂2丁目2番地	岩谷物流(株)堺営業所北西角	40	2003年1月
	5089	高石市羽衣4丁目2番	メゾンドール羽衣東側入口花壇南側	60	2003年1月
	5090	高石市高砂1丁目6番地	三井東圧(株)大阪工業所O P C - O Lプラント東側	5620	2003年1月
	5092	高石市高砂2丁目1番地	高砂冷蔵倉庫北西角	45	2003年1月
	5094	高石市高師浜1丁目4番	銀装(株)羽衣工場北東角	47	1988年8月
資料 編	5095	高石市高砂2丁目8番地	麻生セメント(株)大阪S S泉北コンクリート工業(株)機械室北西角	50	2003年1月
	5096	高石市羽衣3丁目1番	ほんみち本部敷地内南西角駐輪場東側	60	2003年1月
	5097	高石市高砂1丁目3番地	大日本インキ化学工業(株)堺工場Cタンクヤード南側	160	2003年1月
	5098	高石市高砂1丁目	大阪府立漕艇センター	40	1996年6月
	5100	高石市高砂2丁目5番地	サイガ運輸機工(株)事務所北側	40	2003年1月
	5101	高石市高砂3丁目40番地	守衛室北東側	40	2003年1月
	5102	高石市高砂3丁目33番地	正門北側	50	2003年1月
	5103	高石市高砂3丁目31番地	(株)エノモト工業北倉庫南門南側	54	2003年1月
	5104	高石市高砂3丁目12番地	正門南側	40	1989年12月

水 利 番 号	所在地	目標・名称	容量	設置日付
5106	高石市高砂3丁目1番地	大阪ガス(株)泉北製造所第2工場南地区 サンプリング室南側	400	1994年6月
5107	高石市高砂3丁目8番地	大阪府経済連高石配送センター正門南側	40	2003年1月
5108	高石市高砂1丁目1番地	近畿運油事務所北東角より北へ4.5m西へ0.3m	41	1991年7月
5109	高石市千代田6丁目12番	本館ロビー内	40	2003年1月
5110	高石市高砂2丁目1番地	消火訓練場南側	130	2003年1月
5111	高石市高砂2丁目3番地	第2保税倉庫北側	40	1998年3月
5112	高石市高砂2丁目3番地	正門東側門柱より南へ1.5M	40	1998年4月
5113	高石市高砂2丁目3番地	西門北側門柱より北へ1.4M東へ4M	40	1998年4月
○5114	高石市羽衣4丁目4番	総合保健センター北東角より東へ3m南へ1m	40	1998年12月
○5115	高石市羽衣4丁目4番	給排気塔より西へ8m	40	1998年12月
○5116	高石市羽衣4丁目13番	C棟南東角より東へ2.5M、北へ9.5M	40	2003年1月
○5117	高石市羽衣4丁目13番	駐車場棟(3F)北東角より北へ9M、西へ10M	40	2003年1月
5119	高石市高砂3丁目9番地	オーエム工業高石工場敷地内北東角	40	2003年1月
5120	高石市高砂1丁目3番地	大日本インキ化学内組合事務所東側	40	2001年2月
5121	高石市高砂3丁目43番地	関西エネックス敷地内南西	40	2001年4月
○5122	高石市羽衣1丁目5番	ファミリー羽衣公園前駐車場入口より 東へ5m北へ2m	40	2003年10月
5123	高石市羽衣2丁目2番15号	ベイサイドパーク迎賓館大阪C棟東側	40	2005年9月
○5124	高石市羽衣2丁目2番21号	ガーデンウェルズ浜寺公園	100	2007年12月
5125	高石市高砂1丁目6番	自衛消防車庫北側冷水道	999	2015年1月
9001	高石市高師浜丁8番地	高石市立野外活動センター内管理棟南側	28	1992年7月
9003	高石市高砂3丁目25番地	前田政物流センター敷地内北西角	35	2003年1月
9004	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材工業(株)大阪製造所工作工場南側	20	2003年1月
9006	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材工業(株)大阪製造所テニスコート南西角	20	2003年1月
9007	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材工業(株)大阪製造所成型工場 カラーLGS南側	20	2003年1月
9008	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材工業(株)大阪製造所成型工場西側中央	20	2003年1月
9009	高石市高砂2丁目11番地	日鉄建材工業(株)大阪製造所ジョイスト工場北西角	20	2003年1月
5126	高石市高砂1丁目6番地	泉北酸素(株)泉北工場 混合充填工場東側	60	2015年7月
5127	高石市高砂1丁目6番地	三井化学(株)大阪工場 E Aプラント西側	90	2015年7月
5005	高石市高師浜丁11番	泉北環境整備施設組合高石処理場 送泥ポンプ場 北東1.5m	300	2014年4月
○5006	高石市高砂1丁目11番地5	(株)ハーモニックス高石工場 3棟倉庫(製品置場) 北東角から北へ14.7m、西へ7.2m	40	2016年1月
○5007	高石市高砂1丁目11番地5	(株)ハーモニックス高石工場 3棟倉庫(製品置場) 北西角から北へ8.6m、西へ2.4m	40	2016年1月
5009	高石市東羽衣7丁目53番1 外	浜寺病院 中央館南側	40	2016年9月

※ ○印は、耐震性貯水槽

※ 「私設の貯水槽」とは、公設の貯水槽以外のものをいう。

※ 臨海部の私設貯水槽は除く。

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の警
戒宣言について

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

資料 4-7 危険物施設一覧表

令和 2 年 12 月 31 日現在

危険物施設区分		製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	移送取扱所	販売取扱所	合計
高石市内	内陸	0	6	2	0	7	0	11	0	7	3	0	1	37
	臨海	38	66	415	1	6	0	247	18	18	112	13	0	934

第 1 編 総 則

第 2 編 災害予
防対策

第 3 編 地震災
害応急対策

第 4 編 風水害
災害応急対策

第 5 編 事故等
災害応急対策

第 6 編 災害復
旧・復興対策

附属 1 東海地震の警
戒に伴う対応

附属 2 南海トラフ地
震防災対策推進計画

資 料 編

資料 4-8 水門・樋門・鉄扉・ポンプ場・排水機場位置

令和3年2月末現在

番号	符号	名 称	位 置	施設管理者	操作責任者		摘 要
					名 称	電 話	
1	水門	芦田川 防潮水門	高石市羽衣 4丁目地先	大阪府鳳土木 事務所長	高石市長	265-1001 263-6911	自動鉄扉
2	排水 機場	芦田川 排水機場	〃	〃	高石市長	265-1001 263-6911	横軸斜流 φ1,200mm 200m ³ /min ×3台
3	扉	高石漁港内 防潮鉄扉 (高石2門扉)	高師浜 2丁目地先	高石市長	高石市長	265-1001	電計アルミ 引戸式
4	〃	〃 (高石3門扉)	〃	〃	高石市長	265-1001	〃
5	水門	王子川防潮 水門	高石市千代 田6丁目地 先	大阪府鳳土木 事務所長	高石市長	265-1001 (0725)22- 6959	自動鉄扉
6	排水 機場	王子川 排水機場	〃	〃	高石市長	265-1001 (0725)22- 6959	ディーゼルエンジン 付立軸斜流 ポンプ φ2,000mm 600m ³ /min ×2台
7	扉	王子川 小高石橋門扉	高石市千代 田6丁目地 先	大阪府鳳土木 事務所長	高石市長	265-1001	手動アルミ門扉 (スイングゲート)
8	樋	今川 排水樋門	高石市高師 浜丁5-2	高石市長	高石市長	265-1001	手動鉄扉
9	ポン プ場	羽衣 ポンプ場	高石市羽衣 公園丁	高石市長	高石市 上下水道 課	265-1001 264-2229	立軸斜流ポンプ ディーゼル φ1,200mm 3台 電動φ700mm2台
10	ポン プ場	高石 ポンプ場	高石市高師 浜丁11番	高石市長	高石市 上下水道 課	265-1001 263-5161	立軸斜流ポンプ ディーゼル φ1,500mm 3台 電動 φ600mm1台 φ700mm2台

第1編
総 則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の警
戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

5. 医療関係機関や要配慮者利用施設等に関する資料

資料 5-1 医療機関一覧表

○医院、診療所、病院 令和3年3月現在

番号	機関名	氏名	診療科目	所在地	電話
1	医療法人微風会 浜寺病院	木岡 哲郎	精神	高石市東羽衣七丁目 10番39号	261-2664
2	医療法人博我会 高石病院	新木 明薫	療養	高石市高師浜三丁目 3番31号	262-7700
3	高石特別養護老人ホーム 内診療所	佐野 康雄	内、外、整外	高石市取石 5-8-15	275-1031
4	杉山耳鼻咽喉科医院	杉山 絢子	耳い	高石市東羽衣二丁目 6番30号	264-5036
5	横山整形外科	横山 正弘	整外 リハ リウ	高石市東羽衣五丁目 2番10号	265-3553
6	医療法人 吉村医院	吉村 文一	小、アレ	高石市高師浜三丁目 18番23号	261-8434
7	医療法人 岩田医院	岩田 信生	内、消、呼	高石市羽衣一丁目 11番12号	261-0345
8	医療法人協生会 玉川診療所	佐野 嘉子	内、小、整外	高石市千代田五丁目 19番3号	265-0115
9	小嶋整形外科クリニック	オジマ ミハ ル	外、整外 形外	高石市取石二丁目 36番40号	275-0560
10	医療法人博友会 井上医院	井上 晴夫	内、整外 リハ	高石市綾園一丁目 7番3号	261-2770
11	仲里眼科医院	仲里 昌俊	眼	高石市高師浜三丁目 21番1号	263-7300
12	武田内科	武田 弘	内、消	高石市羽衣五丁目 12番23号	264-6604
13	医療法人 池上耳鼻咽喉科	池上 彰博	耳い	高石市羽衣一丁目 10番18号	262-4151
14	医療法人 医進会 高石加茂病院	高田 信康	一般	高石市西取石三丁目 23番17号	262-1121
15	岩橋クリニック	石橋 正人	神、精	高石市羽衣一丁目 10番17号	262-0152
16	アウェイク東羽衣診療所	金子 雅宏	内	高石市東羽衣二丁目 14番18号	266-4350
17	耳原高石診療所	松葉 和己	内、小	高石市加茂一丁目 1番5号	265-8110
18	医療法人植田会 植田皮フび尿器科	田端 誠	ひ、皮、形外	高石市千代田一丁目 8番5号	261-2353
19	片山内科循環器科医院	片山 治	内、循	高石市千代田一丁目 11番11号 ウエストプラザ高石2階	267-0611
20	医療法人一亀会 上森医院	松山 大樹	内、麻	高石市取石一丁目 12番4号	271-6222
21	医療法人 育佑会 石田医院	石田 雄三	産婦 小、アレ	高石市羽衣一丁目 10番11号	261-1313
22	医療法人 岡内科クリニック	岡 史朗	内、消	高石市東羽衣五丁目 7番4号	267-2614
23	医療法人 沢田レディースクリニック	澤田 雄至	一般	高石市千代田一丁目 26番19号	267-5200
24	医療法人栄寿会 上田医院	大鶴 榮史	内、小、外	高石市綾園三丁目 3番24号	261-2207
25	市田内科クリニック	市田 和裕	内	高石市綾園七丁目 7番24号	266-0777
26	医療法人あゆみ会 山口クリニック	杉村 一誠	循、ひ	高石市綾園一丁目 1番21号	265-8791
27	医療法人 斉藤耳鼻咽喉科	齊藤 行彦	耳い アレ	高石市高師浜一丁目 2番11号	261-4822

番号	機関名	氏名	診療科目	所在地	電話
28	医療法人 岩田皮膚科	岩田 博生	皮	高石市羽衣一丁目 11番12号	266-1616
29	とのぎ内科クリニック	井上 良一	内	高石市西取石一丁目 17番地18号	262-0300
30	西村クリニック	西村 昌憲	内、外、消	高石市綾園一丁目 10番1号	268-8181
31	石井医院	石井 望人	内、胃、呼	高石市東羽衣二丁目 2番10号	261-8091
32	耳鼻咽喉科竹本クリニック	竹本 市紅	耳い	高石市取石二丁目 2番8号	272-3387
33	医療法人良秀会 高石藤井病院	佐藤 弘章	一般	高石市綾園一丁目 14番25号	262-5335
34	医療法人 日比野眼科	日比野 剛	眼	高石市綾園一丁目 5番3号	261-7031
35	小田クリニック	小田 明夫	内、小、循	高石市綾園一丁目 2番21号	261-3283
36	ひろさき眼科	廣崎 嘉紀	眼	高石市取石一丁目 13番3号1階	271-4113
37	とどう整形外科クリニック	戸堂 慎一	整外 リハ	高石市羽衣五丁目 12番43号	264-4154
38	二階堂医院	二階堂 泰資	外、こう 胃	高石市羽衣二丁目 4番15号	265-8113
39	二階堂眼科	二階堂 佐智	眼	高石市羽衣二丁目 4番15号	265-1080
40	医療法人中重会 広瀬クリニック	広瀬 一史	整外 リウ リハ	高石市綾園一丁目 11番13号	266-2801
41	えじま整形外科クリニック	恵島 之彦	整外 リウ リハ	高石市綾園七丁目5番6 9号アール・ユービル1階	267-2121
42	ねぎた腎・泌尿器科 クリニック	禰宜田 正志	ひ、内	高石市綾園七丁目5番6 9号アール・ユービル2階	268-8787
43	医療法人 やまだクリニッ ク	山田 明史	脳外 神内 リハ	高石市綾園1丁目1番2 1号ライプリー高石1階	262-3033
44	医療法人良秀会 高石藤井心臓血管病院	長谷川 隆生	一般	高石市綾園2丁目 15番18号	263-5050
45	宮里小児科	宮里 裕典	小	高石市取石1丁目 13-15	275-1623
46	医療法人 木下耳鼻咽喉科	木下 卓也	耳い	高石市加茂一丁目 19番25号	266-8733
47	医療法人寿暁会 おおさわ、クリニック	大澤 英寿	内、消、外	高石市東羽衣3丁目 2番2号	262-1020
48	二宮医院	二宮 英樹	内、小	高石市加茂1丁目 18番30号	261-8796
49	医療法人 やだクリニック	矢田 克嗣	消、内、外	高石市千代田一丁目 11番1号	320-4105
50	井上診療所	井上 えり	内	高石市西取石1丁目 1番22号	262-2353
51	高石市立診療センター	山本 明伸	一般	高石市羽衣四丁目 4番26号	267-0003

○歯科医院

令和３年３月現在

番号	機関名	住 所	電話
1	堰口歯科医院	高石市東羽衣３－１６－３８	261-0795
2	南歯科医院	高石市羽衣一丁目１２番８号	264-1182
3	湯川歯科医院	高石市取石一丁目１３番５号	273-6480
4	古川歯科医院	高石市東羽衣一丁目１８番４７号	264-6480
5	木村歯科医院	高石市西取石１－１８－２７	265-3307
6	立野歯科	高石市西取石五丁目１番１号トロシハイツ１階３号	265-3038
7	医療法人 池田歯科診療所	高石市千代田五丁目２０番１６号第２イナバビル１階	262-5587
8	医療法人 坂本歯科医院	高石市東羽衣六丁目１８番１６号	264-6481
9	山本歯科医院	高石市千代田三丁目２番１号竹田ビル２階	261-1159
10	医療法人 大橋小児歯科医院	高石市羽衣一丁目６番３１号ルネ羽衣１・２階	265-3231
11	佐野歯科医院	高石市取石五丁目８番４５号	271-3534
12	医療法人 仲西歯科医院	高石市東羽衣三丁目２番２０号	261-1321
13	大野歯科医院	高石市綾園一丁目１０番１－１０１	263-5662
14	岡部歯科医院	高石市綾園１－１２－８	266-0105
15	ひの歯科医院	高石市綾園一丁目１１番２０号クレール綾園２階	263-8011
16	むねお歯科	高石市綾園一丁目４番８号	264-2148
17	医療法人秀元会 辻野歯科医院	高石市東羽衣五丁目１４番１６号	265-8211
18	榎本歯科医院	高石市西取石一丁目１７番１０号２階	263-4917
19	飯田歯科医院	高石市羽衣一丁目８番２０号	261-8461
20	柳田歯科医院	高石市千代田五丁目９番１０号	261-1964
21	伊東歯科医院	高石市西取石三丁目５番１１号	265-4401
22	医療法人佳晴会 綾園歯科	高石市綾園一丁目１４番２８号	265-7163
23	岸田歯科	高石市高師浜二丁目２番２号	266-4182
24	なかじま歯科医院	高石市東羽衣三丁目１０番１号	261-3805
25	あおぞら歯科医院	高石市東羽衣四丁目１１番１号	262-6004
26	下井戸歯科医院	高石市取石七丁目１番４７号	274-8043
27	宮川歯科医院	高石市取石六丁目１３番２２号	274-7868
28	きたぐち歯科クリニック	高石市取石二丁目２番６号	260-6400
29	医療法人恂美会 西浦歯科	高石市東羽衣三丁目５番１６号杉本店舗１階南側	262-2218
30	木村歯科クリニック	高石市千代田一丁目１１番１１号ウエストプラザ高石２階	267-2188
31	とどう歯科クリニック	高石市羽衣５丁目１２番４２号	261-0343
32	もりした歯科医院	高石市加茂４丁目１１番７号	262-6676
33	かとう歯科	高石市加茂一丁目２１番２３号関西スーパー高石駅前店２階	267-6480
34	のだ歯科クリニック	高石市綾園一丁目３－１４ 高石ＤＳビル１０２	262-4182
35	医療法人 兵頭歯科医院	高石市高師浜３丁目２１番１号	265-0955
36	なないろの森歯科クリニック	高石市綾園１－４－３	266-7716
37	医療法人微風会 浜寺病院	高石市東羽衣七丁目１０番３９号	261-2664

第１編
総則第２編
防災
災害予第３編
害応急対策
地震災第４編
災害応急対策
風水害第５編
災害応急対策
事故等第６編
旧・復興対策
災害復附属１
盛衰戸に伴う対応
東海地震の警附属２
震防対策推進計画
南海トラフ地資
料
編

○薬局

番号	薬 局 名	所 在 地	電 話
1	日新堂薬局	取石一丁目12番22号	271-0902
2	丸高薬局	取石三丁目1番2号	274-5572
3	光洋薬局	羽衣五丁目15番8号	262-8517
4	ヨシダ薬局	綾園一丁目10番1号	265-1633
5	高石ウェル薬局	西取石三丁目23番20号	263-3722
6	オリーブ薬局	加茂一丁目2番3号	268-6111
7	フタツカ薬局 羽衣	羽衣四丁目5番14号	267-6001
8	あかね薬局	千代田五丁目18番13号	263-5860
9	アスカ薬局	高師浜三丁目20番26号	266-3067
10	阪神調剤薬局 羽衣店	東羽衣七丁目12番13号	262-3070
11	エンジェル薬局	羽衣一丁目10番14号	267-4647
12	ふたば薬局	千代田一丁目2番4号	267-2800
13	幸生堂薬局	東羽衣三丁目2番21	267-1400
14	いちばんぼし薬局	千代田一丁目9番21号	261-1150
15	まんてん堂薬局	東羽衣3丁目15-16	242-6580
16	ウェーブ薬局	取石2丁目2番7号	349-8767
17	伽羅橋薬局	高師浜1丁目2-10	262-9534
18	つつじ薬局	綾園7丁目5-68	266-7331
19	あけぼの薬局 高石店	取石2丁目36-41	289-5740
20	とんぼ薬局	取石1丁目14-28	349-7763
21	ヨシダ薬局 エル店	綾園1丁目12-8 101号室	267-0950
22	エンジェル薬局 アシスト	羽衣1丁目10-19 治村羽衣駅前ビル1階	267-4816
23	フミヨ薬局	綾園1丁目12-24	266-0077
24	太田薬局	取石一丁目13番2号-1階	260-2174
25	ミズノ薬局	高師浜三丁目21番1号	265-5915
26	花美月薬局 羽衣	羽衣一丁目12-25 マーレ羽衣1階	247-7505
27	ウエルシア薬局 高石東羽衣店	東羽衣四丁目8-22	267-0295
28	アイセイ薬局 高石店	綾園一丁目1番15号	265-1160
29	アイセイ薬局 はごろも店	羽衣一丁目10番17号	261-0803
30	スギ薬局 高石駅前店	綾園一丁目14番28号	246-9571

第1編
総 則第2編
防 災 策
災害予第3編
害 応 急 対 策
地震災第4編
災 害 応 急 対 策
風水害第5編
災 害 応 急 対 策
事故等第6編
旧・復興対策
災害復附属1
東海地震の警
戒と対応附属2
南海トラフ地
震の対策推進計画資
料
編

資料 5-2 医療救護班編成表

令和3年3月現在

第1編 総則

第2編 防災策

第3編 災害予害応急対策

第4編 地震災害応急対策

第5編 風水害災害応急対策

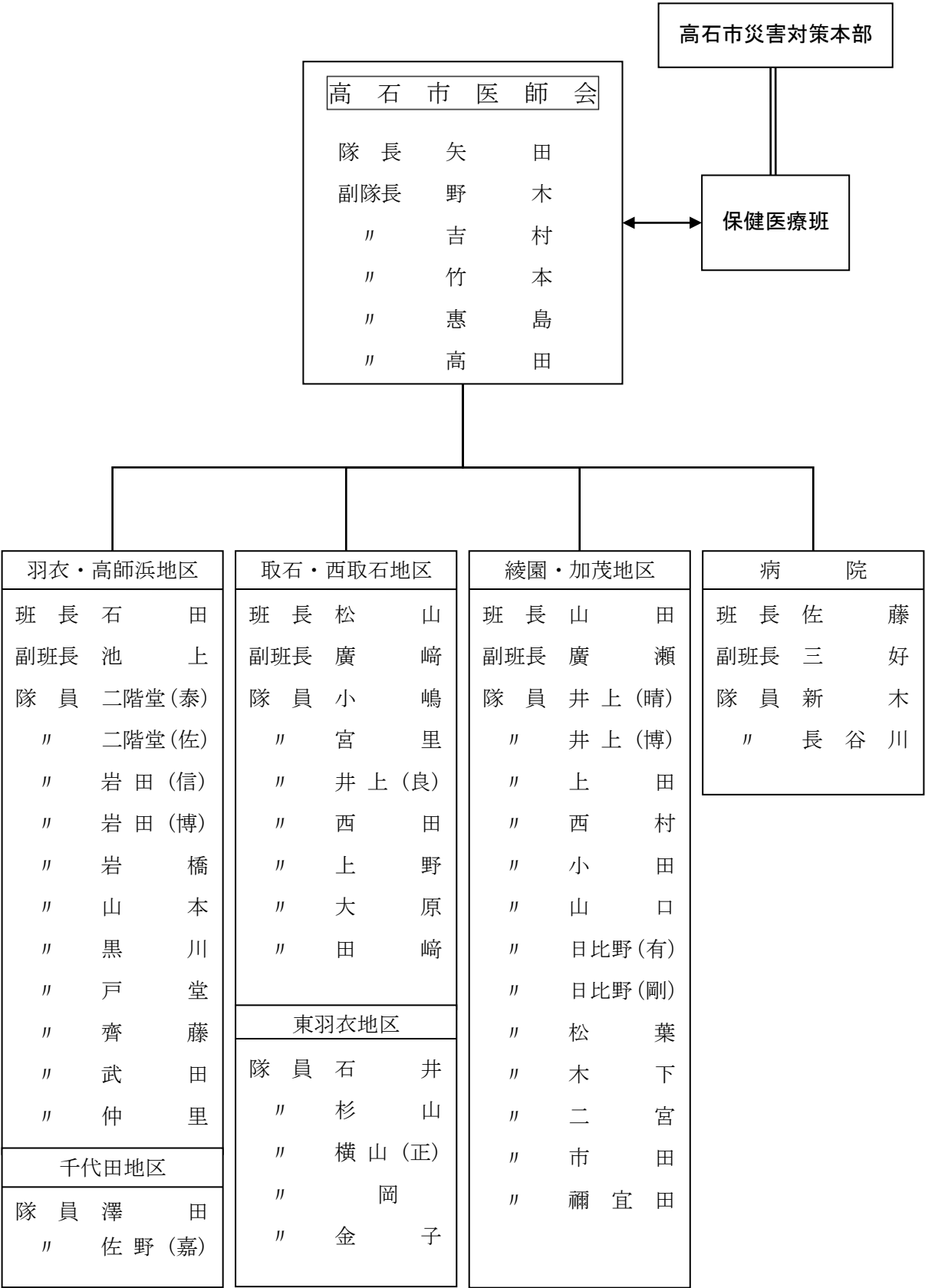
第6編 事故等災害応急対策

第7編 復興対策

附属1 東海地震の警感宣言に伴う対応

附属2 南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編



資料 5-3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

・水防法第十五条の規定に基づく要配慮者利用施設

令和3年3月現在

番号	事業所名称	所在地	浸水区域内に●						
			洪水				内水		高潮
			芦田川		大津川	石津川	計画	想定最大	想定最大
			計画	想定最大	想定最大	想定最大			
1	ツクイ高石羽衣	高石市羽衣 5-16-8	-	●	-	-	-	●	●
2	デイサービスさくらのほな	高石市高師浜 3-4-15	-	●	-	-	●	●	●
3	デイサービス蝶ちょ	高石市千代田 1-25-15	-	-	-	-	-	-	●
4	ウイステリアデイサービスセンターひまわり	高石市千代田 5-20-7	-	●	●	-	-	-	●
5	デイサービス ソラスト高石	高石市加茂 4-10-9	-	●	-	-	●	●	-
6	デイサービスセンター クレール	高石市西取石 5-3-13	-	-	-	-	●	●	-
7	ちゅーりっぷ	高石市西取石 3-13-18	-	-	-	-	-	●	-
8	ケアパートナー高石	高石市西取石 8-6-25	-	-	-	-	-	●	-
9	デイサービスセンター和	高石市西取石 3-6-21	●	●	-	-	-	●	-
10	高石老人デイサービスセンター	高石市取石 5-8-15	-	-	-	-	-	●	-
11	デイサービスセンター たかいし苑	高石市取石 3-4-73	-	-	-	-	●	●	-
12	デイサービス ケアプラス鳳	高石市取石 2-48-16	-	-	-	-	●	●	-
13	デイサービス いきいき工房高石	高石市綾園 1-12-21	-	●	-	-	●	●	●
14	ビーナスプラス高石	高石市綾園 2-14-2	-	-	-	-	●	●	●
15	医療法人育佑会石田医院	高石市羽衣 1-10-11	-	●	-	●	-	●	●
16	高石病院	高石市高師浜 3-3-31	-	●	-	-	-	-	●
17	医療法人協生会玉川診療所	高石市千代田 5-19-3	-	-	-	-	-	-	●
18	耳原高石診療所	高石市加茂 1-1-5	-	●	-	-	●	●	●
19	医療法人医進会高石加茂病院	高石市西取石 3-23-17	●	●	-	-	-	●	-
20	医療法人良秀会 高石藤井心臓血管病院	高石市綾園 2-15-18	-	●	-	-	●	●	●
21	高石市立母子健康センター	高石市羽衣 4-4-26	-	●	-	●	-	-	●
22	浜寺病院	高石市東羽衣 7-10-39	●	●	-	-	●	●	●
23	高石藤井病院	高石市綾園 1-14-25	-	●	-	-	●	●	●
24	ショートステイ ソラスト高石	高石市加茂 4-10-9	-	●	-	-	●	●	-
25	高石特別養護老人ホーム	高石市取石 5-8-15	-	-	-	-	-	●	-
26	介護付有料老人ホーム和	高石市西取石 3-6-21	●	●	-	-	-	●	-
27	デイサービスたんぼぼ	高石市東羽衣 5-12-11	-	-	-	-	-	-	●
28	デイサービスさくらの希	高石市高師浜 1-8-13	-	●	-	-	-	●	●
29	体力づくり専門デイサービスフォーエスト千代田	高石市千代田 4-8-25	-	-	-	-	-	-	●
30	Co-work CATS(creative and active training studio)	高石市西取石 5-1-1 セラフイーメゾン 101	-	●	-	-	-	●	-
31	R e . ハビリデイサービスセンターひまわり	高石市西取石 6-1-1	●	●	-	-	●	●	-
32	体力づくり専門デイサービスフォーエスト	高石市綾園 1-11-20	-	●	-	-	●	●	●

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の警
戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震の防災対策推進計画

資
料
編

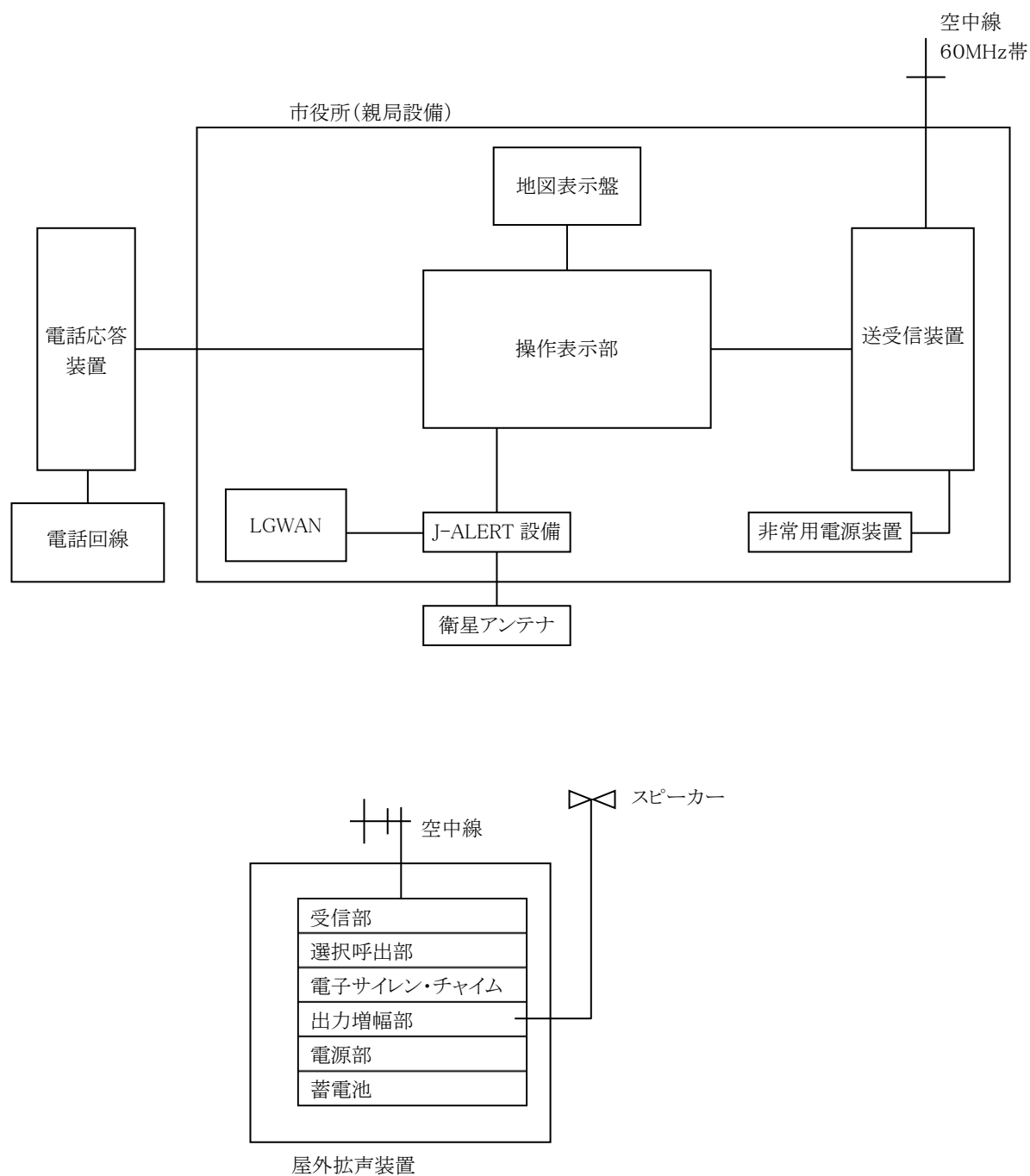
番号	事業所名称	所在地	浸水区域内に●						
			洪水				内水		高潮
			芦田川		大津川	石津川	計画	想定 最大	想定 最大
			計画	想定 最大	想定 最大	想定 最大			
33	有限会社ハートケアー羽衣	高石市綾園 1-13-18	-	●	-	-	●	●	●
34	高石特別養護老人ホーム	高石市取石 5-8-15	-	-	-	-	-	●	-
35	高石市立老人保健施設 きやらの郷	高石市羽衣 4-4-26	-	●	-	●	-	●	●
36	サンシャイン高石	高石市取石 5-8-39	-	-	-	-	●	●	-
37	高石病院（療養型）	高石市高師浜 3-3-31	-	●	-	-	-	-	●
38	スーパーコート高石	高石市高師浜 4-1-22	-	●	-	-	●	●	●
39	ヒューマンハウス西取石	高石市西取石 5-6-21	-	-	-	-	-	●	-
40	ソラスト高石	高石市加茂 4-10-9	-	●	-	-	●	●	-
41	さくらはな	高石市高師浜 3-4-15	-	●	-	-	●	●	●
42	カレッタハウス高石	高石市千代田 2-10-17	-	●	-	-	-	-	●
43	さくらの希	高石市高師浜 1-8-13	-	●	-	-	-	●	●
44	菜の花	高石市綾園 2-15-18	-	●	-	-	●	●	●
45	シニアライフ高師浜	高石市高師浜 4-7-26	-	●	-	-	-	-	●
46	友乃里（フジパレス）	高石市取石 3-15-37	-	-	-	-	●	●	-
47	りあん高石	高石市高師浜 1-13-11	-	●	-	-	●	●	●
48	ケアハウスたかいし苑	高石市取石 3-4-73	-	-	-	-	●	●	-
49	ソラスト高石	高石市綾園 3-1-28	-	●	-	-	●	●	●
50	アムール高石	高石市加茂 2-7-8	-	-	-	-	-	-	●
51	アムール高石	高石市加茂 2-6-6	-	●	-	-	-	-	●
52	グループホーム高石（高石病院）	高石市高師浜 3-3-31	-	●	-	-	-	-	●
53	グループホームクレール	高石市西取石 5-3-13	-	-	-	-	●	●	-
54	グループホームソラスト高石	高石市西取石 7-5-30	-	-	-	-	●	●	-
55	綾園保育所	高石市綾園 3-12-36	-	●	-	-	●	●	●
56	たかいし保育園	高石市千代田 4-2-15	-	●	-	-	-	●	●
57	加茂保育園	高石市西取石 6-4-8	●	●	-	-	●	●	-
58	羽衣保育園	高石市羽衣 5-1-6	-	●	-	-	●	●	●
59	東羽衣こども園	高石市東羽衣 7-3-40	●	●	-	-	-	●	●
60	南海愛児園	高石市千代田 6-12-53	-	●	-	-	-	-	●
61	取石南こども園	高石市取石 4-12-16	-	-	-	-	●	●	-
62	取石認定こども園	高石市取石 3-4-64	-	-	-	-	●	●	-
63	せいこう幼稚園	高石市西取石 8-4-1	-	-	-	-	-	●	-
64	浜寺幼稚園	高石市東羽衣 1-1-8	-	-	-	●	-	●	●
65	松の実園	高石市千代田 4-4-32	-	●	-	-	●	●	●
66	高陽おおぞら児童会	高石市千代田 5-8-40	-	●	●	-	-	●	●
67	清高おおぞら児童会	高石市西取石 8-5-1	-	-	-	-	-	●	-

番号	事業所名称	所在地	浸水区域内に●						
			洪水				内水		高潮
			芦田川		大津川	石津川	計画	想定 最大	想定 最大
			計画	想定 最大	想定 最大	想定 最大			
68	東羽衣あおぞら児童会	高石市東羽衣 2-21-32	-	-	-	-	-	-	●
69	羽衣あおぞら児童会	高石市市羽衣 3-2-52	-	●	-	●	●	●	●
70	取石あおぞら児童会	高石市取石 3-14-23	-	-	-	-	●	●	-
71	高石あおぞら児童会	高石市高師浜 3-19-17	-	●	-	-	-	●	●
72	加茂あおぞら児童会	高石市加茂 3-4-34	●	●	-	-	●	●	-
73	デイサービスたんぽぽ	高石市東羽衣 5-12-11	-	-	-	-	-	-	●
74	デイサービス さくらの希	高石市高師浜 1-8-13	-	●	-	-	-	●	●
75	有限会社ハートケア羽衣	高石市綾園 1-13-18	-	●	-	-	●	●	●
76	高石障害者作業所	高石市羽衣 5-7-15	-	●	-	-	●	●	●
77	きのすら	高石市羽衣 5-9-3	-	●	-	-	-	-	●
78	フレンドリーV	高石市西取石 5-7-14	-	-	-	-	-	●	-
79	第2いずみ通所センター	高石市綾園 4-5-28	-	●	-	-	●	●	●
80	就労継続支援B型作業所 いろは・はうす	高石市取石 2-39-27	-	-	-	-	●	●	-
81	ひだまりの夢	高石市加茂 4-5-7	-	●	-	-	●	●	-
82	コラル明日架	高石市綾園 4-5-28	-	●	-	-	●	●	●
83	小規模多機能型居宅介護 ソラスト高石	高石市綾園 3-1-28	-	●	-	-	●	●	●
84	あふたあすくうるこぐま	高石市千代田 4-3-28 セントエルモ高石1階	-	●	-	-	●	●	●
85	きらとまなぶ	高石市綾園 1-12-14-101	-	●	-	-	●	●	●
86	児童デイサービススカイ	高石市綾園 2-2-7 中田ビル 101	-	●	-	-	●	●	●
87	泉嶺ホーム高石園	高石市西取石 1-16-11 コーポ富之里 103	-	-	-	-	-	●	-
88	放課後等デイサービス はぐハウス	高石市羽衣 3-2-3 RISE 羽衣A号室	-	●	-	●	-	●	●
89	フレンド	高石市綾園 2-2-9	-	●	-	-	●	●	●
90	マープル高石校	高石市千代田 1-8-20	-	●	-	-	-	●	●
91	放課後等デイサービスPOP O	高石市千代田 5-1-36	-	-	-	-	-	-	●
92	きらとまなぶ らいふ	高石市千代田 1-26-17-102	-	-	-	-	-	-	●
93	grace	高石市東羽衣 3-15-26	-	●	-	●	-	●	●
94	児童デイサービス こもっこ	高石市千代田 3-10-21	-	-	-	-	-	-	●
95	子育てウェルカムステーション HUGOOD TAKAISHI	高石市綾園 1-9-1	-	●	-	-	●	●	●

6. 防災行政無線や災害に関する広報等に関する資料

資料 6-1 高石市防災行政無線（固定系）

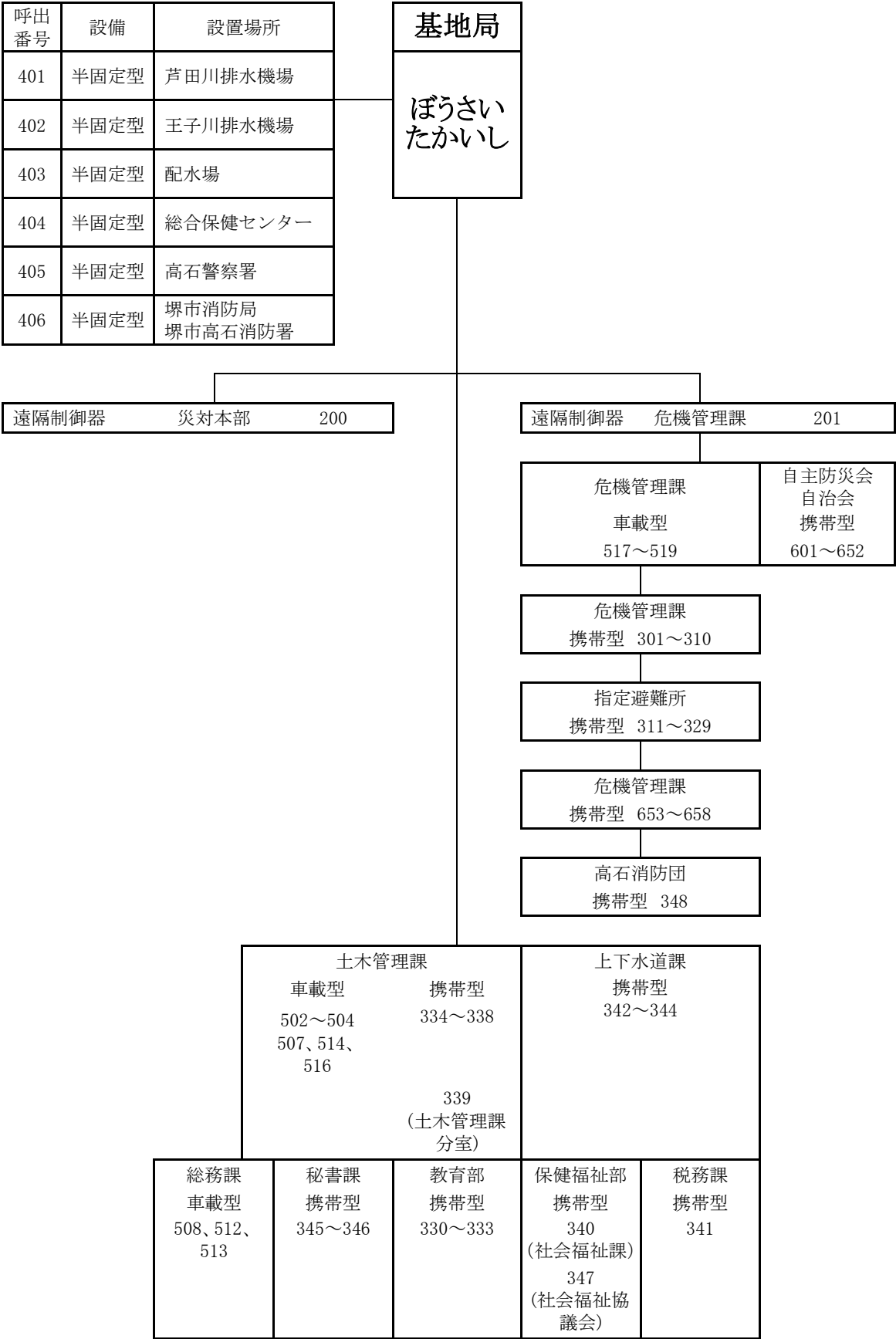
防災行政無線固定系システム系統図



資料 6-2 高石市防災行政無線（移動系）

令和 3 年 3 月現在

高石市地域防災行政無線（移動系）系統図



第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の警
戒宣言について

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

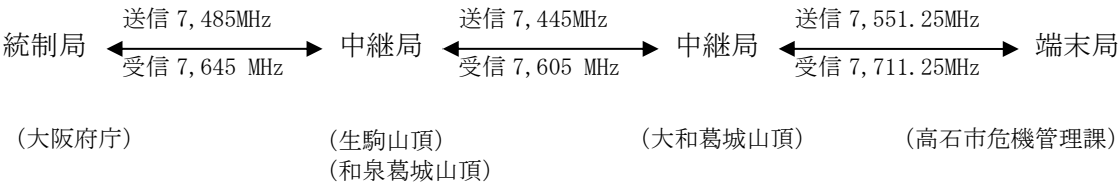
(2) 設置場所

種 別	局 名 (呼出名称)	番 号	制御種類	設 置 場 所
基 地 局	ぼうさいたかいし	1	主制御器	危機管理課
通 信 所	〃 土木	2	制御器	土木管理課
	〃 上下水道	3	制御器	上下水道課
	〃 広報	4	制御器	秘書課
	〃 教育	5	制御器	教育部
	〃 福祉	6	制御器	保健福祉部
	〃 税務	7	制御器	税務課

種別・出力	局 名 (呼出名称)	設 置 場 所
半 固 定 型	ぼうさいたかいし 401	芦田川排水機場
〃	〃 402	王子川排水機場
〃	〃 403	高石配水場
〃	〃 404	総合保健センター
〃	〃 405	高石警察署
〃	〃 406	堺市消防局堺市高石消防署
車 載 型	ぼうさいたかいし 501	危機管理課
〃	〃 502	土木管理課
〃	〃 503	〃
〃	〃 504	〃
〃	〃 507	〃
〃	〃 508	総務課
〃	〃 512	〃
〃	〃 513	〃
〃	〃 514	土木管理課
〃	〃 516	土木管理課
〃	〃 517～519	危機管理課
携 帯 型	ぼうさいたかいし 301～329 653～658	危機管理課
〃	ぼうさいたかいし 330～333	教育部
〃	ぼうさいたかいし 334～339	土木管理課 (339…土木管理課分室)
〃	ぼうさいたかいし 340	社会福祉課
〃	ぼうさいたかいし 341	税務課
〃	ぼうさいたかいし 313、342、344	上下水道課
〃	ぼうさいたかいし 345～346	秘書課
〃	ぼうさいたかいし 347	社会福祉協議会
〃	ぼうさいたかいし 348	高石市消防団

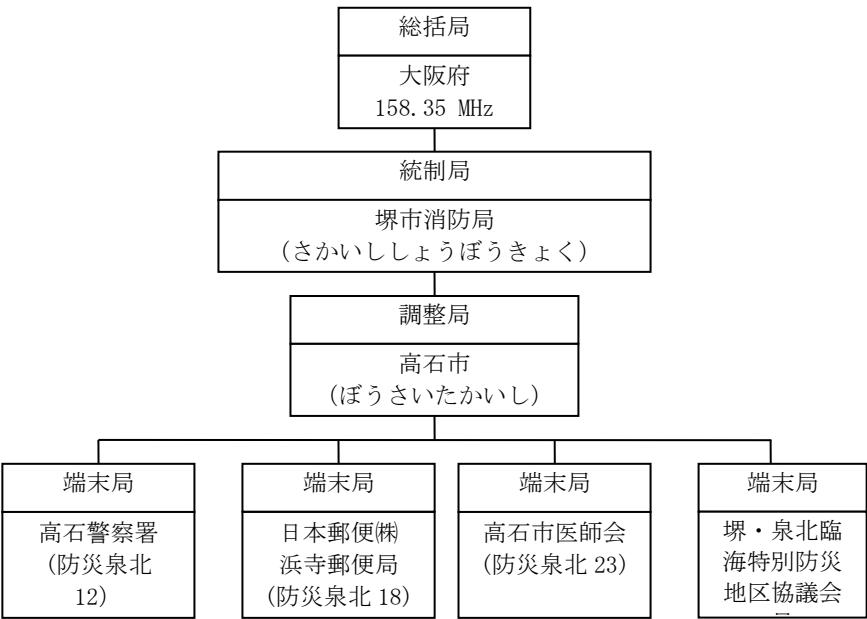
資料 6-3 大阪府防災行政無線

系統図（多重系周波数）



資料 6-4 堺泉北地域防災相互無線（高石市所管分）

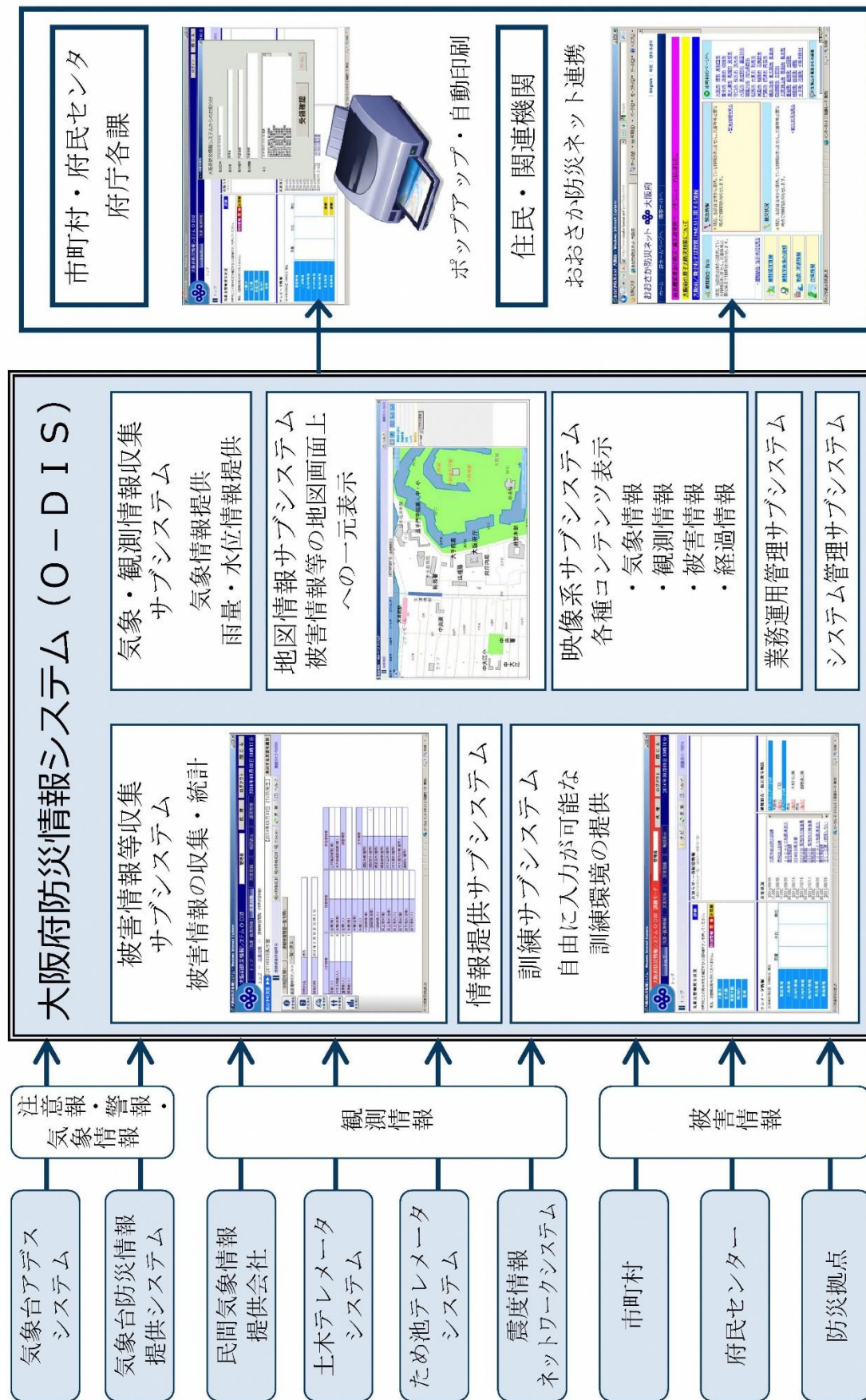
＜堺泉北地域防災相互無線系システム系統図＞



＜堺泉北地域防災相互無線設置箇所（高石市所管分）＞

局区分	種 別	局名（呼出名称）	出力	常 設 場 所	備 考
調整局	基地局	防災高石	5 W	高石市	高石市
端末局	移動局	防災泉北 12	1 W	高石警察署	高石市防災会 議委員
〃	〃	防災泉北 18	1 W	日本郵便(株)浜寺郵便局	
〃	〃	防災泉北 23	1 W	高石市医師会	
〃	〃	防災泉北 121	1 W	三井化学(株)大阪工場	堺・泉北臨海 特別防災地区 協議会員
〃	〃	防災泉北 122	1 W	DIC(株)堺工場	
〃	〃	防災泉北 123	1 W	大阪国際石油精製(株)	
〃	〃	防災泉北 126	1 W	(株)コールド・エアー・プロダクツ	
〃	〃	防災泉北 127	1 W	高石ケミカル(株)	
〃	〃	防災泉北 172	1 W	豊国石油(株)高石工場	
〃	〃	防災泉北 173	1 W	大阪ガス(株)泉北製造所第二工場	
〃	〃	防災泉北 175	1 W	(株)日陸大阪物流センター	
〃	〃	防災泉北 176	1 W	イビデンケミカル(株)高石事業所	

大阪府防災情報システムの概要



資料 6-6 広報の文例

- 〔例文 1〕 地震時（震度 4 以上）における放送（J－A L E R T）
緊急地震速報チャイム音

「緊急地震速報。大地震（おおじしん）です。大地震です。」
（ここまで 3 回くりかえす）
「こちらは防災たかいしです」
下り 4 音チャイム

- 〔例文 2〕 大津波警報における放送（J－A L E R T）
消防サイレン（3 秒吹鳴 2 秒休止× 3 回）

「大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。」
（ここまで 3 回くりかえす）
「こちらは防災たかいしです」
下り 4 音チャイム

- 〔例文 3〕 津波警報における放送（J－A L E R T）
消防サイレン（5 秒吹鳴 6 秒休止× 2 回）

「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難して下さい。」
（ここまで 3 回くりかえす）
「こちらは防災たかいしです」
下り 4 音チャイム

- 〔例文 4〕 津波注意報における放送（J－A L E R T）
消防サイレン（1 0 秒吹鳴 2 秒休止× 2 回）

「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意して下さい。」
（ここまで 3 回くりかえす）
「こちらは防災たかいしです」
下り 4 音チャイム

[例文5] 避難勧告放送（※警報・注意報発表時に、必ず避難勧告を発令するものではありません。）

「緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。こちらは防災たかいしです。
〇〇警報（特別警報、注意報等）が発表され浸水被害（その他被害）
の可能性が高まっているため、〇時〇分に〇〇地区に避難勧告を発令
しました。
〇〇地区の方は、あらかじめ定めた避難場所に避難してください。
外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。」
（ここまで3回くりかえす）
下り4音チャイム

[例文6] 避難指示放送（※警報・注意報発表時に、必ず避難指示を発令するものではありません。）

①洪水・高潮等（その他災害）
「緊急放送、緊急放送、避難指示発令。こちらは防災たかいしです。
〇〇警報（特別警報、注意報等）が発表され浸水被害（その他被害）
が発生するおそれがあるため、〇時〇分に〇〇地区に避難指示を発
令しました。未だ避難をしていない方は、最寄りの高い建物等へ直
ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避
難してください。」
（ここまで3回くりかえす）
下り4音チャイム

②津波
「緊急放送、緊急放送、避難指示発令。こちらは防災たかいしです。
大津波警報（津波警報、津波注意報等）が発表されたため、〇時〇分
に〇〇地区に避難指示を発令しました。ただちに海岸から離れ、でき
るだけ高い場所に避難してください。」
（ここまで3回くりかえす）
下り4音チャイム

[例文 7] 地震情報、余震情報、二次災害防止のための情報伝達
 ◎ 市域に震度 6 強以上の地震が発生した場合 その 1

直後から 10 分位まで

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。
 ただいま大きな地震がありました。
 まず火の元を消して下さい。ガスの元栓をしめて下さい。
 電気器具のスイッチも切して下さい。
 ふろ場に火の気はありませんか。
 電気がとだえた場合、照明には懐中電灯のみを使って下さい。
 照明スイッチをつけたり消したりを繰り返すと、漏れているガスに引火する
 場合があります。マッチ、ライター、ろうそくは使わないで下さい。
 ラジオをつけて、ラジオからの情報に注意してください。
 以上、防災たかいしです。

◎ 市域に震度 6 強以上の地震が発生した場合 その 2

10 分後以降 2 時間以内

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。
 さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
 今後も強い余震が来る可能性がありますので、十分注意してください。
 近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。
 身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。
 ラジオをつけて、ラジオからの情報に注意して下さい。
 以上、防災たかいしです。

◎ 市域に震度 6 強以上の地震が発生した場合 その 3

発生後 2 時間～ 6 時間以内

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。
 さきほどの地震は「震度＊」と発表されました。
 今後も強い余震が来る可能性がありますので、十分注意してください。
 避難所開設情報など各種情報を確認しましょう。
 以上、防災たかいしです。

〔例文 8〕 被害の状況伝達により、冷静な行動をとってもらうための広報文

発生後 6 時間以降

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は〇人です。そのうちわけは、〇〇地区で〇人、
△△地区で△人です。
半壊又は全壊した家屋は〇棟です。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、防災たかいしです。
- こちらは防災たかいし、高石市役所です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけでやれるよう、自主防災組織など地域の人たちと
ともに準備して下さい。
復旧には何日もかかることが予想されます。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
ラジオを付けて、ラジオからの情報を待って下さい。
くりかえしてお知らせします。(……………)
以上、防災たかいしです。

〔例文 9〕 火災発生状況の情報伝達、安全な避難の方向を指示するための広報文

状況把握後直ぐに

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。
〇〇付近で火災が発生しています。
〇〇およそ△分の〇が焼失し、現在も延焼中です。
以上、防災たかいしです。
- こちらは防災たかいし、高石市役所です。
現在〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
△△地区及び△地区にいる人は、直ちに〇〇方面へ避難して下さい。
ラジオを持っている方はラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
くりかえして お知らせします。(……………)
以上、防災たかいしです。

〔例文 10〕 気象情報の情報伝達

大雨・洪水警報が発表された場

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。
さきほど大阪府に「大雨・洪水警報」が出されました。
大阪府内では、これから宵のうちに掛けて所々で強い雨が降り、所によって
は、1 時間に〇〇mm を超える強い雨が降る見込みです。このため、河川の増水や
低い土地での浸水が発生するおそれがあります。
厳重に警戒して下さい。ふる場の水、洗濯の水は捨てないようにご協力下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報にも気をつけて下さい。
くりかえして お知らせします。(……………)
以上、防災たかいしです。

	状況把握後直ぐに	
● こちらは防災たかいし、高石市役所です。 現在、〇〇付近は、〇〇のため危険な状態になりつつあります。 お年寄りや子供さんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させて下さい。 何時でも避難できるように準備して下さい。 火の元を消して下さい。 避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。 以上、防災たかいしです。 ● こちらは防災たかいし、高石市役所です。 避難の用意をして下さい。 〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。飛び火に注意して下さい。 お年寄りや子供など、安全な△△小学校へ早めに避難させて下さい。 くりかえしてお知らせします。(……………)		

	状況把握後直ぐに	
● こちらは防災たかいし、高石市役所です。 〇、〇〇に対して、避難勧告（指示）が出されました。 〇〇のため危険な状態になりつつありますので、近所の人はお互いに助け合って早く避難して下さい。 避難先は△△小学校です。火の元を消して早く避難して下さい。 くりかえしてお知らせします。(……………) ● こちらは防災たかいし、高石市役所です。 現在〇〇付近で水路から水があふれ、床上浸水の被害がでつつあります。 大切なものは高い所にあげて、直ちに避難を開始して下さい。 付近の消防団員は安全な誘導に注意して下さい。 また近所の人は、お互いに助け合って避難して下さい。 〇〇町の方の避難先は△△小学校です。 火の元を消して早く避難して下さい。 くりかえしてお知らせします。(……………)		
	状況把握後直ぐに	
● こちらは防災たかいし、高石市役所です。 ただいま〇〇一帯に避難勧告が出されました。 風向きが悪いため、〇〇付近も危険です。 急いで△△に避難して下さい。 警察官や消防団員の指示にしたがって、安全な避難に注意して下さい。 くりかえしてお知らせします。(……………)		

[例文 13] 救護対策の周知のための広報文

状況把握後 2 時間ごとに

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。
負傷者の臨時救護所が〇〇、△△、……に設置されました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、〇〇、△△、……救護所へ連れて
いって下さい。
くりかえしてお知らせします。(……………)
以上、防災たかいしです。

[例文 14] り災者の避難収容所周知のための広報文

状況把握後適宜

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。
避難所の設置について、お知らせします。
避難所は〇〇、△△、……に設置されました。
お困りの方は、直接避難所へおいで下さい。
または、市役所災害相談窓口へおいで下さい。
くりかえしてお知らせします。(……………)
以上、防災たかいしです。

[例文 15] 防疫・保健衛生に関する周知のための広報文

状況把握後適宜

- こちらは防災たかいし、高石市役所です。
被災された地区の方にお知らせします。
飲み水は、安全のため、ハンカチなどの布でこしてください。
また 5 分間沸騰させ消毒して下さい。
また食中毒にならないよう、必ず火を通したものの、食中毒にならないよう
なものを食べるようにして下さい。熱が出たり、下痢等身体に異常のある方
は、すぐ医者の手当を受けて下さい。
食中毒症状の時は、保健所または市保健医療班に連絡下さい。
くりかえしてお知らせします。(……………)
以上、防災たかいしです

7. 災害に関する協定等に関する資料

資料 7-1 災害協定一覧

番号	協定内容	主な支援内容	協定先	締結年月日
1	災害時における医師の救急医療に関する協定	・災害時の要請に際し、技術提供 または会員の派遣	高石市医師会	昭和 47 年 3 月 31 日
2	計測震度計の設置及び管理・運用に関する協定	・高石市の土地及び建設施設に震度計の設置	大阪府	平成 8 年 4 月 1 日
3	大阪府防災情報システム端末機の整備及び管理運営に関する協定	・高石市の庁舎施設に端末機の整備 ・大阪府が別に定める要領に従い、端末機の災害対策事務としての使用	大阪府	平成 9 年 4 月 1 日
4	災害時における相互協力に関する覚書	・避難先の情報提供 ・災害弱者についての情報提供 ・所管施設及び用地の提供 ・災害情報に係る広報掲出	浜寺郵便局	平成 12 年 8 月 31 日
5	災害時一般廃棄物の収集運搬救援協定	・災害時に対応可能範囲を超えた災害一般廃棄物の収集運搬の協力	高石環境保全事業協同組合	平成 19 年 9 月 14 日
6	災害時の応急対策業務に関する協定	・応援対策要員等の人員輸送業務 ・建設資機材・日用品及び食料品等の貨物輸送業務	一般社団法人大阪府タグ事業協会	平成 21 年 3 月 30 日
7	災害時における応急対策業務に関する協定	・災害時における倒木等障害物除去作業 ・倒壊建物等からの救出救助作業 ・水家屋等の消毒作業 ・その他必要な緊急応援作業	高石造園業組合	平成 21 年 8 月 20 日
8	災害時における飲料の提供協力に関する協定	・自動販売機の機内在庫の製品の無償提供	コカ・コーラウエスト株式会社	平成 21 年 8 月 20 日
9	震災時における避難場所に関する覚書	・羽衣学園の施設を周辺住民の一時的な避難場所としての利用	学校法人羽衣学園	平成 22 年 1 月 5 日
10	津波災害時の緊急避難所の指定に関する覚書	・津波災害時の緊急避難場所としての利用	大阪府立高石高等学校	平成 22 年 3 月 25 日
11	緊急災害時の避難通路使用に関する覚書（大阪府立臨海スポーツセンター）	・センター南側通路を使用し南門を開放することにより、避難経路としての利用	大阪府教育委員会 南海ビルサービス	平成 23 年
12	大阪府水道震災対策相互応援協定	・地震により、水道施設に被害が生じた場合に迅速かつ適切な応急対策の実施	大阪広域水道企業団・泉北水道企業団 大阪府下の水道事業者等	平成 23 年 4 月 1 日
13	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	・物資の提供 ・人員の派遣 ・負傷者の医療機関への受入れ ・被災者の一時的受入れ	石油基地自治体協議会	平成 23 年 7 月 12 日
14	高石市防災行政無線屋外子局設置等に関する協定	・泉北 1-2 区共同下水処理場の施設内に無線局の設置 ・施設内に無線局の設置	泉北工業団地協同組合 株式会社オイシス 南海福祉事業会 東 羽衣保育園 浜寺幼稚園 藤井興発株式会社	平成 24 年 11 月 1 日

番号	協定内容	主な支援内容	協定先	締結年月日
15	「高石市防災行政無線屋外子局設置等に関する協定書」に基づく電気料金に関する覚書	・電気使用量に基づいた電気料金 の入金	泉北工業団地協同組合	平成 24 年 11 月 1 日
			南海福祉事業会	
			藤井興発株式会社	
16	災害時における生活必需物資等の調達に関する協定	・生活必需物資等の提供	株式会社コノミヤ	平成 24 年 11 月 16 日
17	友好都市災害時相互応援に関する協定	・食料、飲料水及び生活必需品等の提供	有田川町	平成 24 年 12 月 28 日
18	災害時における生活必需物資等の調達に関する協定	・生活必需物資等の提供	株式会社関西スーパーマーケット	平成 25 年 2 月 22 日
19	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	・特設公衆電話の設置及び利用者の誘導	NTT 西日本大阪南支店	平成 25 年 3 月 22 日
20	大阪府南ブロック消防相互応援協定	・消防用資機材の提供・誘導員の派遣 ・災害防御以外の救急業務についての相互応援	堺市・泉大津市・和泉市・忠岡町・岸和田市・貝塚市・泉州南消防組合	平成 25 年 4 月 1 日
21	関西国際空港消防相互応援協定	・火災防御のための消防隊の派遣・救助隊及び救急隊の派遣・その他	大阪市・堺市・泉大津市・和泉市・忠岡町・岸和田市・貝塚市・泉州南消防組合 新関西空港株式会社	平成 25 年 4 月 1 日
22	泉州地域災害時相互応援協定	・人員派遣、物資・資機材の提供、その他応援	堺市・泉大津市・和泉市・忠岡町・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町・田尻町・泉南市・阪南市・岬町	平成 25 年 9 月 10 日
23	大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	・航空機災害の発生した都市の消防長が、自己の消防力によって災害防御又は救助等が困難だと認めた場合の、相互の消防応援	大阪市・堺市・豊中市・東大阪市・池田市・吹田市・八尾市・松原市・尼崎市・西宮市・伊丹市・川西市・宝塚市 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合	平成 26 年 1 月 31 日
24	大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定	・高石市が光明池土地改良区の管理する農業用水を活用しての防災活動	大阪府泉州農と緑の総合事務所・光明池土地改良区	平成 26 年 2 月 13 日
25	災害発生時における避難所開設プラスチック製品の調達に関する協定	・可動式パーテーション、折りたたみ式更衣室、簡易・折りたたみベッド、その他取り扱い製品の調達	西田製函株式会社	平成 26 年 3 月 19 日
26	災害時における生活必需物資等の調達に関する協定	・保有物資の優先供給についての積極的な協力	株式会社ライフコーポレーション	平成 26 年 4 月
27	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営に関する協定	・大阪府防災無線設備の災害対策及び一般行政事務としての使用	大阪府	平成 26 年 4 月 1 日
28	災害時における物品の供給協力に関する協定	・災害時に必要物資の調達ならびに安定供給を行う。 ・物価の高騰等防止のための情報提供・収集を行う。	大阪いずみ市民生協	平成 26 年 5 月 1 日
29	災害用備蓄水の共同製作に関する協定	・災害時に備えるためのアルミボトル缶詰備蓄水の製作	大阪広域水道企業団	平成 26 年 7 月 1 日

番号	協定内容	主な支援内容	協定先	締結年月日
30	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	・食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資の緊急輸送体制の確保	赤帽大阪府軽自動車運送協同組合	平成 26 年 8 月 4 日
31	災害時等の応援に関する申し合わせ	・情報の収集・提供。 ・近畿地方整備局等職員や専門家の派遣。 ・近畿地方整備局が保有する車両や機械等の貸付 ・近畿地方整備局が保有する通信機械等の貸付及び操作員の派遣 ・通行規制等の措置	国土交通省近畿地方整備局	平成 26 年 9 月 4 日
32	大阪府下広域消防相互応援協定	・大規模な災害等が発生した場合の応援隊の派遣	大阪府下消防	平成 26 年 10 月 1 日
33	災害時の市有施設使用に関する協定	・高石警察署庁舎が被災または使用不能の場合に、市役所別館 3 階を活動拠点、会議室を出動準備待機場所としての利用	高石警察署	平成 27 年 2 月 16 日
34	大規模災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定	・可能な範囲での石油類燃料の優先提供	エーワン石油株式会社	平成 27 年 3 月 5 日
35	災害時における緊急物資輸送および緊急物資拠点の運営等に関する協定	・備蓄拠点から避難所への備蓄品の配送 ・集積・配送拠点への救援物資の配送 ・集積・配送拠点機能の維持等	ヤマト運輸株式会社 大阪主管支店	平成 27 年 12 月 17 日
36	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	・可能な範囲での地図製品等の供給	株式会社ゼンリン	平成 28 年 3 月 23 日
37	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書	・操作施設の適切な管理及び操作の確保	大阪府	平成 29 年 1 月 1 日
38	災害時における協力に関する協定	・一時避難場所の提供及び支援 ・遺体の搬送 ・資機材及び消耗品の提供 ・遺体安置に必要な施設の提供	株式会社セルビス	平成 29 年 1 月 1 日
39	全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定	・資機材、物資の提供 ・人員の応援 ・被災者の一時受け入れ	全国ボート場所在市町村協議会	平成 29 年 7 月 14 日
40	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	・資機材・物資の提供 ・職員の派遣 ・医療機関への被災傷者等の受入れ ・被災者への臨時的な居住施設の提供	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会	平成 29 年 8 月 14 日
41	災害時における情報提供に関する協定	都市ガス供給を停止した住民への、都市ガス提供の復旧についての円滑な情報提供	大阪ガス株式会社	平成 30 年 12 月 5 日
42	災害時等における救援物資等の提供に関する協定	・災害対応型自動販売機の機内在庫品の無償提供 ・避難所等への飲料製品等の供給	堺ヤクルト販売株式会社	平成 30 年 12 月 18 日
43	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	・被災者に民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 ・高石市内の被害状況の報告	堺市不動産事業共同組合	平成 31 年 3 月 15 日

番号	協定内容	主な支援内容	協定先	締結年月日
44	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	・被災者に民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 ・高石市内の被害状況の報告	大阪府宅地建物取引業協会堺市支部	平成31年3月15日
45	災害時における毛布類の供給に関する協定	・毛布類の供給	三共毛織株式会社	平成31年4月22日
46	災害時等における救援物資等の提供に関する協定	・災害対応型自動販売機の機内在庫品の無償提供 ・避難所等への飲料製品等の提供	株式会社ロイヤルティ	令和元年5月21日
47	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	・ダンボール製簡易ベッド、段ボール製シート、段ボール製間仕切り及び、その他取り扱い製品の供給	Jパックス株式会社・セツカートン株式会社	令和元年6月4日
48	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	・被災者に民間賃貸住宅の情報の提供及び媒介 ・高石市内の被害状況の報告	全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部	令和元年7月8日
49	高石市と堺市との間における消防事務の委託に関する協定	・高石市から堺市へ委託費の支払い ・消防団、自主防災組織の訓練指導等への協力	堺市	令和元年10月2日
50	災害時における施設の使用及び協力に関する協定	・高石市立総合体育館の避難所としての使用及び協力	高石市教育委員会・コナミスポーツ・近鉄ビルサービスグループ	令和2年4月1日
51	災害時における物資の調達及び供給の協力に関する協定	協力可能な範囲での優先的かつ速やかな物資の調達及び供給	株式会社キンレイ大阪工場	令和2年5月14日
52	災害に係る災害発信等に関する協定	・市内の避難情報・被害状況等のヤフーサービス上での掲載 ・市HPのキャッシュサイトの掲載	ヤフー株式会社	令和2年6月11日
53	高石市・日本下水道事業団災害支援協定	・状況を確認するために行う現地調査 ・災害報告に必要な資料の作成 ・協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持または修繕に関する工事 ・災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成及び災害査定への立合	日本下水道事業団	令和2年10月1日
54	災害時における避難所としての利用に関する協定	・新型コロナウイルス感染症等の対策により市施設のほかに避難所を開設することが必要となった場合における、施設の避難所としての利用	学校法人羽衣学園	令和2年12月21日
55			学校法人清風南海学園	令和2年12月24日

番号	協定内容	主な支援内容	協定先	締結年月日
56			ほんみち	令和3年 1月16日
57			社会福祉法人南海福祉事業会南海福祉看護専門学校	令和3年 2月22日
58			日本郵便株式会社浜寺郵便局	令和3年 3月29日
59			大阪府立高石高等学校	令和3年 3月30日
60	災害時における緊急交通路の確保及び停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書	・緊急交通路の確保及び停電復旧に支障となる霜害物等の移動その他必要な措置	関西電力送配電株式会社	令和3年 3月23日
61	災害発生時における協力に関する相互応援協定	・緊急車両等としての車両の提供 ・避難先リスト等の情報の提供 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 ・避難上における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等 ・株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命の非常取扱い	日本郵便株式会社浜寺郵便局・高石郵便局	令和3年 3月23日
62	災害時における物資調達に関する協定	・一般用医薬品及びその他指定する物資の供給	株式会社スギ薬局	令和3年 3月24日
63	災害時における避難所としての利用に関する協定	・新型コロナウイルス感染症等の対策により市施設のほかに避難所を開設することが必要となった場合における、施設の避難所としての利用	日本郵便株式会社浜寺郵便局	令和3年 3月29日

資料 7-2 高石市環境保全協定

高石市環境保全協定

高石市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、乙の工場、事業場（以下「工場等」という。）における公害及び災害の防止、緑化の推進等を行い、もって自然環境の保全と市民の健康で安全かつ快適な生活を守るため、次の条項により協定を締結するものとする。

第1章 総則

（基本的理念）

第1条 人間優先の理念に基づき、良好な生活環境を創造し、保全していくことは、健康で安全かつ快適な市民生活を営むうえで欠くことのできないことであり、本協定を推進することにより、広く市民がこの恩恵を享受し、継承させるものである。

（定 義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全とは、公害及び災害の防止、緑化の推進並びに産業廃棄物の適正な処理を行うことにより、良好な生活環境を確保することをいう。
- (2) 公害とは、工場等から生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音、振動、地盤の沈下によって、市民の健康が損なわれ、又は生活環境が阻害されることをいう。
- (3) 災害とは、工場等における火災、爆発、石油等の漏水又は流出によって、市民の安全を脅かし、又は生活環境に被害を及ぼすことをいう。
- (4) 緑化とは、工場等において樹木若しくは芝生等の地被植物を植栽し、かつ、保護、育成することをいう。
- (5) 産業廃棄物とは、工場等から生じた燃えがら、汚泥、廃油等をいう。

（責 務）

第3条 甲は、環境保全の基本的、総合的施策を推進するとともに、この協定の円滑な推進について努力するものとする。

2 乙は、環境保全について、重大な社会的責任を有することに鑑み、甲の行う環境保全対策に積極的に協力するものとするとともに、この協定に定める事項を誠実かつ適切に実施する。

第2章 環境保全対策

（公害防止の基本的対策）

第4条 乙は、公害が発生しないように次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 公害に係る施設については、管理に万全を期するとともに、その状況を常に把握すること。
- (2) 公害防止施設を適切に設置し、その機能を十分に発揮しうよう配慮すること。
- (3) 公害防止に関する技術開発に努め、各種の公害の防止について積極的にその改善を行い、さらに環境の改善に最大の努力を払うこと。

（災害防止の基本的対策）

第5条 乙は、災害が発生しないように次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 管理するすべての施設、設備及び作業工程を常に把握すること。
- (2) 原材料及び製品等の輸送について、安全確保に努めること。

- (3) 災害の発生に備えて、常に必要な防災資器材等を保有すること。

(緑化推進の基本的対策)

第6条 乙は、緑化の推進にあたり、次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 道路及び境界線沿い等の効果的な場所を重点に行うこと。
- (2) 工場等の配置計画に明確に位置付けること。
- (3) 常緑樹を主体として用い、自然的条件や樹木の持つ特性、機能を考慮して行うこと。
- (4) 樹木等の保障、育成に努めること。

(産業廃棄物運搬、処理の基本的対策)

第7条 乙は、産業廃棄物の運搬又は処理に当たり、次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 自己の責任において、二次公害が発生しないように適切に行うこと。
- (2) 資源化再利用等により産業廃棄物の無害化、安定化並びに最終処分量の減量に努めること。
- (3) 運搬又は処理を許可業者に委託した場合、自己の責任においてその最終処分まで確認のこと。

第3章 事前協議

(事前協議)

第8条 乙は、別表に掲げる行為をしようとするときは、事前に事前協議申請書により甲とその計画について協議しなければならない。(様式第1号)

第4章 立入調査

(立入調査)

第9条 甲は、必要に応じて工場等に立入り、環境保全についての検査及び調査を実施することができる。この場合において、乙はこれに応じなければならない。

第5章 指導勧告

(指導、勧告等)

第10条 甲は、乙に環境保全対策に関し必要な助言、指導若しくは勧告をすることができる。

第6章 細目協定

(細目協定)

第11条 甲と乙は、環境保全対策を適切かつ十分に実施するために、公害の防止に関する細目協定、災害防止に関する細目協定並びに緑化の推進に関する細目協定(以下「細目協定」という。)を締結するものとする。

(細目協定の改定要請)

第12条 甲は、社会的要請等により細目協定を変更する必要があると認めたときは、乙にその改定を要請することができるものとする。

第7章 報告義務

(環境保全計画の作成、提出)

第13条 乙は、環境保全に関する計画(「公害防止計画」、「災害防止計画」、「緑化計画」及び「産業廃棄物処理計画」をいう。以下同じ。)及びそれに関して講じた措置の内容を、甲に提出しなければならない。

2 乙は、環境保全に関する計画を変更しようとする場合も甲に提出しなければならない。

(施設の状況等の報告)

第14条 乙は、施設等の状況及びその操業の態様を常に把握しておくとともに、甲の要求に応じ遅滞なくこれを報告しなければならない。

第8章 事故発生時等の措置

(事故発生時等の措置)

第15条 乙は、施設における事故により、公害又は災害を発生させ、又は発生させる恐れのあるときは、直ちに最善の措置を講じ、被害の拡大防止に努め、安全の確保を図るとともに、甲にその事故の状況並びに講じた措置の内容を報告し、遅滞なく復旧工事の計画を提出しなければならない。

2 甲は、乙が前項の事故を発生させ、最善の措置を講じ、被害の拡大防止に努めたにもかかわらず、安全が確保されず、なお事故の発生の恐れがあると認めたときは、関係官庁と協議の上、乙に対し一時操業停止等を指示することができる。この場合において、乙はこれに従わなければならない。

(違反時の措置)

第16条 甲は、乙がこの協定の内容(緑化推進の基本的事項、緑化の推進に関する細目協定を除く。)に違反したときは、関係官庁と協議の上、乙に対し改善勧告、操業の短縮又は一時操業停止等必要な措置を講じさせることができる。この場合において、乙はこれに従わなければならない。

(公表の原則)

第17条 甲は、前2条による乙からの報告、提出事項若しくは乙に対して指示事項その他必要な措置事項について、これを公表することができる。

2 甲は、前項に規定するもののほか、乙が緑化の推進についての勧告に従わないときは、これを公表することができる。

第9章 損害の賠償

(損害の賠償)

第18条 乙は、施設から発生した公害又は災害により、甲及び市民に損害を与えたときは、故意又は過失の有無にかかわらず、直ちに誠意をもってその損害を賠償しなければならない。ただし、公害又は災害の発生原因が、異常な地震、津波、台風、その他の自然現象であるものに係る損害のうち、乙の責によらないものは、除くものとする。

第10章 協議会

(協議会の設置)

第19条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、高石市環境保全推進協議会を設置し、別に定める規約により相互に協定するものとする。

第11章 その他

(知識の普及)

第20条 乙は、従業員及び下請企業(社会通念上のものをいう。)の従業員に対し、環境保全についての知識の普及に努めなければならない。

(下請企業の指導等)

第21条 乙は、下請企業に対し、本協定の趣旨を十分に理解させ、環境保全対策について積極的に指導及び監督を行うとともに、万一請負わせた事業によってその下請企業が本協定に定める規定に違反し、又は違反する恐れがあると認められるときは、自己の責任において必要な措置を講じさせなければならない。

(組織の明確化)

第22条 乙は、この協定を円滑に運用するために、それぞれの担当部門並びに責任者を定め、甲に届け出なければならない。

2 乙は、前項の担当部門又は責任者を変更したときも、甲に届け出なければならない。

(協 議)

第23条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めた事項に疑義が生じたとき、若しくはこの協定に定めた事項を変更する必要があるときは、その都度甲、乙が協議するものとする。

(協定の効力発生時期等)

第24条 この協定は、平成 年 月 日から効力を有する。

この協定締結の証として協定証2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 高石市長

乙

別表 行為の範囲

区分	行為の範囲
公害防止	1) 公害関係諸法令及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定められた施設を新設、増設又は変更しようとするとき。(試験設備を含む。) 2) 公害防止施設を新設、増設又は変更しようとするとき。 3) 第2項に掲げる行為のうち、騒音又は振動については、大阪府生活環境の保全等に関する条例で定める規制地域以外の区域における行為についても適用する。
災害防止	別に定める災害の防止に関する細目協定に基づく施設を新設、増設又は変更しようとするとき。
緑化推進	現況緑化箇所、長期緑化計画及び短期緑化計画に変更を及ぼす行為。ただし、樹種の変更は除く。

年 月 日

高石市長 殿

住 所

名 称

代表者
の氏名

高石市環境保全協定第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

新・増設あるいは、変更 しようとする施設の名称		
新・増設あるいは、変更 しようとする施設の目的		
規 模 及 び 内 容	公害防止	
	災害防止	
	緑化推進	
※ 備 考		

※年月日 年 月 日

- 備考 1 具体的な規模、内容及び施設の位置については、別添によるものとする。
- 2 緑化推進については、緑化の推進に関する細目協定の様式第 1 号または第 2 号を添付のこと。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。

6. 災害の防止に関する細目協定

高石市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は平成 年 月 日付で締結した高石市環境保全協定（以下「協定という。」）第11条の規定により災害の防止に関する細目協定（以下「細目協定」という。）を次のとおり締結する。

（災害の防止対策）

第1条 乙は、常に災害の発生及び拡大の防止に万全の措置を講ずるとともに、各種の防災対策を実施し操業の安全確保に努めること。

2 乙は次の号の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（1）災害の未然防止

常に保安等の関する法律等を遵守し、甲及び関係官庁の指揮を受け災害の未然防止に努めること。

（2）災害意識の高揚

防災関係の団体等に積極的に加盟し、防災意識の高揚に努め、かつ互いに隣接する企業間においても防止に関する情報交換を行うこと。

（3）防災設備の増強

甲及び関係官庁の指導に基づいて積極的に防災設備の増強に努めること。

（4）防災教育訓練の実施

従業員（下請企業の従業員も含む）に対し、常に次のような防災上必要な知識を習得させ、かつ十分な訓練を行い、災害に対して迅速な行動力を取り得るように努めること。

ア 災害時の通報連絡体制

イ 消火活動上必要な施設の点検及び整備

ウ 災害時における迅速適切な消防活動

エ その他防災上必要とする教育訓練等

（事前協議の対象施設）

第2条 協定第8条による行為を行う者は、別表の対象施設に係るものとする。

（災害防止計画及び実績）

第3条 乙は、協定第13条第1項に規定による災害防止計画については毎年3月31日までに、同実績については翌年の5月31日までに甲に提出するものとする。（様式第1号・1号の1）

2 乙は、災害防止計画の内容に変更が生じたときは協定第13条第2項の規定により、速やかに甲に提出するものとする。（様式第2号）

（施設等の状況）

第4条 乙は、協定第14条の規定により施設等の状況及びその操業の態様について、甲の要求があれば遅滞なく甲に提出するものとする。（様式第3号・3号の1）

（事故報告）

第5条 乙は、施設における事故の発生させたときは、その内容を速やかに協定第15条第1項の規定により、甲に提出するものとする。（様式第4号）

2 乙は、事故の発生後講じた措置の内容を速やかに甲に提出するものとする。（様式第5号）

(組織)

第6条 乙は、協定第22条第1項の規定により災害防止担当部門及び責任者を定めたときは、甲に届け出るものとする。(様式第6号)

2 乙は、災害防止担当部門又は責任者に変更が生じたときは、協定第22条第2項の規定により、変更後30日以内に甲に届け出るものとする。(様式第6号)

(協議)

第7条 この細目協定に定めない事項又は、この細目協定に定めた事項に疑義が生じたとき、若しくはこの細目協定に定めた事項を変更する必要があるときは、その都度甲・乙が協議するものとする。

(細目協定の効力発生時期等)

第8条 この細目協定は平成 年 月 日から効力を有する。

この細目協定締結の証として細目協定書2通を作成し、甲・乙それぞれの記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 高石市長

乙

1. 消防法に規定する危険物施設

(1) 新設に係る施設

施設	内容
製造所	全てのもの（実験プラント、公害処理設備は除く）。
一般取扱所	〃
移送取扱所	〃
屋外タンク貯蔵所	全てのもの（タンクの液表面積が40㎡以下のもの、又は高さが6 m以下のものは除く）。
屋内貯蔵所	全てのもの（公害処理設備は除く）。

(2) 増設に係る施設

製造所、一般取扱所、移送取扱所：設備、機器を増設することにより敷地面積の拡大、又は生産能力等の増加を伴うものに限る。

屋外タンク貯蔵所、屋内貯蔵所：容量を増加させたものに限る。

(3) 変更に係る施設

製造所、一般取扱所、移送取扱所：設備、機器を変更することにより、敷地面積の拡大、又は生産力等の増加を伴うものに限る。

屋外タンク貯蔵所、屋内貯蔵所：位置・形態の変更に係るものに限る。

2. 対象施設等の特例

前記対象施設の規定にかかわらず、立地条件、又は危険物、高圧ガス、毒劇物を取扱い、貯蔵し、又は処理する施設で地域住民に防災上著しい影響を及ぼす恐れのあるもの。

資料 7-3 大阪府水道震災対策相互応援協定書

大阪広域水道震災対策相互応援協定書

(目的)

第1条 本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者、泉北水道企業団、大阪広域水道企業団（以下「各水道事業者」という。）及び大阪府が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 各水道事業者及び大阪府は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪広域水道震災対策中央本部（以下「中央本部」という。）、大阪広域水道震災対策ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）、大阪広域水道震災対策現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 中央本部は、大阪府と連絡を取り合い、協議を行い、相互に協力するものとする。

3 第一項の相互応援体制は、別図のとおりとする。

(中央本部)

第3条 中央本部は、大阪広域水道企業団震災対策本部の構成員、大阪広域水道企業団運営協議会（以下「運営協議会」という。）議長、運営協議会各ブロックの代表者、大阪府健康医療部環境衛生課長、及び中央本部長が指名する者をもって構成する。

2 中央本部長には大阪広域水道企業団副企業長を、中央副本部長には運営協議会議長及び大阪広域水道企業団事業管理部長をもって充てる。

3 中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

(ブロック本部)

第4条 ブロック本部は、運営協議会各ブロックの担当者、大阪広域水道企業団水道事業所（以下「事業所」という。）の所長、次長及び各課長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。

2 ブロック本部長には運営協議会各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブロック本部班長には事業所次長をもって充てる。

3 ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、大阪広域水道企業団及び市町村水道等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は中央本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は現地連絡本部を統括する。

(中央本部等の設置)

第6条 中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、震度4以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪広域水道企業団企業長が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 中央本部は大阪広域水道企業団本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

(応援要請)

第7条 応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者（以下「被応援事業者」という。）が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

2 前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあって、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があったものとみなす。

3 被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

(実施要領)

第9条 本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、別途実施要領の定めるところによる。

(情報交換)

第10条 各水道事業者及び大阪府は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協力し、情報交換を行うものとする。

(その他)

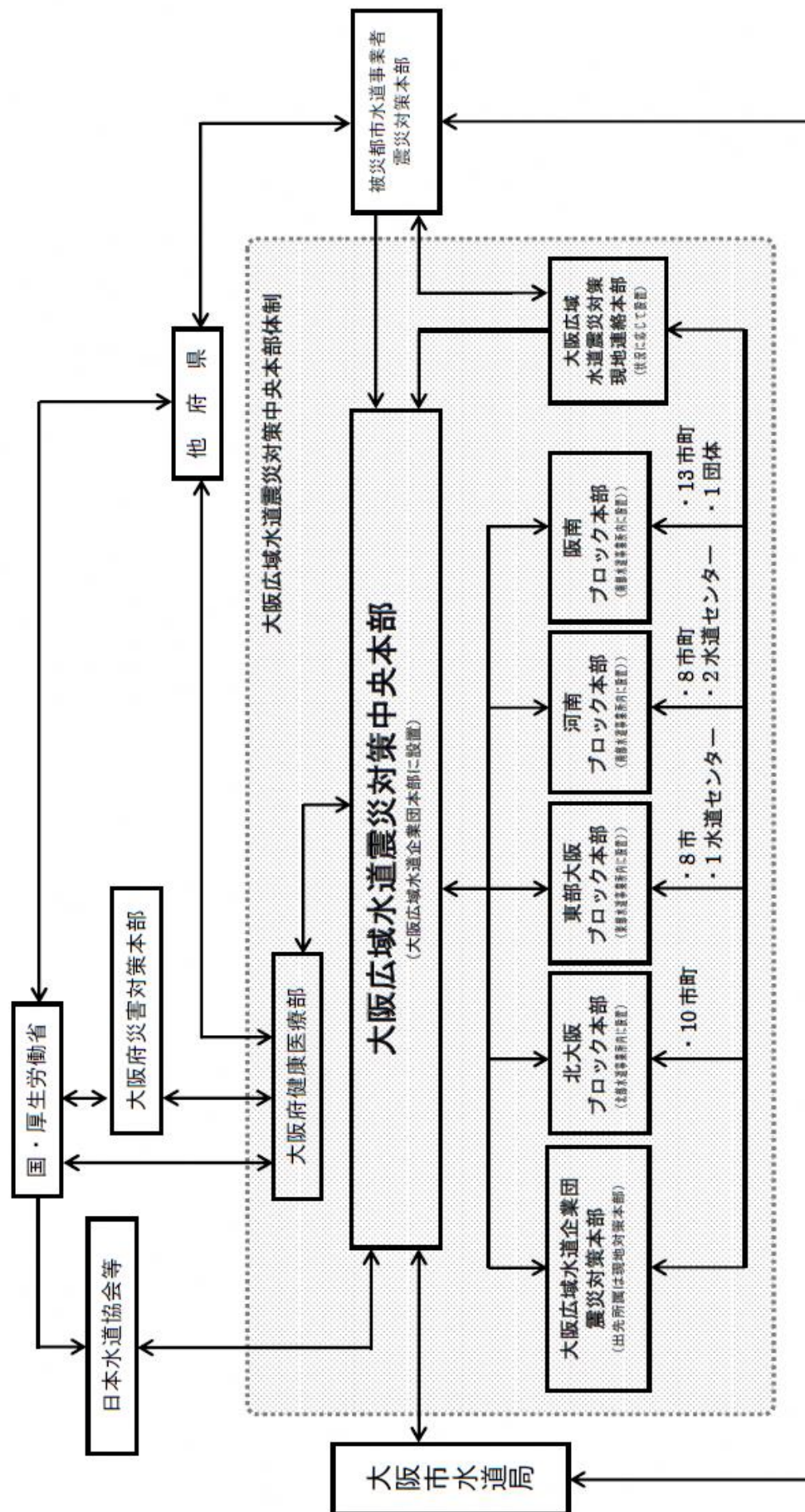
第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、各水道事業者及び大阪府で協議するものとする。

本協定の締結を証するため本書45通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年4月1日

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1) 大阪広域水道企業団企業長 | 竹山 修身 |
| 2) 豊中市上下水道事業管理者 | 水川 元 |
| 3) 高槻市水道事業管理者 | 倉橋 隆男 |
| 4) 吹田市水道事業管理者 | 清田 義朗 |
| 5) 茨木市水道事業管理者 | 北川 一夫 |
| 6) 箕面市上下水道企業管理者 | 埋橋 伸夫 |
| 7) 池田市上下水道事業管理者 | 嶋 俊秀 |
| 8) 摂津市長 | 森山 一正 |
| 9) 島本町水道事業 島本町長 | 川口 裕 |
| 10) 豊能町水道事業 豊能町長 | 池田 勇夫 |
| 11) 能勢町水道事業 能勢町長 | 中 和博 |
| 12) 東大阪市水道企業管理者 | 井上 道弘 |
| 13) 枚方市上下水道事業管理者 | 榎本 志郎 |
| 14) 八尾市水道事業管理者 | 野村 孝次 |
| 15) 寝屋川市水道事業管理者職務代理人水道局長 | 前田 重次 |
| 16) 守口市水道事業管理者 | 砂口 勝紀 |
| 17) 門真市水道事業管理者 | 辻中 健 |
| 18) 大東市水道事業管理者職務代理人水道局長 | 松本 剛 |
| 19) 交野市水道事業管理者職務代理人 | 堀上 等史 |
| 20) 四條畷市水道事業 四條畷市長 | 田中 夏木 |
| 21) 松原市水道事業管理者職務執行者上下水道部長 | 坂部 行隆 |
| 22) 富田林市水道事業 富田林市長 | 多田 利喜 |
| 23) 河内長野市水道事業 河内長野市長 | 芝田 啓治 |
| 24) 羽曳野市水道事業 羽曳野市長 | 北川 嗣雄 |
| 25) 柏原市水道事業管理者 | 松本 健太 |
| 26) 藤井寺市水道事業管理者職務代理人水道局長 | 川窪 一陽 |
| 27) 大阪狭山市長 | 吉田 友好 |
| 28) 河南町水道事業 河南町長 | 武田 勝玄 |
| 29) 太子町水道事業 太子町長 | 浅野 克己 |
| 30) 千早赤阪村水道事業 千早赤阪村長 | 松本 昌親 |
| 31) 堺市上下水道事業管理者 | 森田 祥夫 |
| 32) 岸和田市上下水道事業管理者 | 大崎 康雄 |
| 33) 和泉市長 | 辻 宏康 |
| 34) 泉佐野市水道事業 泉佐野市長 | 新田谷 修司 |

「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図



資料 7-4 災害時における医師の救急医療に関する協定書

災害時における医師の救急医療に関する協定書

高石市長（以下「甲」という。）と社団法人高石医師会長（以下「乙」という。）は、高石市地域防災計画に基づく災害時における医師の救急医療に関して、次のとおり協定するものとする。

甲、乙及び乙の会員はそれぞれの立場において誠意をもって救急医療の円滑なる実施運営に努力するものとする。

第1条 甲は、高石市内及びその周辺地域において災害が発生したときには、乙に対して救急医療の協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲より前項の要請を受けたときにはすみやかに、乙の会員に伝達しその技術を提供し若しくは必要に応じて乙の会員を派遣するものとする。

第2条 甲は、乙の会員が救急医療出動中に生じた負傷等の事故については、高石市における議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和43年3月18日高石市条例第10号）を準用するものとする。

第3条 乙の会員が第1条2項に基づく救急医療に要する医薬品及び医療資材は、原則として甲において準備し、これを負担するものとする。

第4条 本協定の定めのない事項及び疑義並びに改更については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第5条 本協定の有効期間は昭和47年4月1日から昭和48年3月31日までとし、期間満了の2ヶ月前までに甲乙のいずれか一方より何等の意志表示を行わないときには、この協定満了の翌日から1カ年間、自動的に延長するものとし、以後の同様とする。

本協定を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保持するものとする。

昭和47年 3月31日

甲 高 石 市

市長 浅 野 政 雄

乙 社団法人高石医師会

会長 船 富 光

8. 災害救助法の概要及び各種様式等に関する資料

資料 8-1 災害救助法の救助の内容

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(大阪府災害救助法施行細則、令和2年)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日につき三百三十円以内とする。 四 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から七日以内
	応急仮設住宅	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。 一 建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。) イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とする。 ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。 ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。 ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 二 賃貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。) イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一戸に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。	完成の日から二年以内
炊き出しその他の食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他の食品の給与	一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。 二 被災者が直ちに食することができる現物による。 三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千百六十円以内とする。	災害発生の日から七日以内

第1編
総則

第2編
防災策

災害予

第3編
害応急対策
地震災

第4編
災害応急対策
風水害

第5編
災害応急対策
事故等

第6編
復興対策
災害復

附属1
東海地震の警
戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震の防災対策推進計画

資
料
編

第1編
総則

第2編
災害予防策

第3編
地震災害
応急対策

第4編
風水害
災害
応急対策

第5編
事故等
災害
応急対策

第6編
災害復興
旧・復興対策

附属1
東海地震の警戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編

救助の種類		救助の程度及び方法						救助の期間	
	飲料水の供給	一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。						災害発生の日から七日以内	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等を行うことをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料 三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。						災害発生の日から十日以内	
区分		季別	世帯区分					6人以上1人増すごとに加算する額	
			1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯		
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯		夏季	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900	
		冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯		夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	
		冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。									
医療及び助産		医療	一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。 二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。 三 次の範囲内において行う。 イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 四 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内						災害発生の日から十四日以内
		助産	一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 三 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額						分べんした日から七日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
被災者の救出	一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理	一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千元 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円	災害発生の日から一月以内
生業に必要な資金の貸与	一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。 イ 生業費 一件につき三万円 ロ 就職支度費 一件につき一万五千元 四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から一月以内
学用品の給与	一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品 三 支出することができる費用は、次の額以内とする。 イ 教科書代 (1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ 文房具費及び通学用品費 (1) 小学校の児童 一人につき 四千五百円 (2) 中学校の生徒 一人につき 四千八百円 (3) 高等学校等の生徒等 一人につき 五千二百円	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬	一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱 三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とする。	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 二 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から十日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
死体の処理	一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存 三 検案は、原則として救護班によって行う。 四 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千五百円以内 ロ 死体の一時保存のための費用 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千四百円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該各市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万七千九百円以内とする。	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一 次の範囲内において行う。 イ 被災者の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

災害従事者の救助実費弁償の範囲

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,700 円	日当の額を七・七五で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第二十一条第二項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例 第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,800 円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,300 円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,800 円		
	救急救命士	14,100 円		
	土木技術者及び建築技術者	15,200 円		
	大工	20,900 円		
	左官	22,500 円		
	とび職	24,300 円		
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		

資料 8-2 激甚災害指定基準

※ 昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

(最新：平成28年 2 月 9 日一部改正)

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第 2 章 (公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%をこえる災害 B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの (1)都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる都道府県が一以上あること。 (2)一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%をこえる都道府県が一以上あること。
法第 5 条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業(法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。)の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害 B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円をこえる都道府県が一以上あるもの
法第 6 条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	法第 5 条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第 8 条の措置が適用される激甚災害 (当該災害に係る当該施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。)について適用する。 ただし、これに該当しない場合であっても、法第 6 条の措置 (水産業共同利用施設に係るものに限る。)は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害 (当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。)について適用する。 (1)当該災害に係る漁船等 (漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。)の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害 (2)当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第 8 条の措置が適用される災害
法第 8 条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害 (当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。)とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。 A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害 B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第 2 条第 2 項に規定する特別被害農業者をいう。)の数が当該都道府県の区域内における農業を主たる業務とする者のおおむね3%をこえる都道府県が一以上あるもの

第1編
総則

第2編
防災
災害予

第3編
災害
地震

第4編
災害
風水害

第5編
災害
事故等

第6編
災害
復興

附属1
東海地震の
警戒

附属2
南海トラフ地
震の対策推進計画

資料
編

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害 B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が一以上あるもの
法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	次のいずれかに該当する災害 A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害 B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が一以上あるもの ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）	法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域のおおむね4,000戸以上である災害 B 次の要件のいずれかに該当する災害 ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。 （1）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域のおおむね2,000戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上である災害 （2）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域のおおむね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害
法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。
上記以外の措置	災害の発生につど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

資料 8-3 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

(最新：平成28年 2月 9日 一部改正)

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
(公共施設災害関係) (1) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。） (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。） (ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20%を超える市町村 (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね10未満のものを除く。）	市町村における(1)に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
(農地、農業用施設等災害関係) (2) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。） ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。） ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね10未満のものを除く。）	市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））
(林業災害関係) (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害	市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第11条の2の措置
(中小企業施設災害関係) (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。	市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第12条の措置

資料 8-4 被害状況等報告

災害による被害報告は、「災害報告取扱要領」（平成 8 年 4 月消防災第 5 9 号）並びに「火災・災害即報要領」（昭和 5 9 年 1 0 月 1 5 日付消防防災第 2 6 7 号の定めるところにより報告する。

1. 災害報告取扱要領に基づくもの

以下、災害報告の概略を記すもので、詳細は「災害報告取扱要領」に基づき報告するものとする。

（1）報告すべき災害

- ① 災害救助法の適用に合致するもの
- ② 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害が当初は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

（2）報告の種類、期日等

報告の種類、提出期限、様式および提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数	備考
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部	
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部	掲載省略
災害年報	4月30日	第3号様式	1部	〃

（3）被害状況等報告基準（記入要領）

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないか死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いもあるもの
	負傷者 重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (流失)	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は主要構造部（壁、柱、はり、屋根、階段をいう。以下同じ）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	半壊 (半焼)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部分の被害がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

被害項目			報告基準
	一部損壊		損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のものは除く。
	床上浸水		その住家の床上以上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害			非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道 路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	橋 梁		「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の運行が不能となた程度の被害をいう。
	河 川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事をする程度の被害をいう。
	港 湾		「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	船舶被害		「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったものと及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話		「電話」とは、通話不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電 気		「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水 道		「水道」とは、上水道又は、簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。

被害項目		報告基準
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は、簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は、石塀の箇所数をいう。
	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震または火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
		災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
その他		備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県					区分			被害	
災害名					田	流失・埋没	ha		
						冠水	ha		
確定年月日			月 日 時確定		畑	流失・埋没	ha		
						冠水	ha		
報告者名					文教施設		箇所		
区分			被害		その他	病院		箇所	
人的被害	死者		人			道路		箇所	
	行方不明者		人			橋りょう		箇所	
	負傷者	重傷	人			河川		箇所	
		軽傷	人			港湾		箇所	
住宅被害	全壊		棟			砂防		箇所	
			世帯			清掃施設		箇所	
			人			崖くずれ		箇所	
	半壊		棟			鉄道不通		箇所	
			世帯			被害船舶		隻	
			人			水道		戸	
	一部破損		棟			電話		回線	
			世帯			電気		戸	
			人			ガス		戸	
	床上浸水		棟			ブロック塀等		箇所	
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟			り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人		
人				火災発生	建物	件			
非住家	公共建物	棟			危険物	件			
	その他	棟			その他	件			

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 地震災害応急対策

第4編 風水害災害応急対策

第5編 事故等災害応急対策

第6編 災害復興・復旧対策

附属1 東海地震の警戒宣言等への対応

附属2 南海トラフ地震の警戒宣言等への対応

資料編

区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千円				設 置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設	千円				解 散	月 日 時		
公 共 土 木 施 設		千円		災 害 置 対 策 市 町 村 本 部 名				
そ の 他 の 公 共 施 設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 適 用 市 町 村 救 助 法 名				
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円		計		団体		
被 害 総 額		千円		消防職員出動延人数		人		
				消防団員出動延人数		人		
備	災 害 発 生 場 所							
	災 害 発 生 年 月 日							
	災 害 の 概 況							
	消防機関の活動状況							
考	その他（避難の勧告・指示の状況）							

2. 火災・災害等即報要領に基づくもの

以下、火災・災害等の報告について記すもので詳細は、「火災・災害即報要領」に基づき報告するものとする。

(1) 即報の区分、対象及び様式

火災・災害等即報の区分、対象及び様式は次のとおりとする。

① 火災等即報 第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特定防災区域内の事故、危険物に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏洩等の事故とする。

② 救急・救助事故即報 第3号様式

救急事故及び救助事故を対象とする。ただし、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略すること。

③ 災害即報 第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、①火災等即報、②救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りでない。

また、消防機関等への即報が殺到した場合については、本様式にかかわらず、無線電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

注：第4号様式（その2）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況を報告する場合の当初の段階で被害の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合には、本様式を用いること。

(2) 災害即報基準

災害即報については、次の基準に該当するものについて報告すること。

① 災害救助法の適用基準に合致するもの

② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

⑥ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4位上を記録したもの

⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

第 1 号様式 (火 災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮 火 日 時 分 (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事 業 所 名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 階層 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
焼 損 程 度	焼損棟数 全焼棟 棟 半焼棟 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟 } 計 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

報 第

事故名

- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- 2 危険物等に係る事故
- 3 原子力施設等に係る事故
- 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事 故 種 別	1 火災	2 爆発	3 漏えい	4 その他 ()		
発 生 場 所						
事 業 所 名			特別防災区域	〔レイアウト第 一 種、第 一 種、 第 二 種、その他〕		
発 生 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分			
		鎮 火 日 時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法			気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()			物 質 名		
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()					
施 設 の 概 要			危険物施設の 区 分			
事 故 の 概 要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 重 症 中 等 症 軽 症	人 (人) 人 (人) 人 (人) 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出 場 人 員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)	台 人		
			消 防 団	台 人		
			消防防災ヘリコプター	機 人		
			海 上 保 安 庁	人		
			自 衛 隊	人		
そ の 他	人					
災害対策本部 等の設置状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分					
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれてい

ない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第1編
総則

第2編
防災
災害予

第3編
害応急対策
地震災害

第4編
災害応急対策
風水害

第5編
災害応急対策
事故等

第6編
旧・復興対策
災害復

附属1
宣言に伴う対応
東海地震の警

附属2
震防対策推進計画
南海トラフ地

資
料
編

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部 名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事 故 の 概 要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の警
戒に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

第 4 号様式 （その 1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

第 1 編 総 則
第 2 編 災害予 防対策
第 3 編 地震災 害応急対策
第 4 編 風水害 災害応急対策
第 5 編 事故等 災害応急対策
第 6 編 災害復 旧・復興対策
附属 1 東海地震の警 戒宣言に伴う対応
附属 2 南海トラフ地 震防災対策推進計画
資 料 編

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人 被 害	死 者		人	重 傷		人	住 家 被 害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不 明		人	軽 傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119 番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都 道 府 県				区 分				被 害							
災 害 名 ・ 報 告 番 号				災害名 第 報 (月 日 時現在)				田 冠 水 ha ha 畑 流失・埋没 ha ha 冠 水 ha		流失・埋没 ha 冠 水 ha					
												報 告 者 名			
												区 分		被 害	
												死 者		人	
人的被害		行 方 不 明 者		人				そ の 他		文 教 施 設 簡 所 病 院 簡 所 道 路 簡 所 橋 り ょ う 簡 所 河 川 簡 所 港 湾 簡 所 砂 防 簡 所 清 掃 施 設 簡 所 崖 く ず れ 簡 所 鉄 道 不 通 簡 所 被 害 船 舶 隻 水 道 戸 電 話 回 線 電 気 戸 ガ ス 戸 ブ ロ ッ ク 塀 等 簡 所					
		負 傷 者		重 傷		人									
		負 傷 者		軽 傷		人									
		全 壊		棟											
住 家 被 害		半 壊		棟				火 災 発 生		建 物 件 危 険 物 件 そ の 他 件					
				世帯											
				人											
		一 部 破 損		棟								り 災 世 帯 数 世 帯			
				世帯											
				人											
		床 上 浸 水		棟								り 災 者 数 人			
				世帯											
				人											
		床 下 浸 水		棟								火 災 発 生		建 物 件 危 険 物 件 そ の 他 件	
				世帯											
				人											
非 住 家		公 共 建 物		棟				火 災 発 生		建 物 件 危 険 物 件 そ の 他 件					
		そ の 他		棟											

第1編
総 則

第2編
防 災 策
災害予

第3編
害 応 急 対 策
地震災

第4編
災 害 応 急 対 策
風水害

第5編
災 害 応 急 対 策
事故等

第6編
旧・復興対策
災害復

附属1
東海地震の警
戒宣言等への対応

附属2
南海トラフ地
震の対策推進計画

資 料
編

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	
公 立 文 教 施 設	千円		市 町 村			
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計	団体
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円		1 1 9 番通報件数 件		
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣			その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料 8-5 災害復旧に伴う国の財政援助等

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努めるものとする。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業はおおむね次のとおりである。

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 （河川、道路、下水道等）	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	激甚災害に対処する為の特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」と言う）第3条第1項第1号
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法等	激甚法第3条
都市災害復旧事業 （街路、公園等）	予算補助	-----
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第3条第1項第3号
既設公営住宅復旧事業	公営住宅法	激甚法第3条第1項第4号
社会福祉施設災害復旧事業 〔保護施設 老人福祉施設 障害者支援施設等 児童福祉施設 婦人保護施設〕	予算補助	激甚法第3条第1項第5項～第9号
感染症指定医療機関災害復旧事業及び感染症予防事業	予算補助	激甚法第3条第1項第10号及び第11号
堆積土砂排除事業 〔公共的施設区域内 公共的施設区域外〕		激甚法第3条第1項第12号及び第13号
湛水排除事業		激甚法第3条第1項第14号
農地等災害復旧事業 〔農地、農業用施設、林業用施設及び漁業用施設の災害復旧事業〕	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同上	激甚法第6条
天災による被害農林水産業者等に対する資金融通	天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
中小企業信用保険法による被害関係保証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚法第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業	-----	激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	-----	激甚法第16条
私立社会教育施設災害復旧事業	-----	激甚法第17条
市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	-----	激甚法第19条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助	-----	激甚法第21条
災害（罹災者）公営住宅整備事業	公営住宅法	激甚法第22条
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	激甚法第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設等災害復旧事業 （し尿処理施設、ごみ処理施設等）	予算補助	予算補助
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助

資料 8-6 自衛隊派遣要請書様式等

○ 知事への依頼書様式

第1編
総則

第2編
防災
災害予

第3編
害応急対策
地震災

第4編
災害応急対策
風水害

第5編
災害応急対策
事故等

第6編
旧・復興対策
災害復

附庫1
盛宣仁に伴う対応
東海地震の警

附庫2
震防対策推進計画
南海トラフ地

資料
編

文書番号
年 月 日

大阪府知事 様

高石市長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を
要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

文書番号
年 月 日

大阪府知事 様

高石市長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり
撤収要求を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 撤収要請の内容
- 4 その他参考となるべき事項

別記様式第 1 号

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		緊急通行車両事前届出書		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		() 第 号	
大阪府公安委員会 殿		年 月 日		緊急通行車両等事前届出済証		年 月 日	
届出者住所 (電話) 氏名		印		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。			
番号標に表示 されている番号	注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行なった警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するとき は、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。						
住 所	() 局 番						
使 用 者	氏 名						
出 発 地							

注： 1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を 2 通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し 1 通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。

2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を 2 通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し 1 通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し 1 通）を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

別記様式第5号

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書	年 月 日 大阪府公安委員会 殿	左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証	() 第 号
番号表示 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	住所（電話番号）氏名 印	注意事項 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行つた警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行つた警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行つた警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行つた警察署に届出済証を返納すること。 (1) 規制除外車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となつたとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。	大阪府公安委員会 印	
使用者	住所			
氏名	番			
出 発 地				

注： この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し1通（写真）の場合は、原本（1通）を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2線下）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 8-8 罹災証明書（統一様式）

【留意事項】

○必須記載事項の配置順及び記載内容について

- ・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

- ✓ 追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする

- ・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。

- ・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第 90 条の 2 第 1 項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

- ・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

- ✓ 「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報
※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。
- ✓ 「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報
- ✓ 「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

- ・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「令和 2 年度における被災者支援の適切な実施について」（令和 2 年 4 月 23 日府政防第 867 号）や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（令和 2 年 3 月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

(記載例)

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住家※の 所在地	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☒ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

第1編
総 則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の警
戒(巨津波)対応

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

罹災証明書

第1編
総則

第2編
災害予防対策

第3編
地震災害応急対策

第4編
風水害災害応急対策

第5編
事故等災害応急対策

第6編
災害復興対策

附属1
東海地震の警戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市長